（岩倉紙芝居館古典館<http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm>）　　宰主　上田啓之
**祭祀のかたち**目次
　はじめに　　　　　　　　　　　　1頁
　鏡を日神とする　　　　　　　　　4
　祭祀の主宰　　　　　　　　　　　6
　祭祀の推進者　　　　　　　　　　7
　儀場の構成　　　　　　　　　　　8
　天降り　　　　　　　　　　　　　17
　発命と受命　　　　　　　　　　　17
　降臨の詔　　　　　　　　　　　　21
　祭祀のかたち　　　　　　　　　　22
　伊勢神宮　　　　　　　　　　　　24
　現実政治における記紀の詔　　　　27
　おわりに　　　　　　　　　　　　32

**はじめに**

古事記、日本書紀（記紀）における祭祀の起源となるのは、天石屋戸の前、天孫降臨の様式とならう。これは古事記、日本書紀、古語拾遺において、異同がみられる。この三書以外の伝承も検討せざるを得ないが、この三書が公的なもので、他とは異なることを留意する必要があり、長くなるが成立の過程をみておきたい。何が史実であるかを明らかにすることは筆者の及ぶ所ではない。何が公とされ、私に如何なる異義があったかをみることになる。

|  |
| --- |
| 　古事記の編纂は、序文によれば、諸家における帝紀、本辞が正実に違い、多く虚偽を加えているに鑑み、帝紀を撰録し、旧辞を討覈（たうかく、検討して明かにする）し、偽（いつは）りを削り実（まこと）を定めせしめることにあった。稗田阿礼が帝皇日継、先代旧辞を誦（よ）み習ひたるものを撰録して、太安万侶が記した（和銅5年712年）とある。　本来、史官が厳正で、朝廷の帝紀、本辞が暦に従ひ記されておれば、改めて編纂する必要は無い。　聖徳太子と蘇我馬子が、天皇記と国記、臣連伴造国造百八十部幷（あはせ）て公民等の本記を録したことは、日本書紀、推古天皇28年の是歳条（620年[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki43.htm#廿八年秋八月)）にみえる。物部守屋が蘇我馬子と対立し滅ぼされたのが、用明天皇2年（587年[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki40.htm#二年夏四月)）のこと、討たれた物部氏の祖の伝承は、それまでの功多（さは）と雖も、重くは扱はれまい。　この天皇記と国記は、蘇我入鹿が殺され、その後に蘇我蝦夷が討たれた時（皇極天皇4年645年[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki45.htm#四年春正月)、6月13日条）に焼かれ、船史惠尺が焼かれた国記を取り出し、中大兄皇子に献上したとされる。どういふ編纂方針がとられており、蘇我氏の管理が如何なるもので、どの程度焼け残り、どう復刻されたかは不明である。　壬申の乱を経て天武天皇の御世に至るまでに、諸家にも帝紀、本辞が保持され、それが乱れており、撰録、討覈して正すことが求められ、記紀の編纂が始められたことからすれば、正史が無かったことになる。　古事記が何をどう選択し、正しいとしたのか、その経緯は記されていない。当時の政治状況から推測する他あるまい。大海皇子（後の天渟中原瀛真人天皇；天武天皇）は、中大兄皇子（後の天命開別天皇；天智天皇）、中臣鎌足の政治を継承せしめた大友皇子（弘文天皇）を討ち、大友皇子を支えた重臣達の秩序も崩れ、壬申の乱に功のあった豪族達が天武政権を支へる世となった。中大兄皇子には、天命開別天皇（あめみことひらかすわけのすめらみこと）とあるごとく、天命を得て新たなる世を開くという中国的志向がみられる。一方、大海皇子には、天渟中原瀛眞人天皇（あまのぬなはらおきのまひとのすめらみこと）とあるごとく、神仙への志向があり、『天皇』を号し、天と地を治める『すめらみこと』の系譜を確立せむとされたやうにみえる。古事記が、天地開闢以降、一貫して継続する天神・皇孫・天皇の系譜を記したことは、画期的な伝承の完成となった。　天武天皇は、十三年（684年）十月（日本書紀[十三年条](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki54.htm#十三年春正月)）にあるごとく、新たに八色の姓（真人「十月一日」、朝臣「十一月一日」、宿禰「十二月二日」、忌寸「十四年六月二十日」、道師、臣、連、稻置）を定め、旧来の臣・連・伴造・国造という身分秩序に対して、臣・連のなかから皇室と関係の深いものだけを抽出し、真人・朝臣・宿禰として上位におき、他を下位にとどめ、皇族中心の体制を構築した。　皇孫を優先し、天神・地神の子孫、豪族、渡来人と続く序列は、新撰姓氏録（平安時代の桓武朝に引き継がれ、その意を受けた嵯峨天皇の命により弘仁6年「815年」に編纂された）に反映されている。「天神地祇の胄（ちすじ）、これを神別と謂ふ。天皇、皇子の泒（わかれ）、これを皇別と謂ふ。大漢三韓の族、これを諸蕃と謂ふ（[新撰姓氏録考證](http://kindai.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/991614)）」とする。その注に、「天神とは天に生坐（あれます）る神等（かみたち）をいひ、地祇とは地に生坐る神等をいふ･･･（神々に）天神、天孫、地祇の別を立てられたり。天神は天之御中主神、高皇産霊神、神皇産霊神、津速魂命を始めその余の天神たちの御裔（みすゑ）をいひ、天孫は天照大御神より鵜草葺不合命までの御子孫（みすゑ）をいひ、地祇は国に成坐る神たち海神の御末（みすゑ）までを云なり･･･（皇別とは）神武天皇より以下、凡て皇子たちの御派（わかれ）を謂ふ（前掲書）」とある。　又、天武十三年には、壬申の乱における功により「伊賀・伊勢・美濃・尾張、四の国、今より以後、調の年に役を免し、役の年に調を免せ」との詔がなされており、これらの氏族はその祖に至って光が当ったことであらう。ただ、各豪族内にあっては、生き残るために族内で双方に分かれて参戦しており、また、大友皇子を最後まで見捨てず同行した物部連麻呂が後に赦され朝臣に任じられており、同氏族であっても盛衰があり単純ではない。　日本書紀編纂は、天武十三年（681年）三月の「川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す」に始るが天武天皇の死により方向性が揺らいだ。持統天皇五年（691年）八月「十八の氏【大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇】に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ」とするこの時期とは、身分制と官位と食封により豪族を再編し、国境を策定し班田となる土地を整備し、戸籍作成を強力に進め郡里の制を敷き、国司の力を強化し、税制・軍制の総体が把握されるようになり、朝廷における儀礼をも刷新し、発布された飛鳥浄御原令が機能しはじめ、新都の造営に向かふ時であった。　諸家の伝承を収録し検討をして、本文を正とし、古事記を含めてその出典は不明であるが、一書、一書の伝承を記しており、これを正史とした（養老4年720年）。また、和銅六年(713年) に詔して、国司に風土記を編纂させており（出雲国風土記は国造家による）、以降諸家が独自の帝紀や本辞のごときを有すことを禁じ、日本書紀を公として諸氏に貫徹せしめた。　古語拾遺は、書契により、口伝を嗤（わら）う風潮が起り、故実（昔の出来事）の根源が忘れられ、浮華（ふくわ、うわべを飾る）を競い変改すること、また、国史（朝廷の史書）・家牒（かてふ、氏族の記録）の伝承の委曲（詳細）に漏れもあることを憂へた斎部広成が、「幸（さきはひ）に召問（せうもん）を蒙（かがふ）り」と、平城天皇の許可を得て、旧説（くせつ）を録したものであった（大同2年807年）。藤原不比等が養老4年(720年)に没して後、藤原氏内では四兄弟（南家･北家・式家・京家）の内紛が続き、天然痘の流行で藤原四兄弟が病死（天平九年「737年」）し、南家の藤原仲麻呂が光明皇后の信を得て中枢に復帰するが、道鏡の台頭で仲麻呂は敗死（天平宝字8年「764年」）する。以後、藤原良房が承和年間（834－848年）に頭角を表わし、清和天皇の外戚として摂政になる（貞観八年「866年」）までは低迷が続いた。さやうな情勢変化のなかで、広成の中臣氏批判が受け容れられたものと思はれる。　先代旧事紀は、公的に編纂についての詔や召問の記録が無く、序文に、推古天皇の時に聖徳太子と蘇我馬子が編纂したものとするが、これは後に付加されたものとみられ、私的に編纂されたと推定されている。「令集解（859－876年間に編纂）」に引用がありそれ以前、古語拾遺（807年）を引用しておりそれ以降に編纂されたもので、編者としては、平安初期の法律家で、三河国造家の後裔、物部大足の子、興原敏久(849年没)が有力とされるが、諸説があり未だ定らない。記紀や古語拾遺の記述を取り込んで編纂されているが、記紀や古語拾遺に記されない物部氏や国造に関する伝承には、記紀成立以前から存在していて不思議でないものがあると思はれ、吟味する必要がある。　物部氏に限らず、その他の祖の伝承についても、他の系図や風土記逸文（あるいは残欠）のなかにみられる。ただ、その成立の時期を証するものが定かでなく、また、逸文や残欠が風土記本文から引用されたと証するものがない。歴史的制約を考慮せず、論ずるならば、奇説、珍説になりかねない。 |

**鏡を日神とする**　鏡は漢代に中国から伝来する。中国には玉璧（[HP](https://www.npm.gov.tw/exh99/chinese_jades/jp_img_09.html)）、玉琮（[HP](http://kohkosai.com/chinaphoto/cyoukou%20ryuiki/ryousyo/page/001.htm)）の伝統があり、玉璧では、大円は日神、小円は月神、大円は天、小円を通じて魂を天に送り還す意味があり、玉琮では、天は円（神界）、地は方（人間界）を表わし、所持者を天地交信者（巫師：支配者）とした。この伝統は鏡の製作においても受け継がれ、天円地方の形、九天、天地の間の八柱、二十八宿、天帝が天を回転させる北斗七星、星宿を代表する四神（青龍・朱雀・白虎・玄武）等が描かれ、金鏡は皇帝、銀鏡は皇后、皇太子、銅鏡は諸王等が所持し、2世紀になると鉄鏡が銅鏡より上位とされたやうである。又、富の象徴でもあり、墓に副葬品として納められた。
　この鏡を玉や銅剣・銅矛・銅鐸に代はる王（きみ）たるものの象徴として政治に用ゐたのは、卑弥呼の政権であった。魏より三角縁神獣鏡百枚を得たのであるが、おそらくは、卑弥呼側からそれを依頼したものであらう。
　我が国においては、玉の光がその位置を占めていた。その光は、そのものをそのものたらしめる魂（たま）であり、玉の光と玉ふりの音から、魂の発露、神の訪れを感じ取るものであったらう。清浄な地の岩石を神が坐す磐座（いはくら）とし、神が依り降りる樹木に目印を施し神籬（ひもろぎ；榊を用ゐた）とし、その域を磐境（いはさか）と称した。神をお迎へし、神の「みこと」を伺ふことのできる者が「かむなぎ（巫女）」であった。「なぎ」は「和（な）ぐ」、「慰（な）ぐ」こととされる。「はふり（祝）」とは祓ふ、放つことで、穢れを祓ふことであり、祝は説文に、「祭主贊詞者」とあり祭主にして祝詞を奏す者となり、宮廷儀式が成立してからの用法とならう。
　秘められた玉の光と、鏡の光とはおよそ異なる。鏡が日の光を反射するもの、天地を照らす光との関連で用ゐられれば、全土を覆ふ光、全土に知（し）られ、知は治と通用しており、全土を治（しら；しろ）す意味を持つ。「あまてらす」には「天を知（し）らす」意味が込められていやう。
　微妙な玉の音は、銅鐸の出現により、神の訪れの音と時や合図を周知する響き渡る音とに分離されたことであらう。銅鐸、木鐸、鉄鐸と素材により、鐘など打楽器となるものが分離され、玉のかすかな音は鈴や御幣の音にとって代られたやうにみえる。

　鏡を神の象（みかた）として祭祀するといふ発想は、卑弥呼にはなからう。記紀が編纂された時期からすれば、仏の像を拝すことがすでに常態化しており、これに対応するものであったのかもしれない。いずれにせよ、神の象となる鏡は、漢や魏など中国の鏡では異国の神となり、自前の鏡として製作されねばならない。『記』は「天の安の河の河上の天の堅石（かたしは）を取り、天の金山（かなやま）の鉄（まがね）を取りて、鍛人天津麻羅（かぬちあまつまら）を求（ま）ぎて、伊斯許理度売（いしこりどめ）の命に科（おほ）せて鏡を作らしめ」たとする。
　石屋戸から天照大神がおでましになることは、皆既日食からの回復がモチーフであらうが、円形の鏡を天照大神、日神の象（みかた）とし製作し、天照大神がご覧になることで、その「ひ（魂）」が込められ、鏡が神となることができたのであらう。
　『紀』の一書第一では、鏡を象（みかた）としてそこに神を招（を）くとしており、石凝姥を冶工（たくみ）として天香山の金で日矛を作らせ、「ふいご」を利用して鏡を作らせたのであるが、その鏡は紀伊の日前神（[日前神宮公式サイト](http://hinokuma-jingu.com/jingu.html)）としている。一書第二では、鏡は天糠戸（あまのぬかと）者（石凝姥の父）が作っており、石窟にいれたとき小瑕が付いており、それが伊勢の大神の鏡だとする（中国では、太陽にカラスが宿るとして太陽の黒点が認識されていた）。一書第三では、鏡作りの遠祖天抜戸の児、石凝戸辺が八咫鏡を作ったとしている。本文においては、八咫鏡或いは真経津鏡と記すのみで、判断を明確にはしていない。
　古語拾遺では、「石凝姥神【天糠戸命の子、作鏡が遠祖】をして天香山の銅（あかがね）を取りて、日の像（かた）の鏡を鋳（い）しむ」、「初度（はじめ）に鋳たるは、少（いささか）に意（こころ）に合（かな）はず【是、紀伊国（きのくに）の日前神（ひのくまのかみ）なり】。次度（つぎ）に鋳たるは、其の状（かたち）美麗（うるは）し【是、伊勢大神（いせのおほかみ）なり】。」としており、また、「天目一筒神（あめのまひとつのかみ）をして雜の刀斧及鉄（くろがね）の鐸（さなき、鈴のこと）【古語に、佐那伎（さなき）といふ】を作らしむ」としている。
　銅鏡なのか鉄鏡なのか？鋳造なのか鍛造なのか？『記』は鉄製、鍛造としており、古語拾遺は鏡を銅製で鋳造、刀、斧、鈴は鉄としている。他書では明確でない。鏡の裏や縁の文様等を考慮すれば、鋳型製作が適しており、溶鉱・流入、研磨に仕事が分かれ、天糠戸、石凝姥の仕事内容とならう。一方、天津麻羅、天目一筒は製鉄や鍛造を行っていたやうに見受けられる。
　『紀』綏靖天皇紀に、「倭鍛（やまとのかぬち）部、天津真浦（あまつまら）をして真麛（まかご）の鏃（やさき）を造らしめ」とあり、倭鍛部は韓鍛部に対するものであり、韓鍛の技術は神功皇后5年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki22.htm#五年春三月（やよひ）)）に、新羅の蹈鞴津（たたらつ）、草羅（さひ）城の捕虜を連れ帰り、桑原・佐糜・高宮・忍海の四邑に置いたと記され、この頃から朝廷としての本格的な導入が始ったのであらう。蹈鞴とは「踏みふいご」のこと、草羅とは鉏（すき）のことで、元来は漢代に半島に流入した漢人から製鉄の技術を得た人々とみられる。倭鍛部が綏靖天皇の世に存在したとする記述には頭が混乱するが、「弥生人の鉄器製作は，可鍛鋳鉄を石器製作の要領で研いだり擦ったりして刃を着けた小鉄器を作ることから始まる。鍛鉄の鍛冶加工は前3世紀以降にようやく朝鮮半島系錬鉄を素材に始まり，鋳鉄の脱炭処理が始まるのは弥生後期以降となる。したがって鋳鉄 ･ 鍛鉄という2系統の鉄を対象に高度な技術を駆使して，早くから弥生独自の鉄器を作っていたというイメージから，鋳鉄の破片を対象に火を使わない石器製作技術を駆使した在来の技術で小鉄器を作り，やがて鍛鉄を対象に鍛冶を行うという弥生像への転換が必要であろう（弥生鉄史観の見直し -藤尾慎一郎、国立歴史民俗博物館[HP](https://www.rekihaku.ac.jp/outline/publication/ronbun/ronbun8/pdf/185006.pdf)）」とする指摘があり、製鉄・鋳造・鍛造の枠を越へて考へる必要があるやうだ。
　「かぬち」とは「金打ち」であり、鍛造とならう。「ぬかと」は未詳で諸説があるが、型抜き、研ぐことを連想させ、鋳造とならうか。「まら」も未詳で諸説があるが、「まら」には「まらうと（客人）」の「まら」以外の用法がなく、客人として迎へた渡来の技術者といふ説をとりたい。姓氏録、神別、和泉国の大庭造を「神魂命の八世孫、天津麻良命の後」としている。先代旧事紀では、天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊を降ろすに際して五部人の一人を天津麻良（物部造等の祖）、五部造の一人を大庭造、天磐船の要員、梶取を天（津）麻良（阿刀造等の祖）、四船子の三人を天津真浦（倭鍛師等の祖）、天津麻（真）占（笠縫等の祖）、天都赤麻良（曾曾笠縫等の祖）としており、「まら」は船の建造や操縦に係はる技術集団とみなされやう。
　天目一筒の「まひとつ」から「目占（まうら）、火色などを片眼で占った」、「まら」に結びつけ、同一とみる説には無理があらう。古語拾遺は天目一筒命を築紫・伊勢の忌部の祖としており、先代旧事紀の諸々の「まら」とは祖が異なる。

　鏡に如何にして天照大神の霊（ひ）を遷移して、鏡を神とするのか？天照大神が鏡にその姿を映すことが必要となる。皆既日食がヒントとなり、世が闇となる、石窟に隠れることが想定された。出雲国風土記ではその素振りもない須佐乃袁命（素戔嗚尊）を記紀では乱暴狼藉者とし、その故に天照大神がお隠れになられたとしている。
　通常、光を取り戻すことに焦点があり、『記』はその方策の立案者を思金神（おもひかねのかみ）とする。『紀』も古語拾遺もこれを踏襲する。「かね」とは「かなふ、思った通りになる、匹敵すること」、「かぬ、あらかじめ心配する、予想する」ことである。思兼神とも表記されるが、意味するところは変らない。ただ、『紀』の一書第二や第三には、思兼神に触れないものがある。中国の天文学に通じた識者は、日食が周期的に起る天文現象であることを知っており、神の意図とは関係なく復帰するものと、省いたのかもしれない。
　思金神の意図は、『記』によれば、鏡を作らせ、天児屋命と布刀玉命に、石屋の前の岩場に儀場を整へ、布刀玉命に玉、鏡、和幣の懸った榊を持たせ、天児屋命が天照大御神を称へる祝詞を申し上げ、朝が来たと鶏を鳴かせ、歌舞を繰り広げ、天照大御神がいぶかり戸から顔を現したときに、更に貴い神を祭祀していると偽り鏡を示（み）せ、その隙に天照大御神を引き出すことであった。そこで天照大御神を挑発する胆力を発揮するのが、天宇受売命である。
　『紀』の本文もほぼこれを踏襲しているが、推進者として天児屋命を主とし、天照大神が反応されたのは、太玉命相共に申し上げた天児屋命の祝詞とし、鏡や天鈿女命の詞には言及していない。
　一書第二では、思兼神は登場せず、決まり手は、天児屋命の神祝（かむほき）であり、これに天照大神が反応されたとした。一書第三でも思兼神は登場せず、推進者を天児屋命であるとし、その称辞が決まり手であったとしている。この書では、根の付いた榊に懸ける上枝に玉、中枝に鏡、下枝に和幣の順序を、鏡、玉、和幣の順序としている。鏡を主とし、天児屋命とその祝詞に焦点を当てることは、暗に中臣氏の祖を称揚することにならう。
　古語拾遺では、立案者を思兼神とするが、推進者を天児屋命とすることに異を唱へた。称詞を述べ、天照大神のごとき鏡をつくらせたので、どうぞご覧下さいと誘ったのは太玉命であるとした。『記』の伝では、天照大神の魂を鏡に遷移するに偽りがあり、相応しくないとみたのであらう。そして、天照大神には新殿（瑞殿「みづのみあらか」）に遷座いただいたことを加へた。また、天鈿女命は古語では、天乃於須女（あめのおずめ）で「強（こは）く悍（あら）く猛（たけ）く固（かた）し」を意味し「今の俗（よ）に強（こは）き女を於須志（おじし）と謂ふ」としており、強烈な眼力と胆力の持ち主と恐れられていたことを踏襲している。

**祭祀の主宰**
　全体を統括しているのは高御産巣日神（高皇産霊神）で立案者は思金神（思兼神）であることはほぼ一致する。常世から長鳴鳥を調達せしめており、思兼神は常世思兼神とされることもある。「とこよ」は常夜となれば、暗い闇、黄泉を連想し、常世となれば、豊かで寿命が長い永久（とは）の世界を連想する。海との関連では海の彼方、あるいは竜宮城のごとき所ともなる。
　常世の住人には少名毘古那命（少彦名命）がおり、高天原とは異なった智恵により難事を平らげてゆく神の印象がある。『記』においては、少名毘古那命を神産巣日神の御子とし、『紀』の一書第六では、少彦名命を高皇産霊神の子とするごとく、思兼神の出自についても記紀の認識は異なった。
　そもそも、高御産巣日神と神産巣日神の出自について論争があったやうだ。『記』は天地が発（ひら）けたときに、高天原に天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神の三柱の独神（ひとりかみ）が成ったとし、古語拾遺も天地が割判（わかれひら）くときに、天の中に生（あ）れた神が天御中主神、高皇産霊神、神皇産霊神とする（独神とはしていない）。ところが、『紀』の本文においては、天地の中に国常立尊、国狭槌尊、豊斟渟尊の乾道独化し、三神を純男（をとこのかぎり）とし（乾道独化、純男とは、陰陽の陽の気のみが化し、陽のみであるから純に男の義である）、天御中主神、高皇産霊神、神皇産霊神には言及がない。ただ、一書第四に、天地が判れたときに、国常立尊、国狭槌尊が生（なりい）で、高天原に天御中主神、高皇産霊神、神皇産霊神が生（あ）れたとし、地を形成することになる神と高天原に生まれる神とを分離して、『記』の記述を取り込む書もあったことになる。後にみるが、高皇産霊神には御子があり、『記』の「ひとりかみ」の設定に不自然さがつきまとった。
　古語拾遺によれば、高皇産霊神は、古語に、多賀美武須比（たかみむすひ）といひ、皇親神留伎命（すめむつかむるきのみこと）のことで、神産霊神は、皇親神留弥命（すめむつかむるみのみこと）に当るとする。「かむるき」と「かむるみ」であり、「いざなき」と「いざなみ」のごとく男女一対の神となる。
　出雲国造神賀詞には、「高天（たかま）の神王（かぶろ）高御魂（たかみむすび）神魂（かみむすび）の皇御孫命（すめみまのみこと）」とあり、高御魂と神魂は皇御孫命とあるが、元来は高天原ではなく、出雲の高天の神であらう。また、熊野大神を「伊射那伎（いざなき）の日真名子（ひまなご）加夫呂伎（かぶろき）熊野大神（くまぬのおほかみ）櫛御気野命（くしみけぬのみこと）」としており、「かぶろき」は男神であり、「かむるき」と同じことになり、「かむるき」と「かむるみ」は出雲の呼称と思はれる。高御魂を普通に訓ずなら、「たかみたま」、神魂は「かむたま」となり、高御玉、神玉でもあり、この二神は出雲の玉の神とすべきかと思ふ。
　この「かむるき」と「かむるみ」の対の二神を独神とし、「むすひ「生成する霊」」の機能に着目し、「たかみむすひ」と「かむみむすひ」と変容させヤマトが取り込み、出雲が「国譲り」伝承を以てヤマトに服すに、高御魂と神魂を「たかみむすひ」と「かむみむすひ」と称したやうにみえる。
　出雲がヤマトに服すのは、紀によれば崇神天皇の御世の神宝事件、『記』によれば景行天皇の御世に倭建命が出雲建を伐った頃に遡る。出雲の側にも、ヤマトに対抗する勢力もあれば、ヤマトと結ぶ勢力もあり、結果的には、ヤマトと結ぶ勢力が主導権をとり、「国譲り」のストーリーが編成されたと思はれる。『記』はそれに順じたが、『紀』の編者は、本文では、この二神を採用せず、石窟の場面においても高皇産霊神に触れず、いきなり思兼神を登場させたのであらう。天孫降臨に際しては、高皇産霊神が統率をしたとするが・・・
　この脈絡からすれば、思金神は神産巣日神あるいは高皇産霊神の御子いずれであったとしても、もともとは出雲の神であった可能性もある。「すくなひこ」も、記紀では船に乗って現れ、神産巣日神あるいは高皇産霊神の御子の二説に分かれるが同様である。
　元来、出雲国風土記の飯石郡多祢（たね）郷条に大穴持命と共に登場するのが須久奈比古（すくなひこ）命である。ただ、その出自には沈黙している。万葉集でもこの二神は神代からのコンビであり、歴史的には、ヤマトがまだ存在しない時代からの出雲の神であったらう。出雲の天に出雲の高天はあっても、ヤマトの高天原がないときのことであり、高天原の神から須久奈比古命が大穴持命に派遣されることは成立し難い。海の彼方からやって来たとする伝承であるが、それもヤマト以外であらう。天から派遣されるとするなら、高御魂と神魂がおられる出雲の高天が相応しい。
　高御産巣日神（高皇産霊神）、神産巣日神（神産霊神）については、出自について出雲の影がつきまとふ。

**祭祀の推進者**
　『記』においては、天児屋命が布刀玉命（太玉命）を召し、「占合（うらな）ひまかなはしめ」、太御幣を取り持たせ、天児屋命が「太詔戸言（ふとのりごと）祷（ほ）き」としている。「ふと」とは、すぐれた、壮大なるの義である。『記』では天児屋命が主導している印象があるが、『紀』の本文では、天児屋命と太玉命とが、相与に致其祈禱（のみいのりまう）すとしており、どちらかといえば、「諸氏相共に」がトーンである。しかし、一書一書となると、思兼神自身、あるいは諸神合議とするも、天児屋命の称辞のみが強調される論調となっている。古語拾遺は「相共に」であるが、思兼神が諸神を率いさせたのは太玉命と反論している。
　広成は、古語拾遺に、「天上（あめ）より始めて、中臣・齋部（忌部）の二氏は、相副（とも）に日の神を禱（いの）り奉る。猨女（さるめ）が祖（おや）も、亦神の怒を解く。然れば、三氏の職は、相離るべからず。而るに、今伊勢の宮司（みやづかさ）は、獨り中臣氏を任（め）して、二氏を預らしめず」と中臣氏を批判している。従って、広成は、石窟前における祭祀の諸氏の本来の役割を再現しやうとしたと思はれる。
　記紀は、天児屋命と太玉命（布刀玉命）との出自について、沈黙している。広成は、天児屋命を神産霊神の御子とし、一方、太玉命を高皇産霊神の御子とし、天祖天津彦尊（あまつひこのみこと）の母、栲幡千千姫命（たくはたちぢのみこと）と兄弟とした。天祖天津彦尊とは皇孫番能邇邇芸命（瓊瓊杵尊）であり、太玉命は「おじ」に当ることになる。
　忌部氏の祖をさやうに高貴な系譜に置くことに、中臣氏は強く反発したのであらう。また、高皇産霊神、神産霊神に出雲の影のあることに、紀の本文で、国常立尊、国狭槌尊、豊斟渟尊を天御中主神、高皇産霊神、神産霊神の位置に置いたことも、これに関連していやう。
　中臣氏は、天児屋命を、新撰姓氏録では、「津速魂命の三世の孫」とし、「津速魂命―市千魂尊―興登魂命（興台産霊：ことむすひ）―天児屋命」の系譜とした。津速魂命は、先代旧事本紀にみられるごとく、高皇産霊神、神産霊神と同世代であるが、別の系譜となる。
　ただ、こうなれば、天児屋命は太玉命より二世代後、きわめて後輩の神となり、天児屋命が主となれば、大先達の太玉命を従へるという設定となり、記紀編纂時に中臣氏が忌部氏を凌駕していた現実が反映されていやう。広成が十一の項目に及び、中臣氏の祭祀における専断に憤っていることからもそれが知れる。
　天児屋命ついては、その父を興登魂（ことたま）あるいは興台産霊（ことむすひ）、その母を許登能麻遅（ことのまち）としており、「こと」に関する機能とした。「こと」は「言、事、異」であり、「もの」に対する語である。「もの」といふ一般的なありかたの中にある特殊、異を「こと」とする。さやうに現れる事の魂、あるいは言を発する霊を扱ふ機能とならうか。「まち」は太占（ふとまに）の「まに」と通じるならば、「こと」を占ふ機能となる。
　広成の主張は石窟前、天孫降臨の祭祀の形を祭祀の原型として固守する。つまり、天照大神を最優先させずば、祭祀の精神が損はれるとみたやうである。中臣氏は、大君（おほきみ）が天皇（すめらみこと）となる過程において、そこを離れて、周王朝の帝、王朝としての祭祀の形を取り込み、中央集権国家の天皇の祭祀へと変貌させる。古語拾遺からは、両者のさやうな相克が浮かんでこやう。

**儀場の構成**
　儀式とは、元来、物に精を感じ、その力に恐れ謹みを覚へ、害や災を祓ひ、益を願ひ祈ることに起因しやう。天に起因するもの、日・雨・風・雲・月・星等々、地や海に起因するもの、山、谷、川、泉、海、木、石、水、禽獣、魚貝等々と、それぞれにそれを主宰する精、魂、霊があると感じ、そこにあるそのものを畏敬した。
　人の形をした神が想像されるのはずっと後、恐らくは、まとまった集落・氏族が形成され、人間の集団あるいは個としての力が強く認識されてからのことであらう。氏族を一つに統括してゆくに祖神が必要となり、部族、部族連合となればその全体を統一しうる祖神を必要とした。国となれば、地神、水神より天神がより強力とされ、出自を天神のなかでも、高貴な神に求めた。
　山、森、巨石、巨木そのものを祭るのみでなく、天神を清浄な処にお招きして祭祀するという形ができあがるまでには、長い時間と試行錯誤があったと思はれる。また、それを屋の中や中庭で行ふとなれば、そこに参集するさまざまな立場の人間を考慮し、更なる工夫が求められる。
　ここでは、天照大神を中心とする。露天の清浄な磐境（いはさか）を選び、神が坐す磐座（いはくら）を定め、神を降ろす神籬（ひもろぎ）を立てる。祭祀を司る者は「みそぎ（川の清浄な水の力で身の汚れをそぐ）」をし、一定の期間の「いみ（俗を断ち心の穢れを去る）」を経る。神の「こと」を称へ、神を招来し、饗応し慰め、怒りを鎮め、災いを免れ、安泰で益をもたらすことを請ひ、神の「こと」がいかなるものかを聴く。
　磐境にある樹木に代り、根こそぎの木が神籬となり、「さかき」とされ神が依る木であり「榊」の字が充てられ、特定の意味を込め賢木、境木、栄木と記されることもある。そこに、玉、鏡、和幣が懸けられる。あるいは「みてくら（御手座）」ともされた。祭人が手に持って舞ひ、そこに神が憑（と）りつき、祭人が神懸かりとなり、神の「こと」を伝へる。これがより古いスタイルであったらう。岩戸前では、それが天宇受売命（舞踏）と天児屋命（のりとごとほき）と布刀玉命（みてぐらもち+ことほぎ）との三者に役割が分担されている。広成が「三氏の職は、相離るべからず」とする所以である。更に、榊、玉、鏡、和幣、骨（占用）、等々（古語拾遺では、文布、衣、量「はかり」、殿、笠、矛、盾、刀、斧、鈴に言及）を製作、準備する役割、その材料の調達先についても定められ、祭場での氏族の序列や振舞、秩序が分化してゆく。
　神魂が玉の光、玉の音に発現するといふのが旧来のスタイルであったとするならば、鏡に天照大神の魂を遷し、鏡を天照大神の象（みかた）として祭祀するのは新しく、また、仏像を拝するスタイルを取り込んだごとくにみえる。
　「にきて（和幣）」の「にき(和)」は「あら(荒)」に対するもので、「て」は不明であるが、手であらうか。「て」に幣をあてており、和幣は古くは楮、麻から作られた清浄な布であり、心を和らげるものでもある。神を迎へる榊を清浄に心和らぐものとする、あるいは、神の清浄で心和らぐ御手の代りともとれやう。
　古語拾遺においては、更に、石窟をおでましになられた天照大神を「新殿（にひみや）に遷し座（ま）さしむ」とする。これを瑞殿（みづのあらか、古語に美豆能美阿良可）と云ひ、「みづ」とは元来は草木の若々しく新しい生命力に満ちたさまで、めでたいものに添へられる語でもある。「あらか」は「在（あ）り処（か）」とされる。鏡を殿中に設置することを先取りして、ここに挿入した。
　記紀の編纂に於いては、どの神がどの役割を担い、どういふ立場にあったかを記すことで、その神を祖とする氏族の役割や地位が決まるために、これを定めることに神経質になったことと思はれる。紀は本文を簡略化し、一書、一書の主張を盛り込んだ。広成がこれに異義を唱へ、忌部氏の関与を詳細に記述したのは、平城天皇の召問あって、中臣氏への反論が許されたものである。しかし、先代旧事記や籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記（勘注系図）等は私的な異論であり、それが閲覧可能となるには、それを許容する変化が朝廷内に起ったことを考慮する必要があらう。
　この天の石窟前のシステムを地上に降ろすものが天孫降臨であった。

|  |
| --- |
| 以下注古事記における設定　　　　　　　　10頁日本書紀本文における設定　　　　　11一書第一において　　　　　　　　　11一書第二において　　　　　　　　　12一書第三において　　　　　　　　　12古語拾遺における設定　　　　　　　13中臣氏の専断について（古語拾遺）　15 |

|  |
| --- |
| 古事記における設定は、①立案者　思金神（高御産巣日神の子）②儀場　長鳴鳥；常世　　　　堅石；天安河の河上　　　　鉄；天金山より鍛人天津麻羅が調達　　　　鏡：鉄鏡、伊斯許理度売命製作　　　　珠；八尺の勾璁の五百津の御須麻流（御統）、玉祖命が製作　　　　真男鹿の肩骨を朱桜で焼く（占い）；天香山より天児屋命と布刀玉命とが調達　　　　五百津真賢木（根付き）；天香山より天児屋命と布刀玉命とが調達　　　　上枝に八尺の勾璁の五百津の御須麻流、中枝に八尺鏡、下枝に白和幣、青和幣③動作　布刀玉命、太御幣を取り持つ　　　　天児屋命、太祝詞を祷き申す　　　　天手力男神、戸の脇に隱れ立つ　　　　天宇受売命、天香山の苔を襷にし、天の葛を頭飾りにし、天香山の小竹葉を手草にして、天石屋の戸　　　　　に米櫃伏せて、蹈み轟かせ、神懸りに胸乳をかき出で、裳緒を臍下に垂らす。　　　　八百万の神がどっと笑う。天宇受売命が天石屋の中の天照大御神に「汝（いまし）命（みこと）に益（ま）して貴き神が挫（ま）す」と告げ、鏡を天照大御神に示（み）せたとする。天宇受売命が天照大御神に「汝命」と声をかけており、天宇受売命の度肝の太さが印象的であらう。「高御産巣日神の子、思金（おもひかね）の神に思はしめて【金を訓じて加尼（かね）と云ふ】、常世（とこよ）の長鳴鳥（ながなきどり）を集めて鳴かしめて、天の安の河の河上の天の堅石（かたしは）を取り、天の金山（かなやま）の鉄（まがね）を取りて、鍛人天津麻羅（かぬちあまつまら）を求（ま）ぎて【麻羅の二字、音を以てす】、伊斯許理度売（いしこりどめ）の命に科（おほ）せて【伊より下六字、音を以てす】、鏡を作らしめ、玉祖（たまのや）の命に科せて、八尺の勾璁の五百津の御須麻流（御統）の珠を作らしめて、天児屋（あめのこやね）の命、布刀玉（ふとだま）の命を召して【布刀の二字、音を以てす。下、此に效へ】、天の香山（かぐやま）の真男鹿（まをしか）の肩を内拔（うつぬき）に拔きて、天の香山の天の波波迦（ははか；朱桜）【此の三字、音を以てす。木の名ぞ】を取りて、占合（うらな）ひ麻迦那波（まかなは）しめて【麻より下の四字、音を以てす】、天の香山の五百津真賢木（いほつまさかき）を、根許士爾許士（ねこじにこじ）て【許より下五字、音を以てす】、上枝（はつえ）に八尺の勾璁の五百津の御須麻流の玉を取り著け、中枝（なかつえ）に八尺鏡を取り繋け【八尺を訓じて八阿多（やあた）と云ふ】、下枝（しづえ）に白丹寸手（しらにきて；白和幣）、青丹寸手（あをにきて；青和幣）を取り垂（し）でて【垂を訓じて志殿（しで）と云ふ】、この種種（くさぐさ）の物は、布刀玉命、布刀（ふと；太）御幣（みてぐら）登（と）取り持ちて、天児屋命、布刀（ふと；太）詔戸言（のりとごと）祷（ほ）き白して、天手力男（あめのたぢからを）の神、戸の掖（わき）に隱（かく）り立ちて、天宇受売（あめのうずめ）の命、天の香山の天の日影（ひかげ）を手次（たすき）に繋けて、天の真析（まさき）を𦄡として、天の香山の小竹葉（ささば）を手草（たぐさ）に結ひて【小竹を訓じて佐佐（ささ）と云ふ】、天の石屋の戸に汙気（うけ）【此の二字、音を以てす】を伏せて、蹈み登杼呂許志（とどろこし；轟こし）【此の五字は音を以ちてす】、神懸（かむがか）りして、胸乳（むなち）をかき出で、裳緒（もひも）を番登（ほと）に忍（お）し垂（た）れき。ここに高天の原動（とよ）みて、八百万の神共に咲（わら）ひきここに天照大御神、怪しと以爲（おも）ほして、天の石屋戸を細めに開きて、内より告りたまひしく、「吾が隱（こも）りますによりて、天の原自ら闇く、また葦原中国も皆闇けむと以爲（おも）ふを、何由（なにのゆゑ）にか、天宇受売は樂（あそび）をし、また八百万の神も諸（もろもろ）咲（わら）へる」とのりたまひき。ここに天宇受売白（まを）ししく、「汝（いまし）命（みこと）に益して貴き神坐（いま）す。故、歡喜（よろこ）び咲（わら）ひ樂（あそ）ぶぞ」とまをしき。かく言（まを）す間に、天児屋命、布刀玉命、その鏡を指し出して、天照大御神に示（み）せ奉る時、天照大御神、いよよ奇（あや）しと思ほして、稍（やや）戸より出でて臨みます時に、その隱り立てりし天手力男神、その御手を取りて引き出だす即ち、布刀玉命、尻（しり）久米（くめ）【此の二字、音を以てす】縄をその御後方（みしりへ）に控（ひ）き度（わた）して白（まを）ししく、「これより内にな還り入りそ」とまをしき。故、天照大御神出でましし時、高天の原も葦原中国も、自ら照り明りき」。日本書紀本文における設定は、①立案者　思兼神②儀場　長鳴鳥；常世　　　　五百箇の真坂樹（根付き）；天香山より天児屋命（中臣連の遠祖）と太玉命（忌部の遠祖）とが調達　　　　上枝に八坂瓊の五百箇の御統、中枝に八咫鏡（真経津鏡）、下枝に青和幣、白和幣③動作　天児屋命、太玉命、相与に致其祈禱す　　　　手力雄神、磐戸の側に立つ　　　　天鈿女命（猨女君の遠祖）、手に茅纏の矟を持ち、天香山の真坂樹を鬘にし、蘿を手繦にし、火処焼き、　　　　　覆槽置せ、神ががりす。天照大神自らが何故楽しげなのかを問うて、磐戸を開けたところを引き出し、縄を張って戻らないやうにしたとするのみ。「思兼神、深く謀り遠く慮（たばか）りて、遂に常世の長鳴鳥を聚（あつ）めて、互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て、磐戸の側（とわき）に立（かくした）てて、中臣連の遠祖天兒屋命、忌部の遠祖太玉命、天香山の五百箇の真坂樹を掘（ねこじにこ）じて、上枝（かみつえ）には八坂瓊の五百箇の御統（みすまる）を懸け、中枝（なかつえ）には八咫鏡【一に云はく、真経津鏡（まふつのかがみ）といふ】を懸け、下枝（しづえ）には青和幣【和幣、此をば尼枳底（にきて）と云ふ】、白和幣を懸（とりし）でて、相与に致其祈禱（のみいのりまう）す。又猨女君の遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏（ちまき）の矟（ほこ）を持ち、天石窟戸の前に立たして、巧に作俳優（わざをき）す。亦天香山の真坂樹を以て鬘（かづら）にし、蘿（ひかげ）【蘿、比をば舸礙（ひかげ）と云ふ】を以て手繦（たすき）【手繦、此をば多須枳（たすき）と云ふ】にして、火処焼（ほところや）き、覆槽置（うけふ）せ、【覆槽、此をば于該（うけ）と云ふ】　顕神明之憑談（かむがかり）す。【顕神明之憑談、此をば歌牟鵝可梨（かむがかり）と云ふ】　是の時に、天照大神、聞しめして曰さく、「吾、比石窟に閉り居り、謂ふに、当に豊葦原中国は、必ず爲長夜（とこやみゆ）くらむ。云何（いかに）ぞ天鈿女命如此噓楽（かくあら）くや」とおもほして、乃ち御手を以て、細（ほそめ）に磐戸を開けて窺（みそなは）す。時に手力雄神、則ち天照大神の手を奉承（たまは）りて、引き奉出（いだしまつ）る。是に、中臣神・忌部神、則ち端出之縄（しめくりなは）【縄、亦云はく、左縄の端出すといふ。比をば斯梨倶梅儺波（しりくめなは）と云ふ】界（ひきわた）す。乃ち請して曰さく、「復（また）な還幸（かへりい）りましそ」とまうす。然して後に、諸の神罪過（かみたちつみ）を素戔嗚尊に帰（よ）せて、科（おほ）するに千座置戸（ちくらおきと）を以てして、遂に促（せ）め徴（はた）る。髪を抜きて、其の罪を贖（あか）はしむるに至る。亦曰はく、其の手足の爪を抜きて贖ふといふ。已にして竟（つひ）に逐降（かむやらひやら）ひき」。一書第一においては、思華神の意図は「彼（そ）の神の象（みかた）を図（あらは）し造（つく）りて、招禱（を）き奉（たてまつ）らむ」とする。彼神とは天照大神のこと。「石凝姥（いしこりどめ）を以て冶工（たくみ）として、天香山の金（かね）を採りて、日矛（ひほこ）を作らしむ。又真名鹿（まなか）の皮を全剥（うつはぎには）ぎて、天羽韛（あまのはぶき）に作る。此を用て造り奉（まつ）る神は、是即ち紀伊国（きのくに）に所坐（ましま）す日前神（ひのくまのかみ）なり」ともある。金は金属のことで、銅か鉄かは不明。鹿の皮を「ふいご」として用い金属を溶かしたとみている。鏡を作ったのであるが、その鏡は紀伊の日前神の象（みかた）という。一書第二においては、立案者には触れず、諸神が憂へてとするのみで、鏡は、天糠戸者（あまのあらとのかみ）（鏡作部の遠祖）幣（にきて）は、太玉（ふとたま）（忌部の遠祖）玉は、豊玉（とよたま）（玉作部（たますりべ）の遠祖）五百箇真坂樹（まさかき）の八十玉籤（たまくし）は、山雷者（やまつち）五百箇野薦（のすず、小竹）の八十玉籤は、野槌者（のづち）これらを集めて、天児屋命が「神祝（かむほき）き祝（ほき）きき」とある。それを聞いて天照大神が磐戸から出てこられた。この鏡を石窟に入れたときに小瑕がついた、それを「伊勢に斎き祭る大神」、天照大神の象とする。一書第三においては、立案者には触れず、諸神が天児屋命（中臣連の遠祖興台産霊\*（こごとむすひ）が児）に祈らせたとする。根のついた榊（天香山）は天児屋命八咫鏡は石凝戸辺（天抜戸（あまのぬかと）の児）八坂瓊の曲玉は天明玉（あまのあかるたま）（玉作の遠祖、伊奘諾尊の児）木綿は天日鷲（あまのひわし）（粟国の忌部の遠祖）が用意し、上枝に八咫鏡、中枝に八坂瓊の曲玉、下枝に木綿を付け太玉命（忌部首の遠祖）にとりもたせ、広く厚く称辭をへて祈（の）み啓（まう）さしめた。その言が麗しいと申され、磐戸から出てこられたとする。\*津速魂尊―市千魂命―興台産霊―天児屋命　母は許登能麻遅（ことのまち）媛命先代旧事本紀　神代本紀、神代系紀によれば、独り成られた天神の第六世の神とその児は以下の通り。①高皇産霊尊(たかみむすひのみこと)[高魂尊、亦は高木尊。]その児　天思兼命（おもいのかねのみこと）［信濃の国に天下り阿智祝部（あちのはふりべ）等の先祖。］　　　　天太玉命（あめのふとたまぬしのみこと）［忌部首等の先祖。］　　　　天忍日命（あめのおしひのみこと）［大伴連等の先祖。またの名は神狭日命（かみさひのみこと）］　　　　天神立命（あめのかみたちのみこと）［山代久我値（やましろのくがのあたい）等の先祖。］②神皇産霊尊（かむみむすびのみこと）［亦は神魂尊と云う。］その児　天御食持命（あめのみけもちのみこと）［紀伊値等の先祖。］　　　　天道根命（あめのみちねのみこと）［川瀬造（かわせのつくり）等の先祖。］　　　　天神玉命（あめかみたまのみこと）［葛野鴨県主（かどののかものあがたぬし）等の先祖。］③生魂命（いくむすびのみこと）［猪使連（いつかいのむらじ）等の先祖］④津速魂尊（つはやむすびのみこと）その児　市千魂命（いちちたまのみこと）－興台産霊（ことむすひ）命－天児屋命　⑤振魂尊（ふるたまのみこと）その児　前玉命（さきたまのみこと）［掃部連（かもんのむらじ）等の先祖。］　　　　天忍立命（あめおしたちのみこと）［纏向（まきむく）の神主等の先祖。］⑥萬玉尊（よろたまのみこと）その児　天剛川命（あめつよかわのみこと）［高宮（たかみや）の神主等の先祖。］古語拾遺における設定は、①立案者　思兼神　　　　　太玉神をして　諸部の神を率て、和幣を造らしむ②儀場　銅；天香山で天糠戸命の子、石凝姥神が調達　　　　鏡：銅鏡、日の像に鋳造。石凝姥神（作鏡が遠祖）が製作　　　　青和幣；麻（一夜で繁る）、長白羽神（伊勢国の麻続が祖）が製作　　　　白和幣；穀（一夜で繁る）、天日鷲神と津咋見神とが製作　　　　文布；天羽槌雄神（倭文が遠祖）が製作　　　　神衣；天棚機姫神が製作　　　　玉；八坂瓊五百筒御統、櫛明玉神が製作　　　　天御量、雑器、瑞殿、御笠、矛盾；手置帆負神と彦狹知神とが製作　　　　刀、斧、及鉄鐸（鈴）；天目一筒神が製作　　　　五百筒真賢木（根付き）；天香山より調達　　　　上枝に玉、中枝に鏡、下枝に白和幣、青和幣③動作　太玉命をして真賢木を捧げ持ち称讚せしむ　　　　天児屋命をして共に祈らしむ　　　　天鈿女命、葛を頭飾りとし、苔を手繦とし、竹葉、木の葉を手草とし、手に鈴を付けた矛を持ち、石窟　　　　　の戸の前に誓槽を伏せ、庭のかがり火を燃やし、俳優し、共に歌い舞う。広成は、場を仕切ったのは太玉神とする。石凝姥神の作った鏡は二つあり、最初に鋳造した鏡には意に適わぬ所があり、これは紀伊の日前神、次に鋳造した鏡は意に適い、これが伊勢大神といふ。また、称詞を申したのは太玉神であり、鏡がまるで天照大神のようであるからご覧下さいと声をかけたとする。その後に天児屋命と共に祈祷したとする。広成の神の系譜は記紀と異なる。高皇産霊神（たかみむすひのかみ）＝多賀美武須比（たかみむすひ）＝皇親神留伎命（すめむつかむるきのみこと）その児　①天忍日命（あめのおしひのみこと）【大伴宿禰が祖】　　　　②天太王命（あめのふとたまのみこと）【斎部宿禰が祖】　　　　　引率　天日鷲命（あめのひわしのみこと）【阿波国の忌部等（いみべら）の祖】　　　　　　　　手置帆負命（たおきほおひのみこと）【讚岐国の忌部が祖】　　　　　　　　彦狹知命（ひこさしりのみこと）【紀伊国の忌部が祖】　　　　　　　　櫛明玉命（くしあかるたまのみこと）【出雲国の玉作が祖】　　　　　　　　天目一箇命（あめのまひとつのみこと）【筑紫・伊勢の両国の忌部が祖】　　　　③栲幡千千姫命（たくはたちぢのみこと）　　　　その児　天祖天津彦尊（あまつひこのみこと）父は天租吾勝尊神産霊神（かむむすひのかみ）＝皇親神留弥命（すめむつかむるみのみこと）その児　天兒屋命（あめのこやねのみこと）【中臣朝臣が祖】（思兼神（おもひかねのかみ）、深く思ひ遠く慮（たばか）りて、議りて曰（い）はく、「太玉神をして　諸部（もろとものを）の神を率（ゐ）て、和幣（にきて）を造らしむべし。仍りて、石凝姥神（いしこりどめのかみ）　【天糠戸命（あめのぬかとのみこと）の子、作鏡（かがみつくり）が遠祖（とほつおや）なり】をして天香山（あめのかぐやま）の銅（あかがね）を取りて、日の像（かた）の鏡を鋳（い）しむ。長白羽神（ながしらはのかみ）【伊勢国の麻続（をみ）が祖なり。今の俗（よ）に、衣服を白羽（しらは）と謂ふは、此の縁（ことのもと）なり】をして、麻を種（う）ゑて、青和幣（あをにきて）　【古語に、爾伎弖（にきて）といふ】と為（な）さしむ。天日鷲神（あめのひわしのかみ）と津咋見神（つくひみのかみ）とをして穀（かぢ）の木を種殖（う）ゑて、白和幣（しらにきて）　【是は木綿（ゆふ）なり。已上（かみ）の二つの物は、一夜（ひとよ）に蕃茂（おひしげ）れり】を作らしむ。天羽槌雄神（あめのはづちのをのかみ）【倭文（しとり）が遠祖なり】をして文布（しつ）を織らしむ。天棚機姫神（あめたなばたつひめのかみ）をして神衣（かむみそ）を織らしむ。所謂和衣（にきたへ）【古語に、爾伎多倍（にきたへ）といふ】なり。櫛明玉神をして八坂瓊五百筒御統（やさかにのいほつみすまる）の玉を作らしむ。手置帆負（たおきほおひ）彦狹知（ひこさしり）の二（ふた）はしらの神をして天御量（あまつみはかり）【大（おほ）き小（ちひさ）き斤（はかり）の雜（くさぐさ）の器等（うつはものら）の名なり】を以て大峽（おほかひ）小峽（をかひ）の材を伐りて、瑞殿（みづのみあらか）【古語に、美豆能美阿良可（みづのみあらか）といふ】を造り、兼（また）御笠（みかさ）及（また）矛盾（ほこたて）を作らしむ。天目一筒神（あまのまひとつのかみ）をして雜（くさぐさ）の刀（たち）斧（をの）及鉄（くろがね）の鐸（さなき）　【古語に、佐那伎（さなき）といふ】を作らしむ。其の物既に備はりて、天香山（あめのかぐやま）の五百筒（いほつ）の真賢木（まさかき）を掘（さねこじのねこ）【古語に、佐禰居自能禰居自（さねこじのねこじ）といふ】じて、上枝（ほつえ）には玉を懸（とりか）け、中枝（なかつえ）には鏡を懸け、下枝（しづえ）には青和幣（あをにきて）白和幣（しろにきて）を懸け、太玉命をして捧（ささ）げ持ち称讚（ほめまを）さしむ。亦、天児屋命をして相副（あひとも）に祈祷（いの）らしむ。又、天鈿女命（あめのうずめのみこと）【古語に、天乃於須女（あめのおずめ）といふ。其の神、強（こは）く悍（あら）く猛（たけ）く固（かた）し。故（かれ）、以て名と為（す）。今の俗（よ）に、強（こは）き女を於須志（おずし）と謂ふは、此の縁（ことのもと）なり】をして、真辟（まさき）の葛を以て鬘（かづら）と為（し）、蘿葛（ひかげ）を以て手繦（たすき）【蘿葛は、比可氣（ひかげ）なり】と為、竹葉（ささば）飫憩（おけ）の木の葉を以て手草（たくさ）【今、多久佐（たくさ）といふ】と為、手に鐸（さなき）着（つ）けたる矛を持ちて、於石窟（いはや）の戸の前に誓槽（うけふね）【古語に、宇氣布禰（うけふね）といふ。約誓（うけひ）の意（こころ）なり】覆（ふ）せ、庭燎（にはび）を挙（とも）して、巧（たくみ）に俳優（わざをさ）を作（な）し、相与（あひとも）に歌ひ舞はしむ」といふ）。是に、思兼神の議（はかりこと）に従ひて、石凝姥神をして日の像（みかた）の鏡を鋳（い）しむ。初度（はじめ）に鋳たるは、少（いささか）に意（こころ）に合（かな）はず【是、紀伊国（きのくに）の日前神（ひのくまのかみ）なり】。次度（つぎ）に鋳たるは、其の状（かたち）美麗（うるは）し【是、伊勢大神（いせのおほかみ）なり】。儲（ま）け備（そな）ふること既に畢（をは）りて、具（つぶさ）に謀（はか）れる如し。爾（しか）して乃ち、太玉命、以広く厚き称（たたへ）詞（こと）啓曰（まを）さく、「吾が所捧（ささ）げたる宝（たから）の鏡明らかに麗（うる）はし。恰（あたか）も汝（な）が命（みこと）の如し。乞（いで）、戸を開きて御覽（みそなは）さむ」とまをす。仍（よ）りて、太玉命・天児屋命、共に其の祈祷を致す。時に、天照大神、中心（みこころのうち）に独り謂（おも）ほさく、「比（このごろ）吾（あれ）幽（こも）り居（ゐ）て、天下（あめのした）悉（ことごとく）に闇（くら）けむを、群神（かみがみ）何の由（ゆゑ）にか如此（かく）歌楽(ゑらきあそ)ぶ」とおもほして、戸を聊（いささか）に開きて窺（みそなは）す。爰（ここ）に、天手力雄神（あめのたぢからをのかみ）をして其の扉（と）を引き啓（あ）け、新殿（にひみや）に遷し座（ま）さしむ。則ち、天児屋命・太玉命、日御綱（ひのみつな）【今、斯利久迷繩（しりくめなは）といふ。是、日影の像（かたち）なり】を以て、其の殿（みや）に迴懸（ひきめぐ）らし、大宮賣神（おほみやのめのかみ）をして御前（みまへ）に侍（さもら）はしむ。【是、太玉命の久志備（くしび）に生みませる神なり。今の世に内侍（ないし）の善言（よきことば）美詞（うるはしきことば）をもて、君（きみ）と臣（おみ）との間を和（やはら）げて、宸襟（みこころ）を悅懌（よろこ）びしむる如し】。豊磐間戸命（とよいはまとのみこと）櫛磐間戸命（くしいはまとのみこと）の二はしらの神をして、衛殿門（みかど）を守らしむ【是、並（みな）太玉命の子なり】。**中臣氏の専断について**（古語拾遺）**天平年中**　天平の年中（ころ）に至りて、神帳（神名、祭祀、班幣を記した帳簿）を勘（かむが）へ造る。中臣權（いきほひ）を專（もはら）にして、意の任（まま）に取りみ捨てみす。由有る者は、小き祀も皆列（つらな）る。縁无（な）き者は、大きなる社も猶廢てらる。敷奏（まを）し施行（おこな）ふこと、當時獨歩なり（中臣氏が独断専行した）。諸社の封税、總べて（中臣）一門に入る。**歴史の回顧**　天降（あまくだ）りたまひしより起りて、東に征（ゆ）きたまふに洎（およ）ぶまで、扈從（みとも）の群神、名は國史に顯る。或いは皇天（あまつかみ）の嚴（いつく）しき命（みこと）を承（う）け、寶基（あまつひつぎ）の鎮衛（みまもり）と爲る。或いは昌運（みいつ）の洪（おほ）きなる啓（ひらけ）に遇ひ、神器（みかど）の大造（おほみわざ）を助けまつる。然れば、功を録（しる）し庸（いたはり）を酬（むく）いたまふに至りては、同じく祀典（まつり）に預（あづか）るべし。或いは未だ班幣（はんぺい）の例（つら）に入れられずして、猶介推（かいすい）の恨を懷けり（神武天皇以来その盛隆を支えた神々の社であるが、顧みられず朝廷からの参拝も下賜も得られず恨みを抱くものがある）。**遺りたる一**　況むや復、草薙の神釼は、尤（まこと）に是天璽（あまつしるし）なり。日本武尊愷（こころとけて）旋（かへ）りたまひし年に、留りて尾張の熱田社に在す。外賊（ぬすびと）偸（ぬす）みて逃げしかども、境を出づること能はず。神物（かむだから）の靈驗（くすしきしるし）、此を以て觀るべし。然れば、幣（みてぐら）を奉（たけまつ）る日に、同（ひと）しく敬（みゐやまひ）を致しまつるべし。而るに、久代（むかしより）闕如（もら）して、其の祀を修めず。遺（も）りたる一なり（熱田社に対する崇敬がたりず、天璽たる草薙剣が盗まれた）。**遺りたる二**　夫、祖（おや）を尊び宗（きみ）を敬ふことは、禮教（ゐやのをしへ）の先にする所なり。故、聖皇（すめらみこと）の登極（あまつひつぎしろしめ）して、終を父祖（おほおや）に受けたまひ、上帝（あまつかみ）を類（まつ）り、六宗（むつのかみ）を禋（まつ）り、山川を望（まつ）り、群神（かみがみ）を徧（まつ）りたまふ。然れば、天照大神は、惟れ祖惟れ宗、尊きこと與二無（ならびな）し。因りて、自餘（それよりほか）の諸神は、乃ち子乃ち臣、孰か能く敢へて抗（さから）はむ。而るに、今神祇官（かむづかさ）幣（みてぐら）を班（あか）つ日、諸神の後に、伊勢神宮（いせのかみのみや）を叙（つぎ）つ。遺りたる二なり（中国風の上帝、六宗、山川、群神の順に祭祀し、伊勢神宮をその後にするのは、本末転倒している）。**遺りたる三**　天照大神は、本、帝と殿と同じくしたまへり。故、供（つか）へ奉る儀（わざ）も、君と神と一體なりき。天上（あめ）より始めて、中臣・齋部の二氏は、相副（とも）に日の神を禱（いの）り奉る。猨女（さるめ）が祖（おや）も、亦神の怒を解く。然れば、三氏の職は、相離るべからず。而るに、今伊勢の宮司（みやづかさ）は、獨り中臣氏を任（め）して、二氏を預らしめず。遺りたる三なり。**遺りたる四**　凡て、神殿（みあらか）・帝殿（おほどの）を造り奉らむことは、皆神代の職（つかさ）に依るべし。齋部の官は、御木・麁香の二郷の齋部を率て、伐るに齋斧（いみをの）を以てし、堀るに齋鋴（いみすき）を以てす。然る後に、工夫（たくみ）手を下して、造り畢（を）へて後に、齋部殿祭（宮殿の安泰を祝福する祝詞）し及門祭（御門祭の祝詞）し訖りて、乃ち御座（おほましま）すべし。而るに、伊勢の宮及大嘗の由紀（ゆき）・主基（すき）の宮を造るときに、皆齋部を預らしめず。遺りたる四なり。**遺りたる五**　又、殿祭（おほとのほかひ）・門祭（みかどほかひ）は、元、太玉命（ふとたまのみこと）の供へ奉りし儀にして、齋部氏の職る所なり。然れども、中臣・齋部共に神祇官に任され、相副に供へ奉る。故、宮内省の奏す詞に稱（まを）さく、「御殿祭に供へ奉らむとして、中臣・齋部御門に候（さもら）ふ」とまをす。寶龜（ほうき）の年中に至りて、初めて宮内少輔從五位下中臣朝臣常（なかとみのあそつね）、恣（ほしきまま）に奏（まを）す詞（ことば）を改めて云（まを）さく、「中臣、齋部を率（ゐ）て御門に候ふ」とまをす。彼の省、因循（したが）ひて永（なが）く後の例（ためし）と爲して、今に改めず。遺りたる五なり。**遺りたる六**　又、神代より肇（はじ）めて、中臣・齋部の神事（かむごと）に供へ奉ること、差降（区別）有ること無し。中間より以來、權（いきほひ）一氏に移る。齋宮寮（いつきのみやのつかさ）の主神司（かむづかさ）の中臣・齋部は、元七位の官に同じかりき。而るに延暦の初めに、朝原内親王（あさはらのひめみこ）の、齋（いつ）き奉る日に、殊に齋部を降（おと）して、八位の官と爲し、今に復らず。遺りたる六なり。**遺りたる七**　凡て、幣（みてぐら）を諸神に奉ことは、中臣・齋部、共に其の事に預れり。而るに、今大宰（おほみこともち）の主神司は、獨り中臣を任（め）して、不齋部に預らしめず。遺りたる七なり。**遺りたる八**　諸國の大きなる社にも、亦中臣を任して、不齋部に預らしめず。遺りたる八なり。**遺りたる九**　凡て、鎮魂（たましづめ）の儀は、天鈿女命の遺跡（あと）なり。然れば、御巫（みかむなぎ）の職は、舊（もと）の氏を任すべし。而るに、今選ぶ所、他氏（ことうぢ）を論（あげつら）はず。遺りたる九なり。**遺りたる十**　凡て、大幣を造ることにも、亦神代の職に依りて、齋部の官、供作る諸氏（各専門の制作氏族）を率て、例（あと）に准（なら）ひて造り備ふべし。然れば、神祇官の神部（かむとものを）は、中臣・齋部・猨女（さるめ）・鏡作（かがみつくり）・玉作（たまつくり）・盾作（たてぬひ）・神服（かむはとり）・倭文（しとり）・麻續等（をみら）の氏有るべし。而るに、今唯中臣・齋部等の二三氏のみ有りて、自餘の諸氏は、考選（才を選び官を授ける）に預らず。神の裔（神代に功績のあった祖神の子孫）亡（う）せ散りて、其の葉（すゑ）絶えなむとす。遺りたる十なり。**遺りたる十一**　又、勝寶（しようほう）の九歳に、左辨官（ひだりのおほともひのつかさ）の口宣（みことのり）に、「今より以後、伊勢の太神の宮の幣帛の使は、專ら中臣を用ゐて、他姓を差（つかは）すこと勿れ」といへり。其の事行はれずと雖も、猶官の例に載する所にして、未だ見刊（けづ）り除かれず。遺りたる十一なり。 |

**天降り**
　古においては、神が天から山や磐や樹木を伝って降ることは、さほどに特殊なことではなかった。島国にあっては、天と海が接触するごとくみえる水平線から現れることも天降りとなった。ここで考へる天降りは、もう少し意味が限定される。
　天の祭祀を地（くに、葦原中国）に降ろし、天孫（すめみま）、あるいは、皇孫（すめみま）が、天照大神に代り、それを主宰する体制を造ることとなる。
　ところで、天照大神は、天地の創造神でもなく、すべての神の租（おや）でもない。高天原を治（しろ）します神となられたのは、『記』によれば、伊邪那伎命、『紀』によれば、伊弉諾尊と伊弉冉命とのご意向によった。
　『記』によれば、「伊邪那伎命が竺紫の日向の橘の小門の阿波岐原で禊ぎ祓ひをたまひ」、汚れを祓ひに祓ひ、清浄となられ、「左の御目を洗ひたまふ時に、成れる神の名は天照大神」であった。伊邪那伎命が「御頚珠（みくびたま）の玉の緒も、母由良邇（もゆらに）取り由良迦志（ゆらかし）て、天照大御神に賜ひて詔りたまひしく、『汝命（いましみこと）は、高天の原を知らせ』と事依（ことよ）さして賜ひき」とあり、高天原を治めることになられたとする。
　これでは、天照大御神は左眼の神である。では何故目が日神となるのか、これだけでは説得力に欠ける。『紀』によれば、伊弉諾尊と伊弉冉命が天下を主（つかさど）るもの生まうとして日神を生んだとしており、地上のすみずみを照らす輝きがあり、天に上げて天上をも主らせた、と『記』の不都合を訂正したのであらう。
「大八洲国及び山川草木を生めり。何ぞ天下の主者を生まざらむ」として「共に日の神を生みまつる」とし、「その名を大日孁貴（おほひるめのむち）と号す。一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日孁尊といふ】。此の子、光華明彩（ひかりうるは）しくして、六合の内に照り徹る。故、二の神喜びて曰はく、『吾が息（こ）多（さは）ありと雖も、未だ若此（かく）靈（くしび）に異（あや）しき兒有らず。久しく此の国に留めまつるべからず。自づから当に早（すみやか）に天（あめ）に送りて、授くるに天上の事を以てすべし』とのたまふ。是の時に、天地、相去ること未だ遠からず。故、天柱（あめのみはしら）を以て、天上（あめ）に挙ぐ」とある。
　「あまてらす」は太陽神のイメージであるが、「おほひるめのむち」では、「おほ」は尊称、「むち」は尊貴なこと、「ひるめ」は「日の女」となり、「日の妻」、「日に仕える巫女」、「ひみこ」、「卑弥呼」に連なるイメージとなる。天下の主者であり、天上の事も授けられる以上、その名では、天上天下の主者には相応しくなく、「あまてらす」が通用されたとみえる。
　日、太陽を神として祭祀することは、天照大神祭祀以前から行はれてきたものである。しかし、記紀のごとく、それを皇孫（すめみま）、天皇（すめらみこと）に連なる租神とすることはなかった。玉の「ひ」ではなく「日（太陽）」の「ひ」を租とし、玉と剣の「ひ」から生まれた御子から皇孫、天皇に至る系譜を立てるものとなっている。
　天照大神は創造神でも全知全能の神でもない。天上天下を治（しろ）す主座に居（を）かれ、皇孫、天皇の租となる神である。実際の「まつりごと」については、別の神や人が脇を固め、思案し、実施をしている。その「まつりごと」の形を地（くに）に降ろすことが、ここでの「天降り」となる。

**発命と受命**　『記』は、大国主神の国譲りの後に、天照大御神と高木神（高御産巣日神）とが正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命（天忍穗耳命）に命じて葦原中国を知（し）らしめんとされたとする。天忍穗耳命は須佐之男命が玉から生んだ長子であった。天降る準備をしているときに、高木神の女（むすめ）、萬幡豊秋津師比売命との間に天邇岐志国邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命（番能邇邇藝命）が誕生され、天忍穗耳命は自分に代わって番能邇邇藝命を受命者とすることを申し出る。両神は番能邇邇藝命に詔して、天降らしむ。しかし、天忍穗耳命が、何故代役を立てたのか、また、兄の天火明命ではなく、赤児の番能邇邇藝命を選んだのか、その理由も記されていない。
　『紀』本文では、天忍穗耳尊と栲幡千千姫（高皇産霊尊の女「むすめ」）の間の子は天津彦彦火瓊瓊杵尊（瓊瓊杵尊）のみとし、赤児ではなく、既に誕生されておられ、発命者に高皇産霊尊のみを記している。また、火明命を瓊瓊杵尊と事勝国勝長狭の女、鹿葦津姫（神吾田津姫、木花之開耶姫）との間の児としており、『記』の見解を否定している。

　萬幡豐秋津師比賣命と栲幡千千姫とは、機織りの「はた」が共通しており、「あきづし」は楮や麻からとった糸（倭文「しつ」）の布、蜻蛉（あきづ、トンボ）の羽根のように透き通った絹布の神衣、栲も「あきづし」と同じ糸、「ちぢ」は縮でもあり、縮織りの神衣につながる。
　発命は天照大神、天照大神と高皇産霊尊、高皇産霊尊の三つのパターンがある。主座に天照大神が居られ、実際に指揮を執っているのは高皇産霊尊のイメージ、これは卑弥呼と難斗米（なしめ）の関係を連想せしむものがある。主座にあるものと、政権運営をおこなうものとを分けるといふスタイルが卑弥呼のときから有効とされていたのであらう。

　受命については、表記は様々であるが、音では「あめにきし（天に和し/賑はひ）、くににきし（地/国に和し/賑はふ）、あまつひこ（天の日子）、ひこ（彦）、ほ（穂）のににぎ（賑はふ）のみこと」となる。天地に栄へる天の御子、男児、くに（葦原中国、地上）の主座にあるものとする。その地が豊葦原水穗国とされる場合には、一書第二の「高天原の斎庭の穂を、吾児に御（まか）さしむ」とあるごとく、高天原の稲種を育成して、葦原中国を豊かな瑞穂の地とする皇孫のイメージが明瞭となる。
　民生を安定させるに、稲作を奨励したことを物語っている。これは出雲国風土記や古語拾遺にあるごとく、武力ではなく民生を安定させることで天下を平定したことを受けていやう。

|  |
| --- |
| 「大穴持命（おほなもちのみこと、大国主命）と須久奈比古命（すくなひこのみこと、少名彦命）と、天下を巡行（めぐる）る時に、稲種（いなだね）此処（ここ）に堕（お）つ（出雲国風土記、飯石郡多祢の郷）」。「大己貴神・・・と少彦名神・・と共に力を戮（あ）はせ心を一（ひとつ）にして、天下（あめのした）を経営（つく）りたまふ。蒼生（あをひとくさ、民）畜産（けもの）の爲に、病（やまひ）を療（をさ）むる方（さま）を定めたまふ。又、鳥獸（とりけもの）昆虫（はふむし）の灾（わざはひ、災）を攘（はら）はむ爲に禁厭（まじなひや）むる法（のり）を定めたまひき。百姓（おほみたから）今（いま）に至るまで、咸（ことごと）くに恩賴（みたまのふゆ）を蒙（かがふ）る。皆效驗（しるし）有り（古語拾遺）」。 |

　稲といふ意味では、父の天之忍穗耳命、「おしほ」は「多い穂」であり、また須佐之男命が玉から生んだ第二子の天菩比命も「ほのひ」、「穂の霊」であり、受命されてよいが、天菩比命は大国主命に国譲りを説得するために遣はされ、逆に媚び付いた、と記紀｛本文｝はしている。記紀｛本文｝は触れていないが、一書第二は、大己貴神（大国主神）の祭祀を天穂日命（天菩比命）に主（つかさど）らせたとしている。これでは、国神を治（し）らす天神として、地を主らせる資格はない。
　父の天之忍穗耳命は、須佐之男命の生んだ子であるが、天照大神が自分の子としたものであり資格はあるものの、須佐之男命の色が濃い。しかし、その子と高御産巣日神の女（むすめ）の間の子となれば、高御産巣日神の系譜とも連なり、天神の総意を得るに、より相応しいと判断されたのかもしれない。
　天火明命も「ほのあかり」は、本居宣長が「穂赤熟（ほあかり）」、稲が熟していることとみるごとく、資格があるが、『紀｛本文｝』は、すでにみたとおり、皇孫、瓊瓊杵尊の子として、これを否定している。記紀は天皇の祖となる瓊瓊杵尊以外に天を継ぐ資格を認めなかった。
　ところが天火明命、火明命については異論があった。火明命を祖とする代表的な氏族には、尾張氏、海部氏、鴨氏、津守氏等があり、壬申の乱で功のあった尾張氏をはじめ、その祖の位置づけには重大な関心をよせていたのでしょう。一書第八では、火明命を天照国照彦火明命、尾張連等が遠祖としている。天照国照（あまてるくにてる）とは天地を照らす、知（し）らす、治めることを意味しており、日継ぎを受けた御子と云ふに等しく、記紀はその点については、譲れないものがあったのでしょう。

　物部氏にあっては、過去の大功は守屋が討たれて以来陰に隠れて久しかった。大友皇子（弘文天皇）に最後まで忠誠を尽くした物部麻呂が朝臣に抜擢されたことが転機となった。その後、新羅に大使として派遣され、石上氏を継ぎ、石上朝臣麻呂として、天武天皇の殯（もがり）においては法官の事を誄（しのびごとたてまつ）り、筑紫総領、中納言、大納言、大宰帥、右大臣を歴任した。霊亀3年（717年）に亡くなった時（78歳）、左大臣であったが、続日本記によれば、「百姓追慕し、痛惜せざる無し」とあり、元正天皇も「深く悼惜す。この為に朝を罷（や）め。詔して、式部卿正三位長屋王、左大弁従四位上多治比直人、三宅麻呂を遣はし、（彼等を）就第（仕事を止めて帰宅して支度）、弔賻（弔問し弔問品を賜ふ）せしめて、并せて従一位を贈る」ともあり、信望があった。ただ、和銅三年（710年）の平城京遷都に際しては、石上朝臣麻呂は旧都の留守役であり、遷都の執行、つまり、実権は右大臣の藤原不比等の手にあったとされる。また、石上神宮に伝はる神宝は天武天皇により、諸氏に返還され、その重要性は損はれたものの（[特別講話、石上神宮 宮司、森 正光](http://meguru.nara-kankou.or.jp/inori/special-interview/kowa09/)）、石上朝臣麻呂の働きによって、その伝承、その祖である饒速日尊を見直す気運もあったのだらう。
　ただ、先代旧事紀の記す内容は、政権として許容できないものがあり、閲覧可能として編纂されるのは、政権が天武天皇の系統から天智天皇の系統（光仁天皇「桓武天皇の父」）にシフトし、平安京に遷都されて以降にならう。
　先代旧事紀では、天照国照彥天火明櫛玉饒速日尊が、天神御祖（天照大神）より天璽瑞宝十種を授かり三十二の供奉者に防衛され、詔を稟（う）けて、天磐船に乘り、河内国の河上の哮峰に天降り、大倭国の鳥見の白庭山に遷座したとした。そこで長髓彥の妹、御炊屋姫を娶り、姫は身籠もる。ところがその子（宇摩志麻治命、物部氏の祖）が生まれる前に、一～十を数へ激しく振ると死人も蘇る瑞宝を授かりながら、どういふことか亡くなる。その後に、天饒石国饒石天津彥彥火瓊瓊杵尊が天租より天璽の鏡と剣を授けられ、詔により天降りせしめられたといふ。
　天火明（尊）と饒速日尊を同一とし、天火明櫛玉饒速日尊、宇摩志麻治命、天香語山命が、本来、日継ぎを受くべき筋であると主張したことになる。これは、皇孫火瓊瓊杵尊の子孫からすれば、不遜、言語道断となる。
　また、天火明櫛玉饒速日尊が天に居られた時に、既に天道日女命との間に天香語山命（尾張氏の祖）を設けておられたともあり、天道日女命は大国主命の女（むすめ）であり、そこに出雲の血が流れていることになる。（記紀においては、天津国玉神（天国玉）の子、天若日子（天稚彦）が天之麻迦古弓（天鹿児弓）と天之波波矢（天羽羽矢）を授かり降り、大国主神（顕国玉）の女、下照比売（下照姫）を娶るとする記述が相当する。天若日子の死を妻子が悲しむとするが、その子については言及されていない）。
　かやうな主張は、先代旧事紀のみではなかった。丹後の元伊勢籠神社の社家、海部氏に伝はる「籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記（勘注系図）」によれば、彦火明命は天に居られる時に、大己貴神の女（むすめ）天道日女命を娶り、天香語山命を生み、天租（天照大神）より二璽神寶（息津鏡「後漢鏡」及び邊津鏡「前漢鏡」）を授かり丹波国に降（あまくだ）り、神寶を奉斎（いつきたてまつ）りて天下を修造するべく詔を受けて、丹波国の凡海息津嶋（おほしあまおきつしま）に坐しましき、とある。彦火明命は、亦の名を饒速日命と云ひ、八洲を統べる命であり、天磐船で凡河内国に降り、大和国の鳥見の白辻山に遷り、登美屋彦の妹、登美屋姫を娶りて可美眞手命を生み、可美眞手命は凡海息津嶋に遷り坐しき、ともする。ところが凡海息津嶋が大宝大地震（大宝元年701年）で海中に沈んだため、後に、彦火明神と佐手依姫とが籠宮に天降りされたといふ（平成人の感覚ではタイムマシンでもなくば成立不能）。
　火明命は天降る以前に天において、佐手依姫命を娶り穂屋姫命を生み、尾張氏の祖の天香語山命は穂屋姫命を娶り、天村雲命を生んだともする。佐手依姫命の別名を市杵嶋姫命、息津嶋姫命、日子郎女神としており、『紀』の一書一書と同じく、天照大神が剣から生んだ三姫の第一子とみていやう（紀本文は、田心（たこり）姫、湍津（たぎつ）姫、市杵嶋（いつきしま）姫の順とし、第一子を否定している）。火明命の腹違いの息子（天香語山命；大国主神の血筋）と息女（穂屋姫命；天照大神の血筋）の子が天村雲（あめのむらくも）命を生んだする。天村雲は天叢雲（あめのむらくも）剣を想起せしめ、これは八岐大蛇の尾から出た草薙剣であり、『記』は、大国主神は胸形の奥津宮に坐す神、多紀理毘売命を娶り、阿遲鉏高日子根神を生んだとする。ここでも、出雲の血筋や出雲を想起せしめるものがあり、かような姻戚関係は天武政権の忌むところであったらう。
　天香語山命と天村雲命は火明命に付き添い丹波に天降りするが、後に木国(紀伊)に移り、天香語山命は大屋津比売命を娶り、高倉下を生んだとする。
　この記述は、丹後国風土記（残欠が残るのみ）と先代旧事紀により構成されているやうにみえる。
　記紀によれば、饒速日尊（邇藝速日命）が神日本磐余彦尊（神倭伊波礼毘古命、神武天皇）以前に天爾瑞宝（天津瑞）を授かって降りており、『記』では、これを奉り伊波礼毘古命に従ったとしており、『紀』では、饒速日尊が天孫であると知って磐余彦尊に従ったとしており、物部氏の祖が先に奈良で政権を樹立していたことは認めていやう。ただ、記紀はその出自については沈黙している。古語拾遺は饒速日尊の天爾に言及することなく、磐余彦尊に従ったとするのみである。
　記紀が、天若日子（天稚彦）の子、饒速日尊の出自について沈黙したことが根にあらう。もう一つの沈黙が高倉下の出自であった。

　高倉下と八咫烏は神武天皇が熊野から吉野に至るに重要な役割を果たした。ところが、記紀はその出自を記さなかった。先代旧事紀では、高倉下を天香語山命が天降りしての名であるとし、勘注系図では、天香語山命と大屋津比売命の間の子とした。八咫烏については、新撰姓氏録（弘仁6年「815年」、嵯峨天皇の命により編纂）では、神魂命の孫、鴨建津之身命と定めている。
「神日本磐余彦天皇[神武と謚す]が中洲に向はむとする時、山中嶮絶にして、跋渉（山を越え川を渡り）して路に失ふ。是に、神魂命が孫、鴨建津之身命、化して大烏の如く翔飛し導き奉る。遂に中洲に達す。天皇其の功有るを嘉して、特に厚く褒賞す。天八咫烏の号、此より始まれり（山城国、神別、天神、鴨県主）」。
　鴨建津之身命は、山代国の賀茂建角身命であり、皇孫に供奉して天降りし、神武天皇を案内し、倭の葛木に降り、山代に移ったとする。いわゆる葛城王朝の衰退とともに鴨氏が尾張や山代と各地に移住をしたとする説である。
「可茂と稱（い）ふは、日向（ひむか）の曾（そ）の峯（たけ）に天降(あも)りましし神、賀茂建角身命（かもたけつのみのみこと）、 神倭石余比古（かむやまといはれひこ・神武天皇）の御前（みさき）に立ちまして、大倭（やまと）の葛木山（かづらきやま）の峯（みね）に宿りまし、 彼（そこ）より漸（やくやく）に遷（うつ）りて、山代（やましろ）の國の岡田の賀茂に至りたまひ、山代河（木津川）の隨（まにま）に下（くだ）りまして、葛野河（かどのがは・桂川）と賀茂河との會（あ）ふ所に至りまし（山城国風土記逸文）」。
　大倭の葛木とは、「出雲国造神賀詞」によれば、皇孫を守護する鴨氏の葛木である。
「大穴持命の申給（もをしたまは）く、皇御孫命の静坐（しづまりまさ）む大倭國申（おほやまとのくにとまをし）て己命（おのれみこと）和魂（にぎみたま）を八咫鏡（やたのかゝみ）に取託（とりつけ）て倭大物主櫛𤭖玉命（やまとおほものぬしくしみがたまのみこと）と名を称（たゞへ）て大御和（おほみわ）の神奈備（かむなび）に坐（まさ）せ。己命の御子（みこ）阿遅須伎高孫根（あぢすぎたかひこね）の命の御魂を葛木（かつらき）の鴨の神奈備に坐せ、事代主命（ことしろぬしのみこと）の御魂を宇奈提（うなで）神奈備に坐せ、賀夜奈流美命（かやなるみのみこと）の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇御孫命の近守神（ちかきまもりのかみ）と貢置（たてまつりおき）て、八百丹杵築宮（やほにきづきのみや）に静坐き（出雲国造神賀詞）」。
　鴨建津之身命の祖である神魂命とは、「出雲国造神賀詞」によれば、「高天（たかま）の神王（かぶろ）高御魂（たかみむすび）神魂（かみむすび）」の神魂命であり、「かみむすひ」と訓じており神皇産霊神と同一視しているが、本来は出雲の神である。

　随分と回り道をした。天降りの発命は天照大神、高皇産霊尊あたりで収束するが、受命に関しては収束しがたいものがあった。しかし、記紀としては、何としても、皇孫瓊瓊杵尊に収束させ、これを正統とする編纂がなされねばならなかったやうだ。『記』の最大の貢献は、天地開闢以来、番能邇邇藝命（瓊瓊杵尊）に連なる系譜、天降り以降、神倭伊波礼毘古（神日本磐余彦）命から大海人皇子（天渟中原瀛真人天皇、天武天皇）に連なる系譜、現人神と「天皇」を号す所以を体系づけたことにあらう。この一系を乱す見解は、史実を反映していたとしても、私的なものと蔵（隠す意味もある）されるべきものとなったらう。

**降臨の詔**『記』は鏡を天照大神の御魂として拝（いつ）くこと、天岩屋戸での一件を思案・統括した思金神に政を為さしめることを詔とした。
「これの鏡は、専（もは）ら我が御魂（みたま）として、吾が前（まへ）を拜（いつ）くが如（ごと）伊都岐（「拜いつ」き）奉（まつ）れ。次に思金神は、前の事を取り持ちて、政（まつりごと）せよ」。
前の事とは、鏡の前で行はれる事、大神の御心に適ふべく、その意を呈して政を行ふことであり、そのことを思金神に託した。これを実現するために、皇孫に八尺勾璁、鏡、草那芸剣を授け、五伴緒を伴はせた。思金神は皇孫の摂政のごとき存在であり、祭祀における祝詞に天児屋命、儀式の主宰に布刀玉命、舞踊（儀場の邪を祓い清め、神霊を迎へ慰安する）に天宇受売命を選び、鏡作りを伊斯許理度売命、玉作りを玉祖命、（剣作りは含まれていない）とした。
　ただ、地上における設定は、妙なことに、いきなり伊勢の現実が反映されている（この唐突性を回避するために、伊勢の猿田毘古神の挿話が組み込まれたのかもしれない）。鏡（天照大神）と思金神は、五十鈴宮に拜き祭られるべきとした。その御饌（みけ）作りの登由宇気神が外宮に坐す。手力男神は佐那那縣（多気郡多気町、佐那神社「[延喜式神名帳調査](http://engishiki.org/ise/bun/is080202-01.html)」）に坐すとされた。しかし、天岩戸別神（御門神）、他五伴緒の所在地には言及されていない。
　皇孫と鏡が一体となって移動しておれば、彼等はこの詔に従へばよいが、天照大神が天皇の宮からお出ましになられて以来、政権の地と鏡の地とが分離され、この原則は崩れ、思金神の存在は希薄となった。また、伊勢神宮においても鏡（天照大神）と思金神を二柱として拝くといふこともなく、二柱の解釈には困惑が続いている。
　『紀』の本文においては、『記』のこの昏迷を避けるべく、高皇産霊尊が皇孫を降ろした、とのみ記すにとどめている。流石にこれのみでは、まずく、一書、一書を引用して、その見解を開陳させたのであらうか。
　一書第一は、三宝と五部（いつとものを）とは『記』に準じているが、天照大神の詔については、皇孫が地上を治め、その統治が無窮たれとしている。
①「葦原の千五百秋（ちいほあき）の瑞穗（みつほ）の国は、是（これ）、吾が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。爾（いまし）皇孫（すめみま）、就（い）でまして治（しら）せ。行矣（さきくませ）。宝祚（あまのひつぎ）の隆（さか）えまさむこと、当（まさ）に天壤（あめつち）と窮（きはま）り無（な）けむ」。
　一書第二は、高皇産霊尊と天照大神の二つの詔からなる。高皇産霊尊は国神の首たる大物主神と事代主神に皇孫を守護することを勅し、次いで地上に於いて神籬、磐境を起こし祭祀を行ふ形とその職掌を勅す。祭祀を主宰するは太玉命、神事、卜事は天児屋命とし、作笠者、作盾者、作金者、作木綿者、作玉者を定めた（作鏡者と天鈿女命には言及がない）。
②「吾すなはち天津神籬（あまつひもろき）及び天津磐境（あまついはさか）を起し樹（た）てて、当（まさ）に吾孫（すめみま）の爲（ため）に斎（いは）ひ奉（まつ）らむ。汝（いまし）天兒屋命、太玉命は、天津神籬を持（たも）ちて、葦原中国に降りて、亦吾孫（すめみま）の爲に斎ひ奉れ」。
　天照大神は、天忍穂耳命に宝鏡（出所不明）を授けて、斎鏡とすべしと曰（のたま）ふ。
③「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当（まさ）に吾を視るがごとくすべし。与（とも）に床（ゆか）を同くし殿（おほとの）を共（ひとつ）にして、斎鏡（いはひのかがみ）とすべし」。また、天児屋命と太玉命にその祭祀を防護することと高天原の斎庭の稲を天忍穂耳命に育成せしめることを勅す。
④「惟爾（これいまし）二（ふたはしら）の神、亦同（とも）に殿の内に侍（さぶら）ひて、善く防護（ほそきまもること）を為（な）せ」。
⑤「吾が高天原（たかまのはら）に所御（きこしめ）す斎庭（ゆには）の穂（いなのほ）を以て、亦吾が児（みこ）に御（まか）せまつるべし」。
　高皇産霊尊は女（むすめ）の万幡姫を天忍穂耳命に妃として娶らせて降（あまくだ）りせしめるが、瓊瓊杵尊（皇孫）が生まれ、代りに皇孫が降（あまくだ）りしたとする。
　一書の三から八においては、この詔に関する言及はない。

　『紀』の本文は、この詔に関して距離を置いていた。この形式に捉はれることを避けたのであらう。仏像を拝することが久しくなり、遣隋使や遣唐使により中国における天子の祭祀の形式が知られるやうになると、それを取り入れ、外交的に形式を整へやうとする勢力と古式を守らうとする勢力が対立することになる。
　『紀』の編纂は、律令制度を整備してゆくなかで、必ずしも古式に捉はれることなく、周礼や唐の形式を参考にして、対外的にも遜色のないやうにと改変を加へたのであらう。これに対し、批判を加えることを許され、斎部広成は古語拾遺の「歴史の回顧」において十項目に亘ってその非を述べた。特に、「遣りたるその二」で、中臣氏主導の祭祀が中国風の上帝、六宗、山川、群神の順に祭祀し、伊勢神宮をその後にするのは、本末転倒しているといふ主張を述べている。このことからみても、当時における革新と保守の相克の世相をみることができやう。古式を垣間見る意味で、古語拾遺の主張をみておきたい。、

　斎部広成は古式を明確にするために、「天祖の神勅」の条を設けている。この神勅は天照大神と高皇産霊尊が相語りて曰（のたま）ふたものとする。全文は下の引用文を参照いただきたい。
・皇孫は地の王でありその統治は無窮なるべし。一書第一の①に同じ。
・鏡を斎鏡として床、殿を同じくせよ。一書第二の③に同じ。以上は皇孫に対するもの。
・高天原の祭祀を皇孫のために地に於て行なひ、祭祀を防ぎ護れ。一書第二の②と④に同じ。
・高天原の斎庭の稲を皇孫に育成させること。一書第二の⑤に同じ。以上は天児屋命と太玉命、天鈿女命に対するもの。
・国神を統括して皇孫を守護すること。以上は大物主神・事代主神に対するもの。
更に、太玉命が「諸部（もろとものを）の神を率（ゐ）て其の職（つかさ）に供（つか）へ奉（まつ）ること、天上（あめ）の儀（のり）の如くせよ」とあり、元来、祭祀は天児屋命ではなく、太玉命により主宰さるべきものであったとした。

**祭祀のかたち**
　自然の清らかな処に磐境を設け、神籬を立て、神を降ろし、お迎へし、意向を伺ひ、祈願をするといった記紀に記される「かたち」を日本古来のものと思ふ人は多い。自然そのもの、動植物のみならず、木石に至り、そのもののなかに畏敬すべきものがあるとしてそれを崇める、その物、その事に在（あ）るもの、そこに秘められているものを拝する「かたち」が更に古く、神の降臨といふは、それよりも新しい。
　主たる天を想定し、そこから降臨するなどといふ考え方は、半島を経由し中国から伝はってきたものである。礼記、礼運（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/liyun.pdf)）をみれば、その起源をみることができやう。
「昔し、先王、宮室を持たぬ時には、冬は、洞穴に住み、夏は、木の上に木を集めて巣を作り住んだ。まだ火を用ゐて煮炊きすることを知らず、生のまま草木の實、鳥獸の肉を食（くら）ひ、その血を飮み、その毛を貪り食ふた。まだ、麻（あさ）や絲(きぬ)も無く、羽や皮を衣（き）ていた。後に聖人が現はれて、火の利を脩めた。金属で型をつくり、土を合はせ、霊を降ろす高台、射儀場、宮室、木枠の窓、片開きの戸を作り、禽獣をまるやきにし、牲肉を燔（や）き、ものを烹（に）たり、火であぶり、醴酒や酪製品を作った。麻や絲を紡ぎ、祭祀用の布や帛（しろぎぬ）を織った。そのようにして生を養ひ、死を送ることができるようになり、鬼神、上帝を祭り仕へ、皆そのはじめに從うた。
　故に、玄酒（水）は祭祀を行う室に置き、醴酒、醆酒は室の戸に置き、堂上には粢醍、堂下には澄酒を置き、犧牲を陳ね、鼎俎にお供えを盛り、琴瑟、管磬、鐘鼓の楽人を列し、祝詞を脩め、上神と其の先祖の霊を降す。天上の神と祖先の霊を招来するために、祝嘏を奏して降ろし、水、酒、肉や鼎俎に盛られた料理、音楽でもてなす。神と祖先と人の和合、それが君臣を正し、父子を篤くし、兄弟を睦じくし、上下の関係を秩序あるものにし、夫婦の役割分担をもたらす。是を天の祜（福）を受け継ぐと謂ふ」。
　王朝交代が起る中国では、天意を知り、天命を受けることが重要となる。殷においては、上帝（天帝）の嫡子たる地上の帝が、10日（旬）毎にその行動について上帝に伺いをたてるために、甲骨に刻して焼き、その割れ具合をみて、意向を判断したやうである。周の時代には、上帝に伺いをたてるといふものから、卜占は残るものの、八卦といふ方法（易）を用ゐて、天の意向を知ることが主流となる。長い歴史を経て漢代、礼記が編纂される頃には、先にみたやうな論旨に整理されたていた。
　人の形をした神が想像されるのは、人が「くに」を形成し、その集団力を行使することで、個の能力を発揮することが可能となってからのことであらう。公務を定め、制度をつくり、人事を行ひ、租税を徴収し、事業を行ふことができるやうになると、支配者の神と被支配者の神には極端な差がでてくる。支配者の神の祖は天に由来することになり、高貴な神々は、天から降臨いただくこととなった。

　我が国において、天照大神を祭祀するとなれば、天神の主であり、神霊のアンテナとなる神籬や鎮座いただく磐境は清浄なること清浄を極めねばならない。舞楽は場の邪を祓ひ、御心を安らけくお寛（くつろ）ぎいただき、酒で清め和（なご）み、山海の賜（たまひもの）を召し上がりいただき、願ひごとを言上し、御言を伺ふ。これに携はる者は、沐浴、斎戒し心身の穢れを祓ひ清め、清浄な衣裳、諸具、器にて事（つかうまつ）る。
　皇孫が降臨し、その殿の中で祭祀を行ふとなれば、すっかりと様相が異なる。思兼神は天照大神の御心を推し量ることができやうが、思兼神は如何にして皇孫に伝へることが出来るのか？途方に暮れる。事例からみれば、夢に現れる、いづれかの神を通じ、誰かに憑依して、その口を借りる、などでその「みこと」を明らかにすることもあり得やう。それは特殊なケースであり、現実的には、「うけひ」や卜占といふ手法で確かめることに頼らざるを得ない。
　磐境は宮となりその宮域の入り口の境には後に鳥居が置かれる。神籬は、常に鏡（天照大神）が宮に在（ま）すので不用に思へるも、榊や舞者の手飾りや宮の千木にその名残がみられやうか。天照大神のみならず皇孫、歴代の子孫が当世の天皇により祖として祭祀されることにもなる。
　祭祀においては、それを担ふ役割で氏族の格が定まり、参列する席次により身分や地位が秩序付けられる。当初の祭主は皇孫であらうが、祭政一致が崩れることで、政治における宰相のごとく、祭祀も神官の宰するところとなる。
　このあり方の変遷については分からない。中臣氏の祭祀の形を批判した斎部広成の「古語拾遺」の**「造殿の齋部」、「造祭祀の齋部」、「神籬を建て神々を祭る」、「即位大嘗祭」、「国家祭祀と氏族」**に記されたものに、古来の形をみることができやう（詳細については下注を参照いただきたい）。

　そして、祭祀と政治とが分離すると、「与（とも）に床（ゆか）を同くし殿（おほとの）を共（ひとつ）にして、斎鏡（いはひのかがみ）とすべし」の原則を突き崩す。崇神天皇の時（六年；BC92年）に、天照大神（鏡）は天皇の殿をお出ましになり、垂仁天皇の時（二十六年；BC04年）に伊勢に鎮座された。
　政治が独立すると、宮中に於ける天皇の祭祀と伊勢に於ける祭祀とに分かれ、天皇はその女（むすめ）を斎王として伊勢の宮の祭主に充てることとなる。宮中は神祇官と太政官の二系統が置かれ、神祇官は国家祭祀と全国の神社を統括し、太政官は八省を統括し、それぞれの省に職、寮、司等を置き行政を担ふ。
　天皇の祭祀が以降如何に変遷したかは、筆者には分からない。承久の乱（承久三年、1221年）を起こし、天皇政治の復興を目指した後鳥羽上皇の第三子、第84代順徳天皇が朝廷に於ける儀式の由来を考究、編纂された書を「禁秘抄」といふ。完成をみたのが同年のこの乱が始る直前であったといふ。その中に、「一、賢所（かしこどころ）。凡（およ）そ禁中の作法、神事を先にし、他事を後にす。旦暮あけくれ敬神之叡慮解怠（えいりょけたい）無く白地（ききのあから）さまにも神宮竝（なら）びに内侍所（ないしどころ）の方を以て、御跡（みあと）と為（な）さず」とある。賢所とは鏡の置かれた所、伊勢の鏡を模造したものが置かれたとされ、「殿を共にする」とする原則が復活せしめられている。鏡は賢所に南面して置かれ、東側に諸神（後の神殿）、西側に歴代天皇（後の皇殿）が祭られる。
　朝には身を浄め、まずは伊勢神宮の方向、続いて内侍所に向かって遙拝され、神事、敬神を第一として勤め怠ることなく、伊勢神宮や内侍所に足を向けて休むことがあってはならない、とする。
　14歳で即位する順徳天皇に、父の後鳥羽上皇が大嘗祭で、神座の間に一人きりなって唱える詞を記している。「伊勢の五十鈴の河上に坐（ま）す天照大神、また天神地祇、諸（もろもろ）の神明に曰（まう）さく。朕（ちん）、皇神の広き護りによりて、国中平らけく安らけく、年穀豊かに稔り、上下を覆（おほ）ひ寿（ほぎ）て、諸の民を救済（すく）はむ。よりて今の年に新たに得たる新飯（にひいひ）を奉（たてまつ）り供（そな）ふこと、かくのごとし・・・（後鳥羽院宸記「賢暦御記」建暦二年「1212年」）」。大嘗祭は即位の儀式でもあり、高天原の斎庭の穂を以て民の安寧を実現させることを祈念するものである。
　つまり、記紀の詔の原則は、天皇の祭祀として、平成の世においても、変はりは無い。皇居内吹上御苑の東南に、賢所、皇霊殿（こうれいでん）、神殿（しんでん）の三殿が置かれ、基本的な祭祀においては天皇自ら「お告文(つげぶみ＝祝詞)」を奏上される。宮中祭祀第一の祭典である大嘗祭（だいじょうさい）、新嘗祭（にひなめさい）は斎庭の穂の故事によるものであり、自ら田植え、稲刈りをなされる所以である。
　鏡、玉、刀が三種の神器とされ、即位に不可欠なものとされるに至る。三種の神器に対する考え方は、暦応2年(1339年)に即位された後村上天皇に献上された北畠親房の「神皇正統記、国会図書館、[HP](http://dl.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/2545122?tocOpened=1)」に明らかである。鏡・玉・刀を日・月・星、或いは無私・柔和善順・剛利決断の三徳に譬へ、即位に於ける璽（しるし）、受け継ぐべき徳目とみた。
「三種の神器世に傳（つた）ふること、日月星の天（あめ）に在る如く鏡は日の軆（たい）なり。玉は月の精（せい）なり。剣は星の氣（き）なり。深き習ふ可き有るにや。抑（そもそも）彼の宝鏡は先に注（鋳）し侍（はべ）る石凝姥命（いしこりどめのみこと）の作（つく）り給（たまは）りしを、八咫の御鏡は〈八咫口傳在す咫訛文中に婦人手長八寸これを咫と謂ふ。周尺なり。但（ただ）に、今の八咫鏡、㕝（こと）は別（べつ）に口傳あり〉。玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命〈天明玉とも云ふ〉作（つく）り給るにや〈八坂にも口傳あり〉。剣は素戔嗚尊命の得給て、太神に奉られし叢雲（むらくもの）剣なり。此の三種につきたる神勅（しんちよく）は正く国を保ちます道なる可し。鏡は一物（いちもつ）を畜（たくは）へず。私の心無くして万象（ばんしやう）を照すに是非善悪の姿顕（あら）はれずと云ふ㕝（こと）無し。其の姿に随（したがひ）て感応するを徳とす。これ正徳の本源なり。玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。剣は剛利決断を徳とす。智恵の本源なり。此三徳を翕受（あはせうけ）ずしては、天下（あめのした）治（をさむ）らむ真（まこと）にや誠に堅かるべし。神勅明にして、詞こまやかにム子（むね；旨）寿？（ことほぐのままに）あまつさへ神器に顕（あら）はれ給ふ沗（おもひ）なきをや。中にも鏡を本とし、宗廟の正躰と伃（うるは）し給ふ。鏡は明を形とせり。心性明なれば、慈悲決断は其の中（うち）にあり。又正（まさし）く御影を移し給（たまひ）しかば、深き御心を留め給けむかし。天（あめ）に有る物、日月より明なるはなし。囙（より）て文字を制するにも「日月を明とす」と云へり。我神、大日の孁（ひるめ）に御座（おほましませ）ば、明徳を以て照し給んと陰陽に於いて冥を匹（はかり）難く、顕に付て憑（たの）み有り。君も臣も神明の光胤を受け、或は正勅を受し神達の苗裔（べうえい）なり。誰か是を仰奉（あふぎたてまつ）らざるべき。此の理（ことわり）を悟り其の道に違（たがは）ずは、内外典の学問も爰（こゝ）に極まるべきにこそ。されど、此道の*方ム*（広）め衣（おほ）う可し。㕝（こと）は内外典流布（るふ）の力なりと云ふ可し。魚を得る㕝は網の一目（いちもく）に依（よ）るなれど、衆目の力無ければ得る㕝難（かたき）が如し。應神（おうじん）天皇の御代より儒書を*方ム*（広）められ、聖徳太子の御時より、釈教を昌（さかりに）し給。此れ権化（ごんげ）の神聖に座（ましま）せば、天照太神の御心を美（よみし）我国の道を弘め深くし給なるべし」。
　これは「あか（明）ききよ（浄）きまこと（誠）のこころ（心）もて」、「きよ（浄）くあか（明）くただ（正）しくなほ（直）きこころ（心）」と祝詞などに用ゐられてきている心構へである。
**伊勢神宮**
　では、天皇の殿の床から離れて、最終的に伊勢に降りられた、その神宮（かみのみや）とは如何なるもので、何をもたらしたのであらうか？
　天照大神が伊勢神宮に鎮座された経緯を伝へるものは「倭姫命世記」である。「天武朝（672‐686）の大神主とされる御孫（御気）が書写し、神護慶（景）雲2年（768年）に禰宜五目麻呂（五月麻呂）が撰集したとあるが、現在ではこれは後世の仮託とされ、実際には鎌倉中期の建治から弘安のころ（1275‐1287）の成立とする説（久保田収『中世神道の成立』）が有力である（愛知芸術文化センター；[HP](https://websv.aichi-pref-library.jp/wahon/detail/54.html)）」とある。弘安の頃とは、当時、伊勢の神宮（伊勢神宮）の豊受大神宮（外宮）の神官の渡会行忠（わたらいゆきただ）の頃のことのやうだ。
　『紀』は巻三、神日本磐余彦天皇（神武天皇）に入るや、恐らくは中国の暦学の影響\*であらうか、皇孫が降臨して以来、磐余彦命に至るまで179万2740余年を経たとしており、神代と神武天皇との間に大きな断絶を持ち込む仰天すべき年代設定を行ふ。これでは前期旧石器時代、ホモ・ハビリスやホモ・エレクトスの時代のこととなり、家や国などは無く、国譲りなど意味をなさなくなる。この設定は「倭姫命世記」にも持ち込まれており、皇孫の統治が21万8543年、彦火火出見尊の統治が63万7892年、彦波瀲武鵜草茸不合尊の統治が83万6032年あるとしており、169万2467年をこの三者で統治したとあり、頭が混乱せしめられる。（\*「天地」開闢より獲麟「魯の哀公十四年」に至るまで、凡そ三百二十七萬六千歳、分かちて十紀と為す。「史記、三皇本紀、唐の司馬貞補筆」。一説に、天皇・兄弟12人・一人一万八千歳、地皇・兄弟11人・一人一万八千歳、人皇・兄弟9人・150世四萬五千六百歳ともある）。
　皇孫が降臨された頃は、天柱で天地の往来が可能であったとみていた。「天地は未だ遠からず、故（かれ）、天柱（あまつみはしら）を天上に挙（たたくりあけ）た（高く挙げた）」としている。179万2740余年を経て、磐余彦命は東征し、八年後に橿原に都を建（た）つ。以降、開化天皇までの九帝、六百三十余年、この時までは、帝（みかど）と神物（鏡）とが一体であった。「帝（みかど）と神、その際（きはめ）は未だ遠からず。殿（みあらか）を同（おなじふ）し、床を共にして、これを以て帝（みかど）為（た）り。故（かれ）、神物（かむたから）未だ分（わき）別（ため）なし」とある。しかし、その後、嵩神天皇の時に、八咫鏡と草薙剣が床から離れ殿を去る。
　その理由を、『紀』では、大殿の内に天照大神と倭大国魂を並祭しており、神の勢を畏れ共に住むことに安からずと記しており、天皇との同床か二神の同床か、畏れた主体が何なのか、どういう勢を畏れたのかは判然としない。「倭姫命世記」では、天皇が天照大神の勢いを畏れたとしていやうが、如何なる勢を畏れたのかは記されていない。いずれにせよ、同床が崩れたために、新たに鏡と剣を造らせて、即位の日に献る神璽（かむしるし）としたといふ。「九帝殿を同し床を共にして、然して漸（やうや）く其の神の勢ひを畏（をそ）れ、共に住むこと安からず、改めて合（まさ）に斎部氏をして石凝姥（いしこりどめ）の神の裔（はつこ）、天目一箇（あまのめひとつ）の裔の二氏を率（ゐ）ひしめ、更らに鏡剱を鋳造（いつくら）しめ、以て身を護る御璽（みしるし）と為（す）。今の践祚（あまそひつきしろしめす）日に献神璽（たてまつるのかむしるし）の鏡剱、これなり〔名づけて内侍所と謂ふ〕。この記述は古語拾遺の「崇神天皇」を引用したものであらう（下注）。　石窟の前で根の付いた榊（神籬）に付されていた玉、鏡、剣は、鏡が天照大神の象（みかた）として拝されるものとなり、ここに至り即位に際して神璽として継承するものへと変貌したといへやう。天照大神の象としての鏡、また草薙剣は伊勢に鎮座することとなり、草薙剣は後に、日本武尊に授けられ、熱田神宮に奉納されることになる。
　かつて玉（内なる霊「たま」のひかり）であったものが、鏡（日の霊「たま」のひかり）に代へられたことはすでにみた。剣が祭祀されるのは、神武東征、高倉（たかくらじ）が夢に剣を授かった故事によらうが、古語拾遺によれば、垂仁天皇の御世に始ったこととする。「始めて弓・矢・刀を以て神祇を祭る。更に神地・神戸を定む」。
　天照大神が伊勢を選ばれた理由は、『紀』によれば、伊勢は神風の地、常世の波が押し寄せる国、神風と常世のそばの国といふことにならう。「是の神風の伊勢国は、則ち常世の浪の重浪（しきなみ）帰（よ）する国なり。傍国（かたくに）の可怜（うまし）し国なり。是の国に居らむと欲ふ」。伊勢国風土記によれば、伊勢は嘗て出雲系の伊勢津彦の地であり、神武天皇の時に、天御中主尊の十二世の孫、天日別命が平定をするのであるが、伊勢津彦が去るに当り、述べたとする詞（ことば）にその由来がみえる。「（伊勢津彦が去る時）中夜（よなか）に及び、大風が罒（四方に）起り波瀾（なみおほなみ）を扇（あお）り擧（あ）げ、光耀（てりかかや）くこと日の如く、陸国海（くにつうなはら）共に朗（たから）かに、遂に波に乗りて東に去りき。古語（ふること）の神風伊勢國、常世の浪寄す國とは蓋し此これを謂ふ（伊勢国風土記、国会図書館[HP](http://dl.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/2539598)）」。ただ、これのみでは記紀に登場した五十鈴川のほとりに住んでいた猿（猨）田彦神が天の衢で皇孫一行を案内した故事との関連が意味をなさなくなる。
　伊賀国風土記（伊賀国風土記逸文注釈稿、平松茂樹、[HP](https://core.ac.uk/download/pdf/35261237.pdf)）、伊賀郡条によれば、猿田彦神の女（むすめ）が天より投げ降された三種の宝器の一つ金鈴を守っていたとする。「猿田彦の神、始め此の国（伊賀国）を伊勢の加佐波夜（かさはや）の国に属（つ）けき。時に二十余万歳此の国を知（し；統治）れり。猿田彦の神の女（むすめ）、吾娥津媛（あがつひめ）命、四神之御神（よはしらのみかみ）の天上（あめ）より投げ降（くだ）し給ひし三種（みくさ）の宝器（たから）の内、金（こがね）の鈴を知りて守（も）り給ひき」（四神については、天照大神・天御中主神・神魯岐命「高皇産霊尊」・神魯美命「神皇産霊貴」とされる。吾娥「あが」が訛り伊賀「いが」となる）。
　この三種の宝器は現物が伝はっていなかったやうで、古語拾遺においては、「幽れたる契」とぼかした表現がとられ、また、衢の神といふことで猿田彦神を暗示し、猿田彦神がすでに五十鈴川に降っていたことに、伊勢降臨の遠因があるとした。「始め天上（あめ）に在（ましま）すときに、預（あらかじ）め幽（かく）れたる契（ちぎり）を結びて、衢（ちまた）の神の先降（まづくだ）ること、深き以（ゆゑ）有り」。
　「倭姫命世記」はそれらを受けて、倭姫命が五十鈴川の後江（しりへ）で御饗（みあへ）を奉られた時、猿田彦神の裔、宇治土公の祖の大田命が倭姫命に良き宮処があるかと問はれ、定められた霊地でありお越しになるのを三十八万年に亘ってお待ちしていましたと応（こた）へたとする。また四神ではなく大神としており、天照大神の誓と暗示している。「さこくしろ宇遅の五十鈴の河上は、大日本（やまと）の国の中に、殊勝（すぐれ）て霊地（あやしきところ）侍（はんべ）るなり。その中に、翁（あはせて）三十八万歳の間（ま）にも未だ視知らざる霊物（あやしきもの）の照耀（てりかかや）くこと日月の如し。惟れ小縁（をほろけ）の物に在（ましまさ）らじ（深い縁がある）。定めて主（ぬし）出で現（まれ）ば御座（ましまさむ）か。尒の時に、献（たてまつる）可しと念（おもひ）とて彼処（かしこ）に礼祭（うやまひまつり）申せり。即ち彼処に往き到りたまひ、御覧（みそなはし）ければ、惟れ昔、大神誓（ちかひ）願ひたまひて、豊葦原の瑞穂の国の内に伊勢のかさはや（風早）の国は美し宮処ありと見定（みそなはし）上天（あめのみや）従（より）して投げ降ろしたまひし天逆太刀（あまのさかたち）・逆桙（さかほこ）・金鈴（すず）等（ども）なり。甚（はなはだ）於懐（おも）ひて言上（ことあけ）たまひし」。
　生身の人間が宮を運営するには、神田・神戸が必要となる。倭姫命は地元でその寄進を受け、五十鈴川の河上にお入りになると、諸神の子孫が木石を調達し宮を建立し、それぞれ、平瓮、鏡（天照大神の鏡とは別）・大刀（草薙剣とは別）・小刀・矛楯・弓箭・木綿等を造り、宮に施す。すると、倭姫命の夢に天照大神が、この地こそ求めていた地であるとお告げになられた。「我（あれ）、高天の原に坐（ましまし）𤭖戸（しかと）押し張り（そうと念押しし）、原始（むかし）見々志真伎志（みそなはしまぎし、見求めた）国の宮処は是処（このところ）なり。鎮（しづまり）り定（さだま）り給へ」。天照大神の了解が得られたとする。この報告を受けて天皇は、大鹿島命（中臣氏）を祭官に、大幡主命（おほはたぬしのみこと；天日別命の子孫、別名、大若子命「おほわくごのみこと」；度会「わたらい」氏の祖先神）を国造兼大神主に定め、神館を造立し、物部八十友諸人等に雑雑の神事を取り総（す）べさせ、また、斎宮を造り、倭姫命を住まはせたといふ。
　更に雄略天皇の二十一年（477年；伊勢に遷座して483年後）に倭姫命の夢に豊受大神を招来せよとのお告げがあったといふ。「倭姫命、夢に教へ覚（さとし）たまはく、皇太神、吾（あか）一所耳（ひとところに）坐（まさね）ば、御饌（みけ）も安く不聞食（きこしめ）さず、丹波国与佐の小見比沼（そみひぬ）の魚井原（まないのはら）に坐（ましま）す道主（みちぬし）子の八乎止女（やすとめ）の斎奉（いつきまつ）る御饌都神（みけつのかみ）止由気（とゆけ）を、我（あ）が坐（ま）す国と欲（おもほしほす）と誨覚（かんさとし）給ひき」。つまり、外宮の起源である。
　その二年後に倭姫命は亡くなるので約500歳の長寿とならうか。神職の心構へをかくのべられた。「心神（あかたましい）は則ち天地（あめつち）の本基（もと）、身体（すがた）は則ち五行（いつつら）の化生（なれる）なり肆（かるかゆへ）に元元（はじめをはじめとし）元の初に入り、本を本として、本の心に任すか。神は垂るるに祈禱を以て先と為す。真（まこと）は加（くはふ）るに正直（すなをなる）を以て本と為せり。夫れ、天を尊び地に㕝（つかうまつ）り、神を崇（あが）め祖（とうつおや）を敬（ゐやま）ふては、則ち、宗廟（やしろ）を絶たず、天業（あまつひつぎ）を経綸（をさむ）、また仏法息（ほとけののりのいき）を屏（かく）して、神祇（あまつかみくにつやしろを）を再拝（をがみ）奉れ。日月四？(方)（よも）に廻り、六合（くにのうち）を照すと𧈧（いへ）ども、須く正直（すなをなる）頂（うなじ）を照すべし、と」。　もし、38万年も前からその地が予定されていたのであれば、何故約90年に亘り諸国を訪ね数々の場を遷られたのか、その理由も記されてしかるべきとは思はれる。この放浪には相殿神として天児屋命 太玉命、御戸開闢神として、天手力男神 拷幡姫命、御門神として、豊石窓 櫛石窓命、並びに五部伴神が伴って仕へるとあり、生身の人間の歴史の時代に約130万年も前の？神々が同道しているとの実感がある。中世や近代の信仰心厚き聖者がキリストやマリアと共にあると実感しておられるやうなもので、時を越へるものであらうが、困惑させられる。平成の人間には、倭姫命が伊賀国の隠市守（なばりいちもり）宮に居られた条に、「伊賀国は、天武天皇の庚辰歳七月に伊勢国の四郡を割きて彼国を立てき」と注されており、猿田彦神が、かつて、この地を伊勢の加佐波夜国（風早国）に付属させ20万歳に亘り統治していた（成立不可）となると、これらの時間感覚がどうなっているのか、途方に暮れる。
　ただ、後世からみれば、天皇の殿の床で祭祀される天照大神は、天皇によってのみ祭祀さるべき神であり、その他の者は祭祀する立場にあらず、越権すれば不敬の罪が問はれる。中世以降の庶民のお伊勢参りなどは、天照大神が「日の本」の民の神でもあるといふ観点がなければ、成り立ち得まい。戦国の世の分裂を修復すべく、伊勢の御師達が天皇の存在を越へて、お伊勢様（天照大神）を「日の本」の統合の象徴として民のレベルにまでその信仰を広めたといふ。お伊勢参りの流行であった。天照大神が殿の床をお出ましにならずんば、庶民の家の神棚にそのお札を頂いてお祭りするなんぞ、起こり得たことであらうか？
**現実政治における記紀の詔**
　『紀』は一書一書にこの詔の古式を開陳させてはいるが、本文では距離を置いていた。実際の律令を運営するには役立たないこと、漢籍に詳しい知識人からすれば、律令の思考には相容れないとみたからであらう。
　中国には萬世一系という歴史は無く、王朝は交代する。政権に就く者は民生を安寧に保つ能力を持つ者であり、その者を定めるのは天であるとした。
　受命した者は歴数（天体運行表）と璿璣玉衡（天体観測器具）を継承し、（暦を正し）七政を整備する。七政とは太陽/日（君主）、太陰/月（皇后、諸侯、大臣）、熒惑/火星（礼；視）、辰星/水星（智；聴）、歳星/木星（仁；貌）、太白/金星（義；言）、鎮星/土星（信、思慮）のことであり、暦を正し、農や事の時を正し、礼・智・仁・義・信により行為を正し、民の安寧と繁栄を図る。
　受命した者のみが、上帝（天帝）、六宗、山川、群神を祭祀する。書経に、舜が堯から政権を禅譲されるに、「肆（つい）に上帝に類（るゐ）し、六宗に禋（いん）し、山川に望（ぼう）し、羣神に徧（あまね）くす」とあることによる。天子は天を祭り、諸侯は社稷を祭る。身分に応じて祭るものが限定され、それを越えて祭ることは許されず、僭越すれば、不敬、その支持を失い、自滅を免れぬ行為とみなされた。
　類とは、元は米・犬・頁から成り、米と犬を神に供し、頁はそれを神に薦め拝する形で、その祭儀を類とする。禋とは、祭るには柴を焚き、煙を天に届けること。六宗には諸説があり定まらない。劉歆は、水･火･雷･風･山･沢、馬融は天･地･春･夏･秋･冬、鄭玄は、星･辰･司中･司命･風師･雨師とする。郊祭は季節により（春；東、夏；南、秋；西、冬；北）郊外で行はれ、民に季節の到来を告げ、季節に応じた農事の時を知らせるものでもあり、上下東西南北の方位や季節を司る宗を想定していやう。
　また、蘇我氏の政権を伐ち、政を正した意識が強い中大兄皇子（天智天皇）は、天命開別天皇（あめみことひらかすわけのすめらみこと）と称された。対外的に見て、天命開別天皇と記せば、天命を得た特別な天皇と即座に理解されやう。帝のあり方を中臣氏ともども再考し、その祭祀を対外的にも遜色のないものとすべく、改変を加へたのであらう。
　また、欽明天皇以来、仏像と金光明最勝王経に関する皇室の関心が高く、仏像を拝し、読経し四種の功徳を得むとされ、祭祀の形に仏教の要素も加へられたことであらう。金光明最勝王経の功徳とは以下のやうである。
①国王の軍衆強盛にして、諸々の怨敵なく、疾病を離れ、寿命延長に、吉祥安楽にして、正法興顕す。
②中宮、妃后、王子、諸臣和悦して争うことなく、奸佞をはなれて、王に愛重さる。
③沙門、婆羅門および諸々の国人、正法を修業して、病なく安楽にして枉死者なく、諸々の福田において、ことごとくみな修立す。
④三時の中において、四大調適し、つねに諸天に増加守護せられ、慈悲平等にして、傷害の心なく、諸々の衆生をして、三宝に帰敬し、みな願って菩提の行を修習せしめん（[時宗・一遍　仏の世界](http://www.geocities.jp/widetown/jishuu/jishuu012_kyou.htm)）。

　文武天皇、大宝二年（702年）二月一日に大宝律令が発布された。現実の政治は、唐の律令制度を国情に合せて編纂された中央集権システムに基づいており、古式は祭祀としては保存されるものの、天皇の詔が古式に則ることはなかった。それは明治に欽定憲法が発布され、第二次大戦後に日本国憲法が発布された時も、同じである。記紀が編纂された頃の天皇の詔を二三みれば、古式の影響の無いことは明らかであらう。
　文武天皇、慶雲三年（706年）三月の詔では、中国の周の召公や魯の公休の故事を引用して、「礼」の精神が説かれており、飢饉に際しての高位高官の所業を戒めている。
「『夫れ礼は、天地の経義（道理）、人倫の鎔範（規範）なり。道徳仁義は、礼にして乃ち弘む。教訓正俗は礼を待ちて成る。比者（近頃）、諸司の容儀、多（さは）に礼義に違ふ。加へ以て、男女に別無く、昼夜に相ひ会す。又、如聞（聞くところによれば）、京城の内外に多に穢臭有り。良（まこと）に所司が検察存せざるに由る。今より以後、両省・五府、並びて官人及び衛士を遣はし、厳に捉搦（捕捉）を加へ、事に随（したが）ひ（判）決に（罪を）科すべし。罪に合与（合意）せざるが若きは、状を録し上聞（報告）せよ』とのりたまふ。又、詔して曰はく、『軒冕之群（高位高官の人々）は、代耕（農民の耕した物）の禄を受く。有秩之類（郷の官吏）は民の農を妨ぐこと無れ。故、召伯、甘棠に憇ふ所以（周の召公が巡行に際し、農民を煩はせないやう甘棠の木の下で憩い、また、木の下で民の訴えを聴き、訴訟を裁いたとする故事）。公休、其の園葵を抜く由（魯国の宰相公儀休。葵は菜のこと。農民に菜を求むために自ら栽すことを止めた）。頃者（この頃）。王公諸臣、多に山沢を（独）占す。耕種（耕し種を植ゑる）に事（つかう）まつらずして、競いて貧婪を懐く。空（むな）しく地の利を妨ぐ。百姓に柴草を採ること有り、仍りて其の器を奪ふが若きは、大きに（百姓を）辛苦せしむ。加へて以て賜はりし地（班田、口分田）は、実に一二畝を有（たも）つに止まる。是に由り、峰を踰へ谷を跨（また）ぎ、浪（みだ）りに境界を為す。今より以後、得て更（あらた）むこと然らず。但に、氏々祖墓及び百姓の宅の辺（ほとり）に、栽樹し林と為すは、并せて周二三十歩許（ばかり）は、禁限在らず』とのたまふ。」
　元正天皇、養老五年（721年）七月の詔では、仁愛を周公・孔子の風、殺生の禁止を老子・釈尊の教として、動物の殺生を禁じ、その役職を停止し、公民に戻せしめている。
「凡そ霊図を膺（う）け（皇位を継承し）、宇内（全土）に君臨せば、仁は動（物）植（物）に及び、恩（めぐみ）は羽（禽）毛（獣）を蒙（おほ）ふ。故、周（公）孔（子）の風は、尤（なによ）り仁愛を先にす。李（老子）釈（釈尊）の教は、深く殺生を禁ず。其れ鷹司に鷹・狗を放たしめ、大膳職の鵜（う）、諸国の鶏・猪を悉く本処に放たしめ、其の性を遂（と）がせしむべし。今より後に、応須有るが如きは（どうしてもそうしなければならないならば）、先ず其の状を奏し勅を待て。其れ鷹司官人を放ち、并（あは）せて職長上等は且（また）これを停（や）め、役す所の品部は並びて公戸に同じふすべし」。
　聖武天皇、天平十五年（743年）、十月の大仏造立の詔。大仏造立であり、仏教立国の様相となっている。
「朕は以て薄徳にして、大位を恭（かたじけな）くも承（うけたまは）るも、志は兼ねて（すべての民を）済（すく）ふことに存り。勤めて人と物を撫（な）で、率土の浜（地の果て）、已に仁恕に霑（うるお）ひて天下に普（あまね）くと雖も、未だ法恩に浴せず、誠に三宝（仏・法・僧）の威霊、乾坤（天地・陰陽等）の相ひ泰（やす）んじ、万代の福業を修め、動植咸（みな）栄えむことを欲（おも）ふ。粤（ここに）天平十五年、歳次は癸未の十月十五日を以て、菩薩大願を発（おこ）し、盧舍那仏の金銅像一躯を奉りて造らむ。国の銅を尽し象に鎔（と）かせ、大山を削りて以て堂を構（かま）へ、広く法界に及ぼし、朕が知識と為し、遂には同じく利益を蒙らしめ共に菩提（正覚）に致らむ。夫れ天下の富を有（たも）つは朕なり。天下の勢を有つは朕なり。此の富と勢とを以て此の尊像を造るは、事は成り易くも、心は至り難し。但に恐るらくは徒らに人を労すこと有らん。能く聖を感ずこと無く、或は誹謗を生じ、反（かへ）りて罪辜に墮（おち）なむ。是の故、知識に預る者は、懇（ねむごろ）に至誠を発（おこ）し、各（おのおの）介福（大福）を招くやう、毎日、盧舍那仏を三拝すべし。自ら当（まさ）に念を各に存（いだ）き盧舍那仏を造らむ。更に人有りて、一枝の草一把りの土を持ちて像を造るを助けむと情願す如きは、恣（ほしいまま）にこれを聴（ゆる）さむ。国郡等（など）の司は、此の事に因り、百姓を侵し擾（わずら）はし強いて収斂（取り立て）せむこと莫（な）かれ。遐邇（遠近）に布告し、朕が意を知らしめよ」。

　これらが当時の常識であったとするならば、記紀の編纂が企図された時の政権のあり方、編纂への意気込みと、その編纂の成るころの政権のあり方と受け止め方には乖離があったとせねばなるまい。
　『記』が献上されたのは和銅五年（712年）正月二八日と記されているが、続日本紀にその記載はない。その頃に懸念されていたのは、賦役が終はり郷里に帰る民が多く野垂れ死にしたことであった。国司にそうならないように物を与へ救済し、死に至るならば埋葬し、姓名を本籍に報告せしめることであった（春正月一六日の詔）。
　『紀』には、序文も編纂終了の時期や監修者等の記載がなく、続日本紀により養老四年（720年）五月条に、舎人親王が「日本紀」の編纂を完成し、紀三十巻と系図一巻を奏上したとあるのみである。注目されるのは、すでに「日本（やまと）書紀」として通用していたものを「日本紀」と記していることである。続日本紀には、和銅七年（714年）に、「従六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、国史を撰せしむ」、とある。この国史を日本書紀とし、両者が舎人親王の下で働いたとするのが通釈であるが、編纂されつつあるものが国史の体裁から外れており、国史の体裁を整へるべく、この二人を投入したとも考へられ、多様な解釈を生んできた。
　中国の「書」は、紀伝体であり、帝や諸侯の紀と列伝、表、志等で構成される。また、「紀」の年月日はその帝の存在している現実の暦に基づいて表記されるもので、後から無理矢理何かの暦に当てはめるやうな創作ではない。史書では、神話は挿話として、あるいはある事の起源を説明するために組み込まれても、主文として記されることはない。日本書紀は「書」にも「紀」にも該当しない特殊な形であり、「国史」にするには、神話部分を切り離し、記録に残っていない干支（年月日）の部分は『記』のごとく干支を省き、記録に残っている所から干支を記すものでなければならない。和銅七年の詔には、国史としての体裁を整へる試みがあったのかもしれない。しかし、果たされず、続日本紀の編纂にあたっては、「紀」としての形式を守ったのであらう。
　しかし、神話部分を切り離し、紀年体の国史を編纂するならば、天地開闢より一貫した天皇の系譜に断絶が起る。後漢書東夷伝、三国志東夷伝、晋書東夷伝、宋書夷蛮伝の倭人倭伝の倭人や倭国に関する漢籍を読む知識人は、奴国や邪馬台国など先行する多くの国が存在したことを知っていた。『紀』神功皇后卅九年是年条に、「大歳己未（AD239）　【魏志に云く、明帝の景初三年の六月、倭の女王、大夫難斗米等を遣はして、郡に詣り、天子に詣むことを求めて朝獻す。太守、鄧夏、吏を遣はして將を送りて京都に詣らしむ（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki22.htm#卅九年　是年也)）。】」とある倭の女王とは卑弥呼のことである。しかし、倭（奈良地方の義）の女王と紛らわしい表現にしている。卌（40）年、卌三（43）年条にもその関連の記述があり、魏志倭人伝を十分に認識していた事が分かる。
　ただ、天武天皇が現人神であり、天地開闢以来の正統の天地の主であることを天下に周知せしむるには、史書の中に神話を組み込むことを、必須としたのであらう。また、中国に対し対等の立場で外交をするために、中国に朝貢をした奴国や邪馬台国等々の存在が障害になると、皇孫以前に天の下を治めていたのは、大国主神であり、大国主神を始めとする地神（くにつかみ）は天神（あまつかみ）に国譲りをして、皇孫を守護することになったと、その存在を覆い隠し、また、倭の五王の朝貢についても封印をしたのであらう。
　「国譲り」の神話は政権側の構想だけでは成立しまい。さりとて、出雲国風土記では、いわゆる「国譲り」にはほど遠い。出雲国風土記の主なテーマは国引きによる国土創生であり、本来の主役は、それを成した八束水臣津野命であり、八種類の雲が何らかの重要な役割を果したのであらう、その地を「八雲立つ出雲」と称され、それが「出雲」の由来となっている。また、八束水臣津野命は、国引きを終えて後に、杵築の郷に、天下所造大神の宮に奉（つかへまつ）らむとして、諸神を集めて宮処を築いたとある。天下所造大神とは天の下を造った大神であり、国引きをした八束水臣津野命がその功績をどう称えたかについては言及がない。記紀には、天の下を造った伊邪那岐（伊弉諾）命と伊邪那美（伊弉冉）命の業績が記されている。出雲の天下所造大神に、その造成についての伝承がないことは、不自然と言はねばなるまい。
　また、八束水臣津野命の伝承も、国引きが終わると、忽然と消える。その上、天下所造大神は大穴持命で、越を平定して帰還したときに、出雲を除き天下を皇御孫に統治いただくと述べたとする。天の下を造った大神と天下を平定し「国譲り」をした大国主神が同一であれば、伊邪那岐命と神武天皇を同一とするごとく、時系列が成立しない。出雲国風土記では、天下所造大神の伝承は大国主神のなかにねじ込まれ、結局、天の下を造った伝承は語られない、といふより、削除されたとすら思はれる。
　記紀に述べられる「国譲り」は、出雲国風土記からは自動的には成立しない。それを可能にしたものは、「出雲国造神賀詞」であらう。
　出雲を代表する二神、伊射那伎（いざなき）の日真名子（ひまなご）加夫呂伎（かぶろき）熊野大神（くまぬのおほかみ）櫛御気野命（くしみけぬのみこと）と國作坐（くにつくりまし）し大穴持命（おほなもちのみこと）並びに百八十六神々の意を呈して、神賀吉詞（かむぼぎのよごと）奏（まを）すとある。
　出雲臣の遠祖は天穂日命であり、その頃天の下は荒国であり、天夷鳥命（あめひなどりみこと）と布都怒志命（ふつぬしのみこと）を降ろし地の荒神を平定し、國作大神を説得し、現実の政治を離れせしめ、その和魂を倭大物主櫛𤭖玉命（やまとおほものぬしくしみがたまのみこと）とし大御和（おほみわ）の神奈備に、御子の阿遅須伎高孫根（あぢすぎたかひこね）の命の御魂を葛木（かつらき）の鴨の神奈備に、事代主命（ことしろぬしのみこと）の御魂を宇奈提（うなで）神奈備に、賀夜奈流美命（かやなるみのみこと）の御魂を飛鳥の神奈備に坐（まさ）せ、皇御孫命を守護する神とし、自らは杵築宮にお入りになった。
　皇親（すめむつ）神魯伎（かむろぎ）神魯美命（かむろみのみことの）は天穂日命に、天皇の長久の御世を堅固に永久に祝い、盛大なる御世と幸あれと祭れ、また、神への礼代、臣の礼代と寿ぎの神宝を献れと命じられた。
　明御神（天御中主神、高御産巣日神、神産巣日神から天照大神に至る天上天下におでましになった神々）がこの国を天・地・日・月と共に安寧に平和に統御されますことを祝ふ象徴として、御祷の神宝を携へ、神への礼代、臣の礼代として、畏れながらも、天穂日命の意（こころ）を継承して申し上げたく奏上いたします。
　出雲では出雲独自の伝統を保守する氏族もあれば、中央政権と近づき生き残りを図る氏族もあった。『紀』によれば、この対立は嵩神天皇の御世に出雲の神宝の譲渡をめぐって激化し、神宝を渡し中央政権下に組み込まれる事件となった。『記』によれば、倭建（やまとたける）命が熊襲征伐の時に出雲建を殺した事件である。出雲国風土記では、出雲郡健部（たけるべ）郷の名の由来を、神門臣古祢（かむどのおみふるね）が、倭建命に因んで宇夜里を健部郷としたとしている。
　中央政権も一枚岩ではなく、物部氏と蘇我氏が出雲において勢力争いを演じたこともあれば、同支族内でも対立が起ったであらう。政権側と連携しようとする出雲の側にあっても、難しい対応を迫られてきた歴史があり、出雲国造神賀詞の内容がそう容易く合意をみたとも思はれない。
　「出雲国造神賀詞」は、霊亀2（716）年に、出雲臣果安が出雲国造として始めて元正天皇に奉ったのが始まりとされる。果安は意宇郡の大領（おほみやつこ）であり熊野大神を祭祀する立場にあったが、古事記が編纂（712年）された頃に杵築大社（出雲大社）の祭主ともなり、杵築の地に館を構えたといふ。果安が何故、杵築大社の祭主を兼ねたのか？
　出雲における重心は東部の八束水臣津野命の命名による意宇郡にあった。それが西の杵築大社の出雲郡に移行するのは、「国譲り」神話における大国主神の役割が極めて大きくなったことによらう。『記』が「国譲り」を構想するに果安の貢献があり、その功により、杵築大社の祭主をも任されたと仮定することはできまいか？
　また、果安には風土記の編纂も委嘱されている。風土記の編纂は713年の撰進により、国司により編纂さるべきものであった。しかし、出雲では国造にそれが託され、果安の手に委ねられた。
　ただ、出雲国風土記の編纂は、各郡毎に筆者が選ばれ、各郡では各郡の独自の伝承にこだわったであらうし、出雲国造神賀詞のごとき論調とはほど遠いものがあり、国造は国司を通じ政権側と記載すべきこと、また、記載できる限界まで調整をせねばならず時間を要したことだらう、721年には新国造の広島に委ねられ、完成は天平5年(733年)となった。20年を経ており、編纂当初と完成時の御世の風も変化をして許容の範囲も広がっていたかもしれない。

　出雲国風土記では、どうしてか、杵築宮の造営について、あいまいにされている。杵築郡条ではすでにみたごとく、八束水臣津野命が国引きを終えて、天下所造大神の為に造営したかの印象を与へるが、原文では「参集宮処杵築」であり、建築したのか土地を造成したのみなのか判然としない。また、天下所造大神を祭祀するに相応しい神、祭主について言及されていないことが腑に落ちない。
　また、楯縫郡条では、神魂命が御子の天御鳥命（あめのみとりのみこと）に天日栖宮を模して天下所造大神の為に宮を造らせたとする。出雲郡美談（みたみ）郷条に、天下所造大神の御子、和加布都努志（わかふつぬし）命が天御領田（あめのみた）の長となり、楯縫郡玖潭（くたみ）郷条に、天下所造大神が天の御飯田（みひだ）の倉を造る所を捜し求めたとあり、天の稲の管理、地上で育成しそれを蓄積する功を以て、天下所造大神の宮が造営されたと類推できやう。また、その御子、天津枳比佐可美高日子命（あまつきひさかみたかひこ、伎比佐加美高日子命）を神名火山に降ろし、その宮の祭主としたとあり、そのことは神魂命の主導により、神魂命の宮に等しい宮や祭具を天御鳥命に造らせたことと併せて考へれば、祭主となる神については、御子の天津枳比佐可美高日子命としたかのごとき印象とも与なる。つまり、杵築宮には出雲独自の祭主がおられたとすべきであらう。
　杵築宮は「国引き」後、あるいは稲作の開始の頃といふ原初の時の造営であり、「国譲り」の時とは別の伝承があったことになる。この神魂を「かむむすひ」と訓じ神産霊（かむむすひ）神、あるいは高皇産霊神と入れ替へ、祭主に素戔嗚尊が生み、天照大神の御子とした天日穂命を置き、「国譲り」の際に大国主神の為に造営されたと改変したごとく映る。果安以前からそういふことが考慮されていたのかもしれないが、皇孫との一体を成し遂げ、「出雲国造神賀詞」奏上を政権に認めさせたのは、果安であった。
　意宇郡主導の出雲にあっては、元来は、八束水臣津野命と熊野大神が中心であり、八束水臣津野命については、国引き後の消息は分からなくなった。熊野大神は、伊弉奈枳（いざなき）の麻奈子（まなこ）、熊野加武呂（くまのかむろ）命であり、伊弉奈枳に御食（みけ）を奉る神であった。この二神優位の伝承を大国主神中心の伝承にし、従来のの祭祀の形に改変を加へねばならなくなったと思はれる。
　出雲に於ける国造は通常の政治的な土着の豪族に留まるものではなかった。その先祖は、素戔嗚尊が生み、天照大神の御子とした天日穂命となり、天皇が皇孫の日継ぎをするがごとく、出雲国造は皇孫の父、天日穂命を火継ぎする存在となる。
　火（ひ）継神事とは国造家の日（ひ）継ぎ、霊（ひ）継ぎの神事である。三火の祭（火継神事・古伝新嘗祭、元旦の天火祭）をいふ。「杵築大社の宮司職を代々務める出雲国造は、単に司祭者である だけでなく、神の依りましとみなされていたことがわかる。国造就任以来、汚穢に触れず、死者の弔いも禁じられ、常に聖火で調理された斎食しか食べることができないというタブーが科されたのも、その神聖性を保持するための処置であったろう。火継神事は、意味的には霊（ひ）継ぎ神事といい換えられる性質のものであったといえる。（『出雲国風土記』におけるオホナムチ像、小村宏史、早稲田大学国文学会、[HP](http://ci.nii.ac.jp/naid/40015384746/)」）」とあり、「神賀詞を奏上する国造は、自らが祭る神と共にあり、その神の 言葉を自らの口で伝えているのである。それは、神を身に宿し、 神に口を貸している状態といえる。（前掲HP）」とする。「伝来の宝物である燧臼燧杵によって神火を鑽りだし、新国造はその火で調理した食物を神と共食することにより、国造の職を継承する・・・共食による 神人合一・・・神との共食により霊威を受け継ぐ儀式という」とある。
　古く意宇の熊野大社で行はれていたコアの部分が、火起しと井水で調理された御食の神人共食であったのかもしれない。意宇の大領が、天穂日命を大国主神の祭主とする杵築大社をも祭祀する立場となったとき、双方を慮り、これらの神々をも結ぶことのできる神魂命（かむむすひのみこと）を冠する社（神魂「かもす」神社。「かもす」と訓じる定説はないようである。神事に不可欠の酒を醸（かも）す機能を持たせた？）を設け、その地を大庭（斎場）としたごとくにみえる。御食と火と水の機能で斎戒し、天下造成と稲の豊穣による天下平定、国譲り、皇孫の守護、その永遠の統治を言祝ぐ国造を構想した。それは、出雲の神々の伝承を組み替える痛みを伴い、出雲国風土記を不本意なものにしたことであらう。しかし政権側もその構想を善（よ）しとした。その過程を明らかにすることはできていない。しかし、そういふ過程がなくば、どうして出雲国造神賀詞の奏上が実現しえたであらうか？
　天命を疎かにし民を苦しめる暴君の政権を滅ぼし、新たに天命を得た者が新政権を樹立する歴史が中国の常である。「国譲り」は、勝者が敗者の歴史を取り込み、勝者の政権を敗者の神々が守護するというは極めて珍しい政治手法である。この記憶がなくば、大政奉還とか、江戸城無血開城などといふことは、果たして実現できたのであらうか？

**おわりに**
　我が国における祭祀の形には宇宙を創造した全知全能の創造主や天地の主たる天帝を祭祀するという形はない。天地が如何にして創造されたかを問ふことはなかった。海の中に島が生まれた経緯を問ふた。海洋民の伝承であらう。小さく島を生み、海の彼方から「くに」を引いてきたと出雲の人は考へた。平成の人からすれば、大陸移動説に与しやう。記紀は潮を固めて島をつくり、そこに降りて八つの大きな島を生み、飛び散った潮が多くの島になったと考へ、中国の気による天地創造説を加味した大八島創生神話に傾いた。
　我が国では、大地を創造する主よりも、大地、ものそのものに内在する畏敬すべきものを畏れ敬った。地上に生まれてきたものの中で最も輝けるものがあり、これを天に上げると、天地を照らす輝きとなり、その輝きを天照大神と名づけた。いはば高貴なるものの象徴である。政治をとりしきったのは高皇産霊神や思兼神をはじめとする五部などの神々であった。
　また、供物としては、禽獣の血肉よりも、米、一粒万倍の稲の恵み、を重んじ、稲により民生の安定を図ることを、政（まつりごと）の根底においた。即位における大嘗祭が重んじられた所以である。これは、所造天下大神と天田の伝承、大穴持命と須久奈比古（すくなひこ）命の稲種の伝承からすれば、出雲起源のものであらう。
　日の光が天地のすみずみまでもたらされるやうに、稲の恩恵を「くに」のすみずみまでもたらすことが、我が国の祭祀の形の基本となったものの、現実の政治は、その時々の社会の事情、制度により運営された。
　官制が導入されると、神官頭（神祇伯）が神事を司ることになる。これは、後に神祇官（神事）と太政官（政治）に分離され、唐の律令制度を参考にして官制が敷かれるようになると、その背後にある詩経や書経や儒学等の考え方に基づく政権運営が行われ、祭祀にも天子の祭祀が組み込まれることになった。
　また、仏教的な護国鎮護や天皇病気の平癒の祈願が大々的に行はれ、庶民の救済を目指す動きが現れることにもなった。
　平成の世では、米に対する依存度は低下し、米離れが進んでいる。また、米作は貴重な水資源を大量に使用するという小麦生産国からの批判もある。それは、古代より、小麦生産における潅漑の拡大が過度に及び、水供給が追い付かなくなり塩害を引き起こし、耕作地放棄を余儀なくされてきた苦い歴史に対する反省であらう。水田耕作は塩害を免れ持続性のある耕作を保ってきており、モンスーン地帯の豊富な雨量からすれば、一概にそうとは言ひ難く、保水面積も広く国土保全にもなり、また、生き物の棲息の場ともなってきた。
　古代より、如何なる社会制度下においても、米の重要性は変らなかった。田の荒廃は社会の荒廃であり、豊な実りは社会の安定を意味した。豊葦原瑞穂国(豊かな葦原が広がり水にめぐまれ、天のめぐみの稲の実る国)でありつづくかぎり、社会関係や制度は変化しやうが、その祭祀の根本は変らなかった。
　平成の世の政治は、日本国憲法に基づく、主権在民、三権分立の民主主義、議会制民主主義制度によるものであるが、それは法王や王の絶対的な権力を制限、あるいは打倒し、信教の自由や民権を確立してきたヨーロッパとは、根っこのところで違っていやう。
　武力ではなく、稲作を広めること（民生を安定すること）で天の下を統一する、打倒ではなく「国譲り」により天の下を統一する（敗者の神々が勝者の政権を護持する）、といふものは、おそらく、記紀以前からあったもので、ものそのものに「内在するものに対する畏敬の念」に源があるのではなからうか。そこに、中国やインドの物の考え方を受け容れたやうに、欧米の考え方も受け容れてきたし、継ぎ足してゆくことになる。どういふことになるかは、後の人にみてもらうしかあるまい。

|  |  |
| --- | --- |
| 以下注古事記における設定　　　　　　　　　　　34頁日本書紀本文における設定　　　　　　　　35一書第一において　　　　　　　　　　　　36一書第二において　　　　　　　　　　　　37一書第三において　　　　　　　　　　　　39一書第四において　　　　　　　　　　　　39一書第六において　　　　　　　　　　　　40一書第七において　　　　　　　　　　　　41一書第八において　　　　　　　　　　　　41古語拾遺における設定　　　　　　　　　　41 | 先代旧事本紀　　　　　　　　　　　　　　43頁　天神本紀（巻3）　　　　　　　　　　43　天孫本紀（巻5）　　　　　　　　　　46　皇孫本紀（巻6）　　　　　　　　　　46籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記　（勘注系図）注記　　　　　　　　　　　47丹後風土記殘缼　　　　　　　　　　　　　49古語拾遺　　　　　　　　　　　　　　　　54出雲国造神賀詞　　　　　　　　　　　　　56 |

了　2018年7月13日

|  |
| --- |
| 古事記における設定は、①発命　天照大御神、高木神　受命者　正勝吾勝勝速日天忍穗耳命　→　天津日高日子番能邇邇藝命　その出自　父：正勝吾勝勝速日天忍穗耳命　　　　　　母：萬幡豐秋津師比賣命　（高木神の女「むすめ」）　　　　　　御子；天火明命　　　　　　　　　日子番能邇邇藝命②天宇受売神　伊牟迦布神、面勝神　猿田毘古神　天の八衢に居て、上は高天の原を光し、下は葦原中国を光す神③五伴緒　天児屋命【中臣連等の祖】、布刀玉命【忌部首等の祖】、天宇受売命【猿女君等の祖】、　　　　　伊斯許理度売命【鏡作連等の祖】、玉祖命【玉祖連等の祖】④三宝　　　　　　鏡：我が御魂として、吾が前を拜くが如く拝き奉れ　副　　常世思金神が三宝を降ろし、それによって政を行ふ。手力男神、天石門別神は五十鈴宮で拝く。　　　　手力男神は佐那縣に坐す。　　　　天石門別神（別名；天石戸別神、櫛石窓、豊石窓神）は御門の神　　　　登由宇気神は外宮の度相に坐す。⑤降臨　天の石位を離れ、天の八重たな雲を押し分けて、稜威の道別き道別きて、天の浮橋にそり立たして、竺紫の日向の　　　　高千穗のくじふる嶺に天降りまさしむ。　　　　韓国に向ひ、笠紗の御前に通じ、朝日刺す国、夕日の日照る国。此地吉き地、底津石根に宮柱ふとしり、高天の原　　　　に氷椽たかしりる。⑥護衛　天忍日命【大伴連等の祖】、天津久米命【久米直等の祖なり】　　　　天の石靭（背）、頭椎大刀（腰）、天波士弓（手）、天真鹿児矢（手）、御前に立つ。ここに天照大御神、高木神（たかぎのかみ）の命（みこと）もちて、太子（ひつぎのみこ）正勝吾勝勝速日天忍穗耳命（まさかつあかつかちはやひあめのおしほみみのみこと）に詔（の）りたまひしく、「今、葦原中国（あしはらなかつのくに）を平（ことむ）け訖（を）へぬと白（まを）せり。故、言依（ことよ）さしたまひし隨（まにま）に、降りまして知らしめせ」とのりたまひき。ここにその太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、答へ白したまひしく、「僕（あ）は降らむ裝束（よそひ）しつる間に、子生（あ）れ出でつ。名は天邇岐志国邇岐志（あめにきしくににきし）【邇至志よりは音を以てす】天津日高日子番能邇邇藝命（あまつひこひこほのににぎのみこと）ぞ。この子を降すべし」とまをしたまひき。この御子は、高木神の女（むすめ）、萬幡豐秋津師比賣命（よろづはたとよあきづしひめのみこと）に御合（みあひ）して、生みませる子、天火明命（あめのほあかりのみこと）、次に日子番能邇邇藝命【二柱】なり。ここをもちて白したまひし隨に、日子番能邇邇藝命に詔科（みことのりおほ）せて、「この豊葦原水穗国（とよあしはらのみづほのくに）は汝（いまし）知（し）らさむ国ぞと言依さしたまふ。故、命の隨に天降るべし」とのりたまひき。2.猿田毘古神ここに日子番能邇邇藝命、天降りまさむとする時に、天（あめ）の八衢（やちまた）に居（ゐ）て、上（かみ）は高天の原を光（てら）し、下（しも）は葦原中国を光（てら）す神、ここにあり。　故ここに天照大御神・高木神の命もちて、天宇受売神（あめのうずめのかみ）に詔りたまひしく、「汝（いまし）は手弱女人（たわやめ）にはあれども、伊牟迦布（いむかふ、対）神と【伊より布に至るは音を以てす】面勝神（おもかつかみ）なり。故、專（もは）ら汝往きて問はむは、『吾が御子の天降（あまも）り爲（す）る道を、誰ぞかくて居る』ととへ」とのりたまひき。故、問ひたまふ時に、答へ白ししく、「僕（あ）は国つ神、名は猿田毘古神（さるたびこのかみ）ぞ。出で居る所以（ゆゑ）は、天つ神の御子天降りますと聞きつる故に、御前（みさき）に仕へ奉らむとして、參向（まゐむか）へ侍（さもら）ふぞ」とまをしき。 3．天孫降臨ここに、天児屋命（あめのこやねのみこと）・布刀玉命（ふとだまのみこと）・天宇受売命（あめのうずめのみこと）・伊斯許理度売命（いしこりどめのみこと）・玉祖命（たまのおやのみこと）、并（あは）せて五伴緒（いつとものを）を支（わか）ち加へて天降したまひき。ここにその遠岐斯（「を招」きし）【この三字、音を以てす】八尺勾璁（やさかのまがたま）、鏡、及び草那芸剣（草薙剣）、また常世思金神（とこよのおもひかねのかみ）、手力男神（たぢからをのかみ）、天石門別神（あめのいはとわけのかみ）を副（そ）へたまひて、詔りたまひしく、「これの鏡は、専（もは）ら我が御魂（みたま）として、吾が前（まへ）を拜（いつ）くが如（ごと）伊都岐（「拜いつ」き）奉（まつ）れ。次に思金神は、前の事を取り持ちて、政（まつりごと）せよ」とのりたまひき。この二柱の神は、佐久久斯侶伊須受能（さくくしろ「いすず五十鈴」の）宮【佐より能に至るは音を以てす】に拜（いつ）き祭る。次に登由宇気神（とゆうけのかみ）、こは外宮（とつみや）の度相（わたらひ）に坐す神ぞ。次に天石戸別神（あめのいはとわけのかみ）、亦の名は櫛石窓（くしいはまどのかみ）と謂ひ、亦の名は豊石窓神（とよいはまどのかみ）と謂ふ。この神は御門（みかど）の神なり。次に手力男神（たぢからをのかみ）は佐那縣（さなながた）に坐す。故、その天児屋命（あめのこやねのみこと）の命は、【中臣連等の祖】。布刀玉命（ふとだまのみこと）の命は、【忌部首等の祖】。天宇受売命（あめのうずめのみこと）は【猿女君等の祖】。　伊斯許理度売命（いしこりどめのみこと）の命は【鏡作連等の祖】。玉祖（たまのおやのみこと）の命は【玉祖連等の祖】。故ここに天津日子番能邇邇芸命に詔りたまひて、天（あま）の石位（いはくら）を離れ、天の八重（やへ）多那（たな）【この二字、音を以てす】雲を押し分けて、伊都能知和岐知和岐弖（「いつ稜威」の「ちわ道別」きちわきて）【伊より下の十字は音を以てす】、天の浮橋に宇岐士摩理蘇理多多斯弖（うきじまり、そり「た立」たして）【宇より下の十一字は音を以てす】、竺紫（つくし）の日向（ひむか）の高千穗（たかちほ）の久士布流多気（くじふる「たけ嶺」）【久より下の六字は音を以てす】に天降りまさしめき。故ここに天忍日命（あめのおしひのみこと）、天津久米命（あまつくめのみこと）の二人、天の石靭（いはゆき）を取り負ひ、頭椎（くぶつち）の大刀（たち）を取り佩（は）き、天の波士弓（はじゆみ）を取り持ち、天の真鹿児矢（まかこや）を手挾（たばさ）み、御前（みさき）に立ちて仕へ奉りき。故、その天忍日命【此は大伴連等の祖】、天津久米命【此は久米直等の祖なり】。ここ是に詔りたまひしく、「此地（ここ）は韓国（からくに）向ひ、笠紗（かささ）の御前（みさき）に真来通（まきとほ）りて、朝日の直（ただ）刺（さ）す国、夕日の日照る国なり。故、此地（ここ）は甚（いと）吉（よ）き地（ところ）」と詔りたまひて、底津石根（そこついはね）に宮柱布斗斯理（ふとしり）、高天の原に氷椽（ひぎ）多迦斯理（たかしり）て坐（ま）しき。日本書紀本文における設定は、①発命　高皇産霊尊　受命者　天津彦彦火瓊瓊杵尊　その出自　父：正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊　　　　　　母：栲幡千千姫　（高皇産霊尊の女「むすめ」）⑤降臨　真床追衾を以て皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊に覆ひ、降さしむ。皇孫、天盤座をはなち、天八重雲をおしわけて、　　　　いつの道別に道別きて、日向の襲の高千穗峯に天降る。槵日の二上の天浮橋より、うきじまりたひらに立たす。　　　　膂宍（そしし）の空国（むなくに）を、頓丘（ひたを）から国を求め、吾田の長屋の笠狹（かささ）の碕に到る。天照大神（あまてらすおほみのかみ）の子（みこ）、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（まさかあかつかちはやひあまのおしほみのみこと）、高皇産霊尊（たかみむすひのみこと）の女（みむすめ）である栲幡千千姫（たくはたちぢひめ）を娶（ま）きたまひて、天津彦彦火瓊瓊杵尊（あまつひこひこほのににぎのみこと）を生（あ）れます。故、皇祖（みおや）、高皇産霊尊、特（おぎろ）に憐愛（めぐしとおもほすみこころ）を鍾（あ）つめて、崇（かた）て養（ひだ）したまふ。遂に皇孫（すめみま）天津彦彦火瓊瓊杵尊（すめみま）を立てて、葦原中国（あしはらのなかつくに）の主（きみ）にせむと欲す。････時に、高皇産霊尊は、真床追衾（まとこおふふすま）を以て皇孫（すめみま）天津彦彦火瓊瓊杵尊（あまつひこひこほのににぎのみこと）に覆（おほ）ひて、降（あまくだ）りまさしむ。皇孫、乃ち、天盤座（あまのいはくら）【天磐座　此をば阿麻能以簸矩羅（あまのいはくら）と云ふ】を離（おしはな）ち、且（また）天八重雲（あめのやへたなぐも）を排分（おしわ）けて、稜威（いつ）の道別（ちわき）に道別（ちわ）きて、日向（ひむか）の襲（そ）の高千穗峯（たかちほのたけ）に天降（あまくだ）ります。既にして皇孫の遊行（いでま）す状（かたち）は、槵日（くしひ）の二上（ふたがみ）の天浮橋（あまのうきはし）より、浮渚在平処（うきじまりたひら）に立たして、【立於浮渚在平處　此をば羽企爾磨梨陀毘邏而陀陀志（うきじまりたひらにたたし）と云ふ】。膂宍（そしし）の空国（むなくに）を、頓丘（ひたを）から国覓（くにま）ぎ行去（とほ）りて、【頓丘　此をば毘陀烏（ひたを）と云ふ　覓國　此をば矩貳磨儀（くにまぎ）と云ふ　行去　此をば騰褒屢（とほる）と云ふ】吾田（あた）の長屋（ながや）の笠狹（かささ）の碕に到ります。一書第一においては、①発命　天照大御神　受命者　正勝吾勝勝速日天忍穗耳命　→天降りに際して誕生した天津彦彦火瓊瓊杵尊に代へる。　その出自　父：正勝吾勝勝速日天忍穗耳命　　　　　　母：萬幡豐秋津媛命　（思兼神の妹「いろも」、高皇産霊尊の女「むすめ」）②天鈿女命　目人に勝ちたる者　其の胸乳を露にかきいでて、裳帶を臍の下に抑れて、咲噱（あざわら）ひて向きて立つ。　猨田彦大神　天八達之衢に居る衢神。鼻、長さ七咫；背、長さ七尺余り（七尋）；口尻、明り耀る。；眼、八咫鏡の如く、　　　　　　　赩然（てりかかやけること）赤酸醤（あかかがち）に似る。伊勢の狹長田の五十鈴の川上の神③五部　天児屋命【中臣の上祖】、太玉命【忌部の上祖】、天鈿女命【猿女の上祖】、　　　　石凝姥命【鏡作の上祖】、玉屋命【玉祖の上祖】④三宝　八坂瓊の曲玉、八咫鏡、草薙剣　　　　　鏡：我が御魂として、吾が前を拜くが如く拝き奉れ⑤降臨　勅して曰はく、「葦原の千五百秋の瑞穗の国は、是、吾が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫いでましてしらせ。　　　　さきくませ。宝祚の隆えまさむこと、まさに天壤と窮り無けむ」。　　　　天磐座を脱離ち、天八重雲をおしわけて、いつの道別に道別きて、天降る。皇孫を筑紫の日向の高千穗の槵触峯　　　　に到す。既にして、天照大神、思兼神の妹（いろも）、萬幡豐秋津媛命（よろづはたとよあきつひめのみこと）を以て正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（まさかあかつかちはやひあまのおしほみみのみこと）に配（あは）せまつりて妃（みめ）として、これを葦原中国（あしはらのなかつくに）に降（あまくだ）しまさしむ。･･･時に天照大神、勅（みことのり）して曰はく、「若（も）し然（しかす）らば、方（まさ）に吾が兒を降（あまくだ）しまつらむ」とのたまふ。且将（まさに）降（あまくだ）しまさむとする間（ころ）に、皇孫（すめみま）、已に生（あ）れたまひぬ。号（みな）を天津彦彦火瓊瓊杵尊と曰（まう）す。時に奏（まう）すこと有りて曰はく、「此の皇孫を以て代（か）へて降（くだ）さむと欲（おも）ふ」とのたまふ。故（かれ）、天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に八坂瓊（やさかに）の曲玉（まがたま）及び八咫鏡（やたのかがみ）・草薙剣（くさなぎのつるぎ）、三種（みくさ）の宝物（たから）を賜（たま）ふ。又、中臣（なかとみ）の上祖（とほつおや）天児屋命（あまのこやねのみこと）・忌部（いみべ）の上祖（とほつおや）太玉命（ふとたまのみこと）・猨女（さるめ）の上祖天鈿女命（あまのうずめのみこと）・鏡作（かがみつくり）の上祖石凝姥命（いしこりどめのみこと）・玉作（たますり）の上祖玉屋命（たまのやのみこと）、凡（すべ）て五部（いつとものを）の神（かみたち）を以て、配（そ）へて侍らしむ。因（よ）りて、皇孫に勅して曰はく、「葦原の千五百秋（ちいほあき）の瑞穗（みつほ）の国は、是（これ）、吾が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。爾（いまし）皇孫（すめみま）、就（い）でまして治（しら）せ。行矣（さきくませ）。宝祚（あまのひつぎ）の隆（さか）えまさむこと、当（まさ）に天壤（あめつち）と窮（きはま）り無（な）けむ」とのたまふ。已にして降（あまくだ）りまさむとする間（ころ）、先駆（はらひ）の者（かみ）還（かへ）りて白（まう）さく、「一（ひとり）の神有りて、天八達之衢（あまのやちまた）に居（を）り。其の鼻の長さ七咫（ななあた）、背（そびら）の長さ七尺（ななさか）余り、当（まさ）に七尋（ななひろ）と言ふべし。且（また）口尻（くちわき）明（あか）り耀（て）れり。眼は八咫鏡（やたのかがみ）の如くして、赩然（てりかかやけること）赤酸醤（あかかがち）に似（の）れり」とまうす。即ち従（みとも）の神を遣（つかは）して、往（ゆ）きて問はしむ。時に八十万（やそよろづ）の神（かみたち）有り。皆目勝（まか）ちて相問（あひと）ふこと得ず。故（かれ）、特（こと）に天鈿女（あまのうずめのみこと）に勅（みことのり）して曰はく申された。「汝（いまし）は是（これ）、目人に勝ちたる者（かみ）なり。往きて問ふべし」とのたまふ。天鈿女、乃ち其の胸乳（むなぢ）を露（あらは）にかきいでて、裳帶（もひも）を臍（ほそ）の下（しも）に抑（おした）れて、咲噱（あざわら）ひて向きて立つ。是の時に、衢神（ちまたのかみ）問ひて曰はく、「天鈿女、汝（いまし）為（かくす）ることは何（なに）の故（ゆゑ）ぞ」といふ。対（こた）へて曰はく、「天照大神（あまてらすおほみかみ）の子（みこ）の所幸（いでま）す道路（みち）に、如此居（かくを）ること誰（た）そ。敢へて問ふ」といふ。衢神対へて曰はく、「天照大神の子、今降行（いでま）すべしと聞く。故（このゆゑ）に、迎へ奉（たてまつ）りて相侍（あひま）つ。吾（わ）が名（な）は是（これ）、猨田彦大神（さるたひこのおほかみ） 」といふ。時に天鈿女、復（また） 問ひて曰はく、「汝（いまし）、将（はた）我（われ）にの先だちて行かむ。抑（はた）我や汝に先だちて行かむ」といふ。対へて曰はく、「吾（われ）先だちて啓（みちひら）き行かむ」といふ。天鈿女、復問ひて曰はく、「汝は何処（いづこ）に到りまさむぞや。皇孫（すめみま）何処に到りましまさむぞや」といふ。対へて曰はく、 「天神（あまつかみ）の子（みこ）、当（まさ）に筑紫（つくし）の日向（ひむか）の高千穗（たかちほ）の槵触峯（くしふるのたけ）に到りますべし。吾は伊勢（いせ）の狹長田（さなだ）の五十鈴（いすず）の川上（かはかみ）に到るべし」といふ。「我を発顕（あらは）しつるは、汝なり。故、汝、我を送りて致（いた）りませ」といふ。天鈿女、還詣（まうでかへ）りて、報状（かへりごとまう）す。皇孫、是に、天磐座を（あまのいはくら）脱離（おしはなつ）ち、天八重雲（あまのやへたなぐも）を排分（おしわ）けて、稜威（いつ）の道別（ちわき）に道別きて、天降（あまくだ）ります。果（つひ）に先に期（ちぎり）の如（ごと）くに、皇孫をば筑紫の日向の高千穗の槵触峯に到します。一書第二においては、①発命　天照大神、高皇産霊尊　受命者　天忍穗耳尊　→虚天で生んだ天津彦火瓊瓊杵尊に代へる。　その出自　父：天忍穗耳尊　　　　　　母：万幡姫　（高皇産霊尊の女「むすめ」）②大物主神　高皇産霊尊は女の三穗津姫を大物主神に娶せ、八十万神を領ゐ、皇孫を護ることを約せしめ地上に降ろす。③高皇産霊尊は太玉命に以下に製作させ、御手代にして持たせ祭祀させた。（この神を祭祀する初めての形式）　　　　　　作笠者　手置帆負神（紀国の忌部の遠祖）　　　　　　作盾者　彦狹知神　　　　　　作金者　天目一箇神　　　　　　作木綿者　天日鷲神　　　　　　作玉者　櫛明玉神　　　　　　また、天児屋命を、神事を主る宗源者とし、また、太占の卜事をなさしめた。　　　　　　天津神籬と天津磐境を起し樹て、天兒屋命、太玉命に、天津神籬を持ちて、葦原中国に降り、皇孫を斎ひ奉　　　　　　らせる為に二神を、天忍穗耳尊に陪從させる。④宝鏡　天照大神は天忍穗耳尊に鏡を授け、　　　　吾を視るがごとくし、与に床を同くし殿を共にして、斎鏡（いはひのかがみ）とせしめた。　　　　　天児屋命、太玉命に、殿の内に侍ひて、防護をせしむ。また、高天原の斎庭の穂を、吾児に御さしむ。　　　　天忍穗耳尊に万幡姫を娶せる。天津彦火瓊瓊杵尊が誕生し、父は高天原に帰還、御子を降臨せしむ。⑤降臨　日向の槵日の高千穗の峯に降到り、膂宍の胸副国を、頓丘から国を求め、浮渚在平地に立ち、国有り。国主の　　　　事勝国勝長狹の了解を得て、宮殿を立てる。時に高皇産霊尊（たかみむすひのみこと）、大物主神に勅（みことのり）すらく、「汝（いまし）若（も）し国神（くにつかみ）を以て妻（つま）とせば、吾（われ）猶（なほ）汝を疏（うと）き心有りと謂（おも）はむ。故、今吾が女（むすめ）三穗津姫（みほつひめ）を以て汝に配（あは）せて妻とせむ。八十万神（やそよろずのかみたち）を領（ひき）ゐて、永（ひたぶる）に皇孫（すめみま）の爲に護（まも）り奉（まつ）れ」とのたまひて、乃ち還（かへ）り降（くだ）らしむ。即ち紀国（きのくに）の忌部（いみべ）の遠祖（とほつおや）手置帆負神（たおきほおひのかみ）を以て、定めて作笠者（かさぬひ）とす。彦狹知神（ひこさちのかみ）を作盾者（たてぬひ）とす。天目一箇神（あめまひとつのかみ）を作金者（かなだくみ）とす。天日鷲神（あまひわしのかみ）を作木綿者（ゆふつくり）とす。櫛明玉神（くしあかるたまのかみ）を作玉者（たますり）とす。乃ち太玉命（ふとたまのみこと）をして、弱肩（よわかひな）に太手繦（ふとたすき）を被（とりか）けて、御手代（みてしろ）にして、此の神を祭らしむるは、始（はじ）めて此（これ）より起（おこ）れり。且（また）天児屋命（あまのこやねのみこと）は、神事（かむごと）を主（つかさど）る宗源者（もと）なり。故（かれ）、太占（ふとまに）の卜事（うらごと）を以て、仕（つか）へ奉らしむ。高皇産霊尊、因（よ）りて勅（みことのり）して曰はく、「吾すなはち天津神籬（あまつひもろき）及び天津磐境（あまついはさか）を起し樹（た）てて、当（まさ）に吾孫（すめみま）の爲（ため）に斎（いは）ひ奉（まつ）らむ。汝（いまし）天兒屋命、太玉命は、天津神籬を持（たも）ちて、葦原中国に降りて、亦吾孫（すめみま）の爲に斎ひ奉れ」とのたまふ。乃ち二（ふたはしら）の神をして、天忍穗耳尊（あまのおしほみみのみこと）に陪從（そ）へてこれを降（あまくだ）す。是の時に、天照大神（あまてらすおほみかみ）、手（みて）に宝鏡（たからのかがみ）を持ちたまひて、天忍穗耳尊（あまのおしほみみのみこと）に授（さづ）けて、祝（ほ）きて曰はく、「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当（まさ）に吾を視るがごとくすべし。与（とも）に床（ゆか）を同くし殿（おほとの）を共（ひとつ）にして、斎鏡（いはひのかがみ）とすべし」とのたまふ。復（また）天児屋命、太玉命に勅（みことのり）すらく、「惟爾（これいまし）二（ふたはしら）の神、亦同（とも）に殿の内に侍（さぶら）ひて、善く防護（ほそきまもること）を為（な）せ」とのたまふ。又勅して曰はく、「吾が高天原（たかまのはら）に所御（きこしめ）す斎庭（ゆには）の穂（いなのほ）を以て、亦吾が児（みこ）に御（まか）せまつるべし」とのたまふ。則ち高皇産霊尊（たかみむすひのみこと）の女（みむすめ）、号（みな）は万幡姫（よろずはたひめ）を以て、天忍穗耳尊に配（あは）せて、妃（みめ）として降（あまくだ）しまつらしめたまふ。故（かれ）、虚天（おほぞら）に居（ま）しまして生める児（みこ）を天津彦火瓊瓊杵尊（あまつひこほのににぎにみこと）と号（まう）す。因（よ）りて此の皇孫（すめみま）を以て親（かぞ）に代（か）へて降（あまくだ）しまつらむと欲（おもほ）す。故、天児屋命、太玉命、及び諸部（もろとものを）の神等（かみたち）を以て、悉皆（ことごとく）に相授（さづ）く。且（また）服御之物（みそつもの）、一（もはら）に前（さき）に依（よ）りて授く。然（しかう）して後に、天忍穗耳尊、天（あめ）に復（また）還（かへ）りたまふ。故、天津彦火瓊瓊杵尊、日向（ひむか）の槵日（くしひ）の高千穗（たかちほ）の峯（たけ）に降到（あまくだ）りまして、膂宍（そしし）の胸副国（むなそふくに）を、頓丘（ひたを）から国覓（ま）ぎ行去（とほ）りて、浮渚在平地（うきじまりたひら）に立たして、乃ち国主（くにのぬし）事勝国勝長狹（ことかつくにかつながさ）を召して訪（と）ひたまふ。対（こた）へて曰さ、「是に国有り、取捨（とにかくも）勅（おほみこと） の随（まにま）に」とまうす。時に皇孫（すめみま）、因（よ）りて宮殿（みや）を立てて、是に遊息（やす）みます。一書第三においては、吾田鹿葦津姫が卜により狹名田と渟浪田を定め、甜酒と飯を造り嘗としたとする。「さなだ」とは「さ」が神穂を意味する。さ苗、さ少女、さ月などの「さ」に同じ。「な」は助詞の「の」に当り、神穂の田。「ぬなた」の「ぬ」は沼で、沼の田は水田と注される。では、何故神穂の田の稲で甜酒を造り、水田の稲で飯を造るのか？狹名田の稲とは陸稲、渟浪田の稲は水稲を意味しているではないか？水稲は飯にして味が良く、陸稲は味が落ち、甜酒にしたと思はれる。加藤 百一氏の「万葉の古代と酒（4）、[HP](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jbrewsocjapan1988/100/5/100_5_344/_pdf)」に、「縄文中期以来馴染まれた液果類(berries)とか、果実類(fruits)などを原料とした原初的な果実酒や、縄文後・晩期以降の粟・稗それに陸稲などを原料とした雑穀酒」があるとされる雑穀酒に相当しやうか。神吾田鹿葦津姫、卜定田（うらへ）を以て、号けて狹名田（さなだ）と曰ふ。其の田の稲を以て、天甜酒（あめのたむさけ）を釀（か）みて嘗（にひなえ）す。又渟浪田（ぬなた）の稲を用（も）て、飯（いひ）を爲（かし）きて嘗（にひなえ）す。一書第四においては、①発命　　高皇産霊尊　受命者　天津彦国光彦火瓊瓊杵尊②天宇受売神　伊牟迦布神、面勝神⑤降臨　真床覆衾を着せ、天磐戸を引き開け、天八重雲を排分けて、日向の襲の高千穗の槵日の二上峯の天浮橋に到り、　　　　浮渚在之平地に立つ。　　　　膂宍の空国を頓丘から国を求めて、吾田の長屋の笠狹の御碕に到る。　　　　事勝国勝長狹の申し出により、彼処に留り住む。事勝国勝神は、是伊奘諾尊の子、別名は塩土老翁⑥護衛　天忍日命【大伴連等の遠祖】、天槵津大来目【来目部の遠祖】　　　　天磐靫（背）、稜威高鞆（臂）頭槌剣（腰）、天梔弓（手）、天羽羽矢と八目鳴鏑（手）、前に立つ。高皇産霊尊（たかみむすひのみこと）、真床覆衾（まとこおふふすま）を以て、天津彦国光彦火瓊瓊杵尊（あまつひこくにてるひこほのににぎのみこと）に裹（き）せまつりて、則ち、天磐戸（あまのいはと）を引き開（あ）け、天八重雲（あめのやへたなぐも）を排分（おしわ）けて、降（あまくだ）し奉（まつ）る。時に、大伴連（おほとものむらじ）の遠祖（とほつおや）天忍日命（あまのおしひのみこと）、来目部（くめべ）の遠祖天槵津大来目（あめくしつのおほくめ）を帥（ひき）ゐて、背（そびら）に天磐靫（あまのいはゆき）を負（お）ひ、臂（ただむき）に稜威（いつ）の高鞆（たかとも）を著（は）き、手には天梔弓（あまのはじゆみ）・天羽羽矢（あまのははや）を捉（と）り、八目鳴鏑（やつめのかぶら）を副持（とりそ）へ、又頭槌剣（かぶつちのつるぎ）を帯（は）きて、天孫（あめみま）の前（みさき）に立ちて、遊行（ゆ）き降来（くだ）りて、日向（ひむか）の襲（そ）の高千穗（たかちほ）の槵日（くしひ）の二上峯（ふたがみのたけ）の天浮橋（あまのうきはし）に到りて、浮渚在之平地（うきじまりたひら）に立たして、膂宍（そしし）の空国（むなくに）を頓丘（ひたを）から国覓（ま）ぎ行去（とほ）りて吾田（あた）の長屋（ながや）の笠狹（かささ）の御碕（みさき）に到ります。時に彼処（そこ）に一（ひとり）の神有り、名を事勝国勝長狹（ことかつくにかつながさ）と曰ふ。故、天孫、其の神に問ひて曰はく、「国在りや」とのたまふ。対へて曰さく、「在り」とまうす。因りて曰さく、「勅（みことのり）の隨（まにま）に奉（まつ）らむ」とまうす。故、天孫、彼処に留住（とどま）りたまふ。其の事勝国勝神は、是伊奘諾尊（いざなきのみこと）の子（みこ）なり、亦の名は塩土老翁（しほつつのをぢ）。一書第六においては、①発命　　高皇産霊尊　受命者　天津彦根火瓊瓊杵根尊（天国饒石彦火瓊瓊杵尊）　その出自　父：天忍穗根尊　　　　　　母：𣑥幡千千姫万幡姫命　（高皇産霊尊の女「むすめ」）/千千姫命（火之戸幡姫の児）　　　　　　御子；天火明命　その児、天香山（尾張連等の遠祖）　　　　　　　　　天津彦根火瓊瓊杵根尊⑤降臨　真床覆衾を着せ、天磐戸を引き開け、天八重雲を排分けて、高千穗の添山峯に天降りまさしむ。　　　　吾田の笠狹の御碕に到り、長屋の竹嶋に登る。　　　　事勝国勝長狹が自分の国を天孫に献上す。天忍穗根尊（あまのおしほねのみこと）、高皇産霊尊（たかひみむすひのみこと）の女子（みむすめ）𣑥幡千千姫万幡姫命（たくはたちぢひめよろずはたひめのみこと）、亦は云はく、高皇産霊尊の児（みむすめ）火之戸幡姫（ほのとはたひめ）の児（こ）千千姫命（ちぢひめのみこと）と云ふ、を娶（と）りたまふ。而（しかう）して児（みこ）天火明命（あまのほのあかりのみこと）を生（う）む。次に天津彦根火瓊瓊杵根尊（あまつひこねほのににぎねのみこと）を生みまつる。其の天火明命の児（こ）天香山（あまのかぐやま）は、是尾張連等（をはりのむらじら）の遠祖（とほつおや）なり。皇孫（すめみま）火瓊瓊杵尊（ほのににぎのみこと）を、葦原中国（あしはらのなかつくに）に降（あまくだ）し奉（たてまつ）るに至るに及びて、高皇産霊尊、八十諸神（やそかみたち）に勅（みことのり）して曰はく、「葦原中国は、磐根（いはね）・木株（このもと）・草葉（くさのかきは）も猶（なほ）能（よ）く言語（ものい）ふ。夜は熛火（ほほ）の若（もころ）に喧響（おとな）ひ、昼は五月蠅如（さばへな）す沸（わ）き騰（あが）る」と、云云（しかしかいふ）。・・・是の時に、高皇産霊尊、乃（すなは）ち真床覆衾（まとこおふふすま）を用（も）て、皇孫（すめみま）天津彦根火瓊瓊杵根尊（あまつひこねほのににぎねのみこと）に裹（き）せまつりて、天八重雲（あめのやへたなぐも）を排披（おしわ）けて、降（あまくだ）し奉（まつ）らしむ。故、此の神を稱（まう）して、天国饒石彦火瓊瓊杵尊（あめくににぎしひこほのににぎのみこと）と曰（まう）す。時に、降到（あまくだ）りましし処（ところ）をば、呼（い）ひて日向（ひむか）の襲（そ）の高千穗（たかちほ）の添山峯（そほりのやまのたけ）と曰（い）ふ。その遊行（いでま）す時に及（いた）りて、云云（しかしかいふ）。吾田（あた）の笠狹（かささ）の御碕（みさき）に到ります。遂（つひ）に長屋（ながや）の竹嶋（たかしま）に登（のぼ）ります。乃（すなは）ち其の地（ところ）を巡（めぐ）り覽（み）ませば、彼（そこ）に人有り。名（なづ）けて事勝国勝長狹（ことかつくにかつながさ）と曰（い）ふ。天孫（あめみま）、因りてこれに問ひて曰はく、「此（こ）は誰（た）が国ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「是は長狹が住む国なり。然れども今は乃ち天孫に奉上（たてまつ）る」とまうす。天孫、又問ひて曰はく、「其（か）の秀起（さきた）つる浪穗（なみほ）の上（うへ）に、八尋殿（やひろどの）を起（た）てて、手玉（ただま）も玲瓏（もゆら）に、織経（はたをる）る少女（をとめ）は、是誰（た）が子女（むすめ）ぞ」とのたまふ。答へて曰さく、「大山祇神の女等（むすめたち）、大（あね）を磐長姫（いはながひめ）と号（い）ふ、少（おとと）を木花開耶姫（このはなのさくやびめ）と号ひ、亦の号（な）は、豊吾田津姫（とよあたつひめ）」とまうす、云云（しかしかいふ）。一書第七においては、天之杵火火置瀨尊の出自についての異説を述べる。　その出自　父：天忍骨命　　　　　　母：玉依姫命　（天万𣑥幡千幡姫「高皇産霊尊の女「むすめ」）　　　　　　御子；天之杵火火置瀨尊　その出自　父：天大耳尊（勝速日命の児）　　　　　　母：丹舄姫（高皇産霊尊の女「むすめ」）　　　　　　御子；火瓊瓊杵尊　その出自　父： 　　　　　　母：𣑥幡千幡姫（神皇産霊尊の女「むすめ」）　　　　　　御子；火瓊瓊杵尊高皇産霊尊（たかみむすひのみこと）の女（みむすめ）天万𣑥幡千幡姫（あまよろづたくはたちはたひめ）。一（ある）に云ふ、高皇産霊尊の児（みむすめ）万幡姫（よろづはたひめ）の児（みこ）玉依姫命（たまよりびめのみこと）といふ。此の神、天忍骨命（あまのおしほねのみこと）の妃（みめ）と為りて、児（みこ）天之杵火火置瀨尊（あまのぎほほおきせのみこと）を生みまつる。一に云はく、勝速日命（かちはやひのみこと）の児（みこ）、天大耳尊（あまのおほしみみのみこと）。此の神、丹舄姫（にくつひめ）を娶（とる）りて、児（みこ）火瓊瓊杵尊（ほのににぎのみこと）を生みまつるといふ。一に云はく、神皇産霊尊（かむみむすひのみこと）の女（みむすめ）、𣑥幡千幡姫（たくはたちはたひめ）、児（みこ）火瓊瓊杵尊を生みまつるといふ。一に云はく、天杵瀨命（あまのきせのみこと）、吾田津姫（あたつひめ）を娶りて、児（みこ）火明命（ほのあかりのみこと）を生みまつる。次に火夜織命（ほのよりのみこと）。次に彦火火出見尊（ひこほほでみのみこと）といふ。一書第八においては、天饒石国饒石天津彦火瓊瓊杵尊の出自について述べる。　その出自　父：正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊　　　　　　母：天万𣑥幡千幡姫（高皇産霊尊の女「むすめ」）　　　　　　御子；天照国照彦火明命（尾張連等が遠祖）　　　　　　　　　天饒石国饒石天津彦火瓊瓊杵尊正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊（まさかあかつかちはやひあまのおしほみみのみこと）、高皇産霊尊の女（みむすめ）天万𣑥幡千幡姫を娶（と）りて、妃（みめ）として児（みこ）を生む。天照国照彦火明命（あまてるくにてるひこほのあかりのみこと）と号（なづ）く、是尾張連等（をはりのむらじら）が遠祖（とほつおや）なり。次に天饒石国饒石天津彦火瓊瓊杵尊（あめにぎしくににぎしあまつひこほのににぎのみこと）、此の神、大山祇神（おほやまつみのかみ）の女子（むすめ）木花開耶姫命（このはなさくやひめのみこと）を娶りて、妃としたまひて児を生ましむ。火酢芹命（ほのすせりのみこと）と号く。次に彦火火出見尊（ひこほほでみのみこと）。古語拾遺における設定は、①発命　天祖天照大神・高皇産霊尊　天津神籬及び天津磐境を起し樹て、孫の爲に斎ひ奉らむ　受命者　天津彦尊　その出自　父：天祖吾勝尊　　　　　　母：栲幡千千姫命　（高皇産霊尊の女「むすめ」）②天鈿女命　胸乳を露にし、裳帯を臍の下に抑し下れて、向ひ立ちて咲噱ひて、猨田彦大神の素性を明らかにす。　猨田彦大神　天八達之衢に居り。鼻の長さ七咫、背の長さ七尺、口尻明り曜き、眼八咫の鏡の如し。③伴　　　天児屋命・太玉命（二神）・天鈿女命　　　　　天津神籬を持ちて、葦原の中国に降り、孫の爲に斎ひ奉れ。二神、共に殿の内に侍ひて、能く防き護れ。　　　　　高天原でなされる斎庭の穗（稲）を以て、吾が児に任せまつれ。　　　　　太玉命は諸部の神を率て、其の職に仕へること、天上の儀の如くせよ。　　　　　大物主神に勅し、「八十万の神を領て、永に皇孫の爲に護り奉れ。④天璽（神璽）　八咫鏡、薙草剣（矛・玉は自に従ふ）。　　　　宝祚の隆えまさむこと、天壤と与に窮り无かるべし。　　　　鏡を視まさむこと、吾を視るごとくすべし。与に床を同じくし殿を共にして、斎の鏡と爲べし⑤降臨　筑紫の日向の高千穗の槵触の峯に到ります。⑥護衛　天忍日命【大伴が遠祖】、天槵津大来目【来目部が遠祖】前駆す。**吾勝尊**　 天祖吾勝尊（あまつみおやあかつのみこと）、高皇産霊神の女（むすめ）、栲幡千千姫命を納（い）れたまひ、天津彦尊（あまつひこのみこと）を生みましき。　皇孫命（すめみまのみこと）【天照大神・高皇産霊神の二はしらの神の孫（みま）なり。故（かれ）曰皇孫（すめみま）と曰（い）ふなり】と号曰（まを）す。既にして、天照大神・高皇産霊尊、皇孫を祟（かた）て養（ひだ）したまひ、降（くだ）して豊葦原（とよあしはら）の中国（なかつくに）の主（きみ）と爲（せ）むと欲（おもほ）す。仍りて、経津主神【是、磐筒女神（いはつつのめのかみ）の子、今、下総国香取神（しもつふさのくにのかとりのかみ）是なり】・武甕槌神（たけみかづちのかみ）【是、甕速日神（みかはやひのかみ）の子。今、常陸国鹿嶋神（ひたちのくにのかしまのかみ）是なり】を遣はして、駈除（はら）ひ平定（しづ）めしむ。是に、大己貴神及（また）其の子事代主神（ことしろぬしのかみ）、並皆（みな）避（さ）り奉（まつ）りき。仍りて、国を平げし矛を以て、二はしらの神に授けて曰 （まを） さく、「吾 （われ） 此の矛を以て、卒 （つひ） に功治 （ことな） せること有り。天孫 （あめみま） 、若 （も） し此の矛を用ゐて国を治めたまはば、必ず平安 （さき） くますべし。今、我 （われ） 隱去 （かく） れなむ」とまをす。辞 （まを） すこと訖 （をは） りて遂 （つひ） に隱 （かく） れましき。是に、二はしらの神、諸 （もろもろ） の順 （まつろ） ろはぬ鬼神等 （あらぶるかみども） を誅伏 （つみな） ひて、果 （つひ） に復命 （かへりごとまを） す。 **天祖の神勅**　時に、天祖（あまつみおや）天照大神・高皇産霊尊、乃（すなは）ち相語（あひかた）りて曰（のりたま）はく、「夫（それ）、葦原（あしはら）の瑞穗国（みづほのくに）は、吾（わ）が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。皇孫（すめみま）就（い）でまして治（をさ）めたまへ。宝祚（あまつひつぎ）の隆（さか）えまさむこと、天壤（あめつち）と与（とも）に窮（きはま）り无（な）かるべし」とのりたまふ。即ち、八咫鏡（やたのかがみ）及（また）薙草剣（くさなぎのつるぎ）の二種（ふたくさ）の神宝（かむたから）を以て、皇孫に授け賜ひて、永（ひたぶる）に天璽（あまつしるし）【所謂神璽（みしるし）の剣・鏡是なり】と爲（し）たまふ。矛・玉は自（おのづから）に従ふ。即ち、勅曰（みことのり）したまはく、「吾（あ）が児（こ）此の宝の鏡を視まさむこと、吾（われ）を視るごとくすべし。与（とも）に床（ゆか）を同じくし殿（おほとの）を共にして、斎（いはひ）の鏡と爲（す）べし」とのりたまふ。仍りて、天児屋命・太玉命・天鈿女命を以て、配（そ）へ侍（さもら）はしめたまふ。因りて、又勅曰したまひしく、「吾（われ）は天津神籬（あまつひもろき）【神籬は、古語に、比茂侶伎（ひもろき）といふ】及（また）天津磐境（あまついはさか）を起（おこ）し樹（た）てて、吾（わ）が孫（みま）の爲（ため）に斎（いは）ひ奉（まつ）らむ。汝（いまし）天児屋命（あめのこやねのみこと）・太玉命（あめのふとたまのみこと）の二はしらの神、天津神籬を持ちて、葦原の中国に降（くだ）り、亦（また）吾（わ）が孫の爲に斎ひ奉れ。惟（それ）、爾（いまし）二はしらの神、共に殿（おほとの）の内（うち）に侍（さもら）ひて、能（よ）く防（ふせ）き護（まも）れ。吾（わ）が高天原（たかまのはら）に御（きこ）しめす斎庭（ゆには）の穗（いなほ）【是、稲種（いなだね）なり】を以て、亦吾が児に御（まか）せまつれ。太玉命諸部（もろとものを）の神を率（ゐ）て、其の職（つかさ）に供（つか）へ奉（まつ）ること、天上（あめ）の儀（のり）の如くせよ」とのりたまふ。仍りて、諸神（もろがみ）をして亦（また）与（とも）に陪従（そ）へしめたまふ。復（また）大物主神に勅（みことのり）したまはく、「八十万（やそよろづ）の神を領（ひきゐ）て、永（ひたぶる）に皇孫の爲に護り奉れ」とのりたまふ。仍りて、大伴（おほとも）が遠祖（とほつおや）天忍日命（あめのおしひのみこと）をして、来目部（くめべ）が遠祖天槵津大来目（あめのくしつおほくめ）を帥（ひきゐ）て、仗（つはもの）を帯（お）びて前駆（みさきはらひ）せしめたまふ。**天孫の降臨**　 既にして降りまさむとする間に、先駆還りて白さく、「一の神有りて、天八達之衢に居り。其の鼻の長さ七咫、背の長さ七尺、口尻明り曜き、眼八咫の鏡の如し」とまをす。即ち、従の神を遣はして、往きて其の名を問はしむ。八十万の神、皆相見ること能はず。是に、天鈿女命、勅を奉けたはりて往く。乃ち、其の胸乳を露にし、裳帯を臍の下に抑し下れて、向ひ立ちて咲噱ふ。是の時に、衢の神問ひて曰はく、「汝、何の故にか然爲る」といふ。天鈿女命、反りて問ひて曰はく、「天孫の幸す路に居る者は誰ぞ」といふ。衢の神対へて曰はく、「天孫降りますべしと聞く。故、迎へ奉りて相持つ。吾が名は是猨田彦大神」といふ。時に、天鈿女命、復問ひて曰はく、「汝、先に行くべき。將吾や先に行くべき」といふ。対へて曰はく、「吾先に啓き行かむ」といふ。天鈿女、復問ひて曰はく、「汝は何処に到りまさむ。將天孫は何処に到りまさむ」といふ。対へて曰はく、「天孫は筑紫の日向の高千穗の槵触の峯に到りますべし。吾は伊勢の狹長田の五十鈴の川上に到らむ」といふ。因りて曰はく、「吾を発顕しつるは汝なり。吾を送りて致しませ」といふ。天鈿女命還りて報す。天孫降臨りますこと、果して皆期りの如し。天鈿女命、乞へる隨に侍送る。【天鈿女命は、是猿女君が遠祖なり。顕はしつる神の名を以て氏姓と爲り。今彼の氏の男女、皆号けて猨女君と爲るは、此の縁なり】。是を以て、群神勅を奉はり、天孫に陪従へまつり、世を歴て相承け、各其の職に供へまつりき。先代旧事本紀は、饒速日尊に関して、古事記、日本書紀本文、古語拾遺とは異なる主張を開陳する。古事記の天火明命を尾張連の遠租、天照国照彦火明命とする伝承が、日本書紀一書第七にある。先代旧事本紀においては、天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊は、父、正哉吾勝勝速日天押穗耳尊に代り、天孫として天璽瑞寶十種を授かり、三十二人を従へて天降り、長髓彥の妹、御炊屋姫を娶り、児を設けたが生まれる前に亡くなり、その後に、天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊の弟、天饒石國饒石天津彥彥火瓊瓊杵尊が天璽鏡劍を授けられ、天降りしたとする。天孫本紀（巻5）に、「天照國照彥火明櫛玉饒速日尊、天道日女命を妃とし、天上に天香語山命を誕生み、御炊屋姬を妃とし、天降りて宇摩志摩治命を誕生みます」としており、尾張連等の遠祖、天香語山命と物部氏の遠祖、宇摩志麻治命は腹違いであるが、兄弟となる。記述には、古事記、日本書紀、古語拾遺がカットアンドペーストで多用されており、祭祀の形が混在しており、一貫性がなく、祭祀の形としては今回の考察から外したい。編纂年、編纂者は特定されておらず諸説があるが、「令集解（859－876年間に編纂）」に引用がありそれ以前、古語拾遺（807年）を引用しており、平安初期の法律家で、三河国造家の後裔、物部大足の子、興原敏久(849年没)が有力とされる。**天神本紀**（巻3）正哉吾勝勝速日天押穗耳尊. 　天照太神詔（みことのり）して曰（のたま）はく、「豐葦原の千秋長五百秋長の瑞穗國は、吾が御子、正哉吾勝勝速日天押穗耳尊の知らすべき國（知は治なり）」とのたまはく。言（こと）寄せ詔り賜ひて天降（あまくだ）る時に、高皇產靈尊の兒、思兼神の妹、萬幡豐秋津師姬栲幡千千姬命を妃と為し、天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊を誕生（あ）れましし時に、正哉吾勝勝速天押穗耳尊奏（まう）して曰（まう）さく、「僕、將に降ります裝束を欲（せ）む間に、生める兒、此を降ろすべし」とまうす。詔してこれを許す。 天神御祖（あまつかみのみおや）詔して天璽（あまつしるし）の瑞寶（みづのたから）十種（とくさ）を授く。謂ふは、瀛都鏡（おきつかがみ）一つ。邊都鏡（へつかがみ）一つ。八握劍（やつかのつるぎ）一つ。生玉（いくたま）一つ。死反玉（まかるかへしのたま）一つ。足玉（たるたま）一つ。道反玉（ちかへしのたま）一つ。蛇比禮（おろちのひれ）一つ。蜂比禮（はちのひれ）一つ。品物比禮（くさぐさのもののひれ）一つ。是なり。　天神御祖、教へ詔して曰はく、「若し痛む處有れば、茲（こ）の十寶に『一,二,三,四,五,六,七,八,九,十.』と謂はしめ、布瑠部、由良由良止布瑠部（此の十字音を以てす。ふるべゆらゆら與ふるべ、搖晃（ゆっくり振る）震盪（激しくふる）の狀を表す）。此の如く為せば、死人も返へり生く」とのたまふ。是則ち所謂る『布瑠の言』の本なり（本は源なり）。高皇產靈尊敕（みことのり）して曰はく、「葦原中國の敵が神人を拒（こば）みて戰を待（ま）つこと有るが若（ごと）きは、能く方便（敵に応じて巧みに）、誘（いざな）ひ欺（あざむ）きて、防ぎ拒め」とのたまひて治（しら）し平らがしむ。三十二人をして並べ防衛し、天降（あまくだ）りますに供奉（くぶ）せしむ。　天香語山命（尾張連等の祖「おや」）。天鈿女命（猿女君等の祖）。 天太玉命（忌部首等の祖） 天兒屋命（中臣連等の祖『屋、此の下に前は本、根の字有り』）。 天櫛玉命（鴨縣主等の祖）。天道根命（川瀨造等の祖）。天神玉命（三嶋縣主等の祖）。天椹野命（中跡直等の祖）。天糠戶命（鏡作連等の祖）。天明玉命（玉作連等の祖）。天村雲命（度會神主等の祖、或に天牟良雲命と云く）。 天神立命（山背久我直等の祖、或に天背男命と云く）。天御陰命（凡河內直等の祖）。天造日女命（曇連等の祖）。天世平命（久我直等の祖）。天斗麻彌命（額田部湯坐連等の祖、彌は或は禰に作る）。天背男命（尾張中嶋海部直等の祖）。天玉櫛彥命（間人連等の祖）。天湯津彥命（安藝國造等の祖）。天神魂命（葛野鴨縣主等の祖、亦、三統彥命と云く）。天三降命（豐國宇佐國造等の祖）。天日神命（對馬縣主等の祖、淡島社司が紀し、天日神命と尚して云ふが如きは、伊勢大神に非ず。蓋し是高皇產靈の裔神「えいしん、末社の神」なり）。天乳速日命（廣湍神麻續連等の祖）。天乳速日命以下、乃ち天月神命に至りて、或不天の字を云はず。天八坂彥命（伊勢神麻續連等の祖）。天伊佐布魂命（倭文連等の祖）。天伊岐志爾保命（山代國造等の祖）。 天活玉命（新田部直等の祖）。天少彥根命（鳥取連等の祖）。天事湯彥命（畝尾連等の祖）。八意思兼神の兒、天表春命（信乃阿智祝部等の祖）。天下春命（武藏秩父國造等の祖）。天月神命（壹岐縣主等の祖）。　五部の人に副へ天降りますに從ひて供奉せしむ。物部造等の祖、天津麻良。 笠縫部等の祖、天勇蘇。為奈部等の祖、天津赤占。十市部首等の祖、富富侶。筑紫弦田物部等の祖、天津赤星。　五部造を伴領とし、天物部を率（ゐ）て天降りますに供奉せしむ。 二田造。大庭造。舍人造。勇蘇造。坂戶造。　天物部二十五部の人、同じく兵杖を帶（を）びて天降りますに供奉せしむ。二田物部。當麻物部。芹田物部。鳥見物部、或に馬見物部と云く。 橫田物部。島戶物部。浮田物部。巷宜物部。足田物部。須尺物部、或に酒人物部に作る。田尻物部。赤間物部。久米物部。狹竹物部。大豆物部。肩野物部。羽束物部。尋津物部。布都留物部。住跡物部、或に經迹物部に作る。讚岐三野物部。相槻物部。 筑紫聞物部。播磨物部。筑紫贄田物部。　船長同じく共に梶取等を率領（ゐ）て天降りますに供奉せしむ。船長は跡部首等の祖、天津羽原。梶取は阿刀造等の祖、天麻良。 船子は倭鍛師等の祖、天津真浦。笠縫等の祖、天津麻占。曾曾笠縫等の租、曾天都赤麻良。為奈部等の祖、天都赤星。　饒速日尊は天神御祖の詔を稟（う）けて、天磐船（あめのいはふね）に乘りて天降り、河內の國の河上の哮峰（たけるがみね）に坐（ま）します。則ち大倭（おほやまと）國の鳥見の白庭山に遷坐（うつりま）します。白庭山は、或に白山に作る。所謂、天磐船に乘りて大虛空（おほぞら）に翔行（めぐりゆ）きて、巡り是の鄉を睨（おせ）りて天降り坐します。即ち『虛空（おほぞら）より見（あらは）る日本國（やまとのくに）』と謂ふは是なり。饒速日尊、便ち長髓彥が妹の御炊屋媛を妃（みめ）と為して娶（と）りて、任胎（はら）ましむ。未だ產む時に及びずして、饒速日尊既に神損去坐（かむさりま）して、復（また）天に上る時なし。高皇產靈尊、速飄神に詔して曰はく、「吾が神御子、饒速日尊、葦原中國に使はししが疑ひ怪しく思ふこと有りや。故、汝（いまし）、降りて復白（かへりごとまう）すべし」とのたまふ。時に速飄神命、敕を奉（たてまつ）りて降り來りて、文德實錄に云く、出雲國速飄別命、神名帳の意宇、島根の兩郡並びに波夜都武自和氣神社に有り、當に神損去坐すを見て、則ち反り上りて復命云（かへりごとまう）さく、「神御子は既に神損去りまして亡坐（みまかりま）します」とまうす。高皇產靈尊、哀泣（かなしび）、則ち速飄命を使はし天上に上げ、其の神屍骸を處（お）きて、日七夜七以て遊樂哀泣、天上に斂（おさ）む。 天照大神謂はく、「豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國は、我が御子正哉吾勝勝速日天押穗耳尊が主るべき地（くに）」とのたまひて、 詔賜ひて天降りましし時に、天浮橋に立ちて臨睨（おせ）りて曰はく、「豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國は、猶喧擾の響聞こへ、彼の地（くに）未平（さや）げり。不須也（いな）頗傾（かぶし）凶目杵之國（しこめきのくに）か。不須は否定の意。凶目は即ち醜目（しこめ）」とのたまひて、乃ち更に復上天に還へり登りて、具に不隆りまさざる狀を陳ぶ。・・・・・・以下大国主神の国譲り・・・是の時に歸順（まつろ）ふ首渠（ひとごのかみ）は大物主神及び事代主神なり。乃ち八十萬の神を天高市（あまのたけち）に合（あつ）めて、帥（ひき）ゐて天（あめ）に昇りて、其の誠欵（まこと）の至を陳（まう）す。　即ち紀国（きのくに）の忌部（いみべ）の遠祖（とほつおや）手置帆負神（たおきほおひのかみ）を以て、定めて作笠者（かさぬひ）とす。彦狹知神（ひこさちのかみ）を作盾者（たてぬひ）とす。天目一箇神（あめまひとつのかみ）を作金者（かなだくみ）とす。天日鷲神（あまひわしのかみ）を作木綿者（ゆふつくり）とす。櫛明玉神（くしあかるたまのかみ）を作玉者（たますり）とす。乃ち太玉命（ふとたまのみこと）をして、弱肩（よわかひな）に太手繦（ふとたすき）を被（とりか）けて、御手代（みてしろ）にして、此の神を祭らしむるは、始（はじ）めて此（これ）より起（おこ）れり。且（また）天児屋命（あまのこやねのみこと）は、神事（かむごと）を主（つかさど）る宗源者（もと）なり。故（かれ）、太占（ふとまに）の卜事（うらごと）を以て、仕（つか）へ奉らしむ。高皇産霊尊、因（よ）りて勅（みことのり）して曰はく、「吾すなはち天津神籬（あまつひもろき）及び天津磐境（あまついはさか）を起し樹（た）てて、当（まさ）に吾孫（すめみま）の爲（ため）に斎（いは）ひ奉（まつ）らむ。汝（いまし）天兒屋命、太玉命は、天津神籬を持（たも）ちて、葦原中国に降りて、亦吾孫（すめみま）の爲に斎ひ奉れ」とのたまふ。乃ち二（ふたはしら）の神をして、天忍穗耳尊（あまのおしほみみのみこと）に陪從（そ）へてこれを降（あまくだ）す。時に高皇產靈尊、大物主神に詔すらく、「汝若し國神を以て妻とせば、吾猶汝を疏（うと）き心有りと謂（おも）はむ。故、今吾が女（むすめ）三穗津姬命を以て汝に配（あは）せて妻とせむ。八十萬神を領ゐて（ひたぶる）に皇孫（すめみま）の爲に護（まも）り奉（まつ）れ」とのたまひて、乃ち還（かへ）り降（くだ）らしむ。　紀伊國の忌部の遠祖、手置帆負神を以て、定めて作笠者とす。彥狹知神を作盾者とす。天目一箇神を作金者とす。天日鷲神を作木綿者とす。櫛明玉神を作玉者とす。天太玉命をして、弱肩に太手繦を被（とりか）けて、御手代にして、此の神を祭らしむは、始めて此より起れり。是を以て此より後、世世代、天孫、大國主を祭る。且（また）天兒屋命は、神事の宗源者なり。故、太占（ふとまに）の卜事を以て仕へ奉らしむ。　高皇產靈尊、敕して曰はく、「吾は則ち天津神籬（あまつひもろぎ）及び天津磐境（あまついはさか）を葦原中國に起し樹（た）てて、亦、吾孫の為に齋ひ奉らむ」とのたまふ。此の段、日本書紀及古語拾遺に據る.　乃ち天太玉‧天兒屋の二（ふたはしら）の神を使（つかは）して、天忍穗耳尊に陪從（そ）へて降（あまくだ）す時に、天照太神、手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝（ほ）きて曰はく、「吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくすべし。可與に床を同くし殿を共にして、齋鏡とすべし。寶祚（あまつひつぎ）の隆（さか）えまさむこと、天壤と與に窮り無かるべし」とのたまふ。則ち八坂瓊曲玉及び八咫鏡、草替劍の三種の寶物を授け、永（ひたぶる）に天璽（あまつしるし）と為し、矛‧玉、自づから從ふ。天兒屋命‧天太玉命に詔して曰はく、「惟（これ）爾（いまし）二の神、亦同（とも）に殿の內に侍（さぶら）ひて、善く防護（ほそきまもること）を為（な）せ」とのたまふ。天鈿賣命に詔して曰はく、「同に配（そ）ひ侍（さもら）はしめ」とのたまふ。常世思金神‧手力雄命‧天石門別神に詔して云はく、「此の鏡は專らに我が御魂とし、吾が前に拜（いつ）くが如く齋ひ奉れ。次に、思金神は、前事を取り持ちて政（まつりごと）を為せ」とのたまふ。　此の二の神は、蓋し、天照太神と思金神を指すなり、佐古九斯侶（さくくしろ）五十鈴宮に拜き祭る。次に豐受神、此は外宮に坐す渡會神。次に天食戶別、亦の名は櫛石窗神、亦曰はく、神石窗神、此は御門の神。次に手力雄神、此は佐那之縣に坐すなり。次に天兒屋命、中臣の上祖。次に天太玉命、忌部の上祖。次に天鈿賣命、猿女の上祖。次に石凝姥命、鏡作の上祖。次に玉屋根命、玉作の上祖、已上の五部の伴領神、配ひ侍はしむ。此の段、古事記及び日本書紀に據る。次に、大伴連の遠祖、天忍日命、來目部の遠祖、天患津大來目を帥ゐて、背に天磐靫を負ひ、臂に稜威高鞆を著け、手に天梔弓‧天羽羽矢を捉り、及び八目鏑を副持（とりそ）へ、又、頭槌劍を帶（は）きて、天孫の御前に立ちて、先驅者と為る。　詔して曰はく、「汝天兒屋命‧天太玉命の二の神、天津神籬を持ちて、葦原中國に降り、亦、吾孫の為に齋ひ奉れ」とのたまふ。詔して亦曰はく、「惟爾二の神、共に殿の內に侍ひ、能く防護を為せ。吾が高天原に所御（きこしめ）す齋庭の穗を以て、稻種と為せ、亦吾が兒に御（まか）せまつるべし。天太玉命、諸の部の神を率て、其の職（つかさ）に供（つか）へ奉ること、天上（あめ）の儀（のり）の如くせよ」とのたまふ。仍ち諸神をして、亦共に陪從へしむ。此の段、日本書紀及び古語拾遺に據る。　大物主神に詔して、「八十萬神を領ゐて、永に皇孫の為に護り奉れ」とのりたまふ。　正哉吾勝勝速天押忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千千姬萬幡姬命を妃と為し、虛天に居しまして生める兒を、天津彥彥火瓊瓊杵尊と號（まう）す。因りて此の皇孫を以て親に代へて降しまつらむと欲（おもほ）す。　天照太神詔して、「任じて白す、降（あまくだ）るべし。天兒屋命‧天太玉命及び諸部（もろとものを）の神等を以て、皆悉（ことごとく）に相授（さづ）く。且（また）服御之物（みそつもの）、一（もはら）に前（さき）に依りて授く」とのりたまひ、然して後に、天忍穗耳尊、更（また）天上に還復（かへりもど）りたまふ。　太子-正哉吾勝勝速日天押穗耳尊、高皇產靈尊の女、萬幡豐秋津師姬命、亦の名は栲幡千千姬命を妃として二男を誕生む。兄は天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊、弟は天饒石國饒石天津彥彥火瓊瓊杵尊。**天孫本紀**（巻5）天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊。亦の名は天火明命、亦の名は、天照國照彥天火明尊、亦の名は饒速日命、亦の名は膽杵磯丹杵穗命。　天照霎貴の太子、正哉吾勝勝速日天押穗耳尊、高皇產靈尊の女、萬幡豐秋津師姬栲幡千千姬命を妃とす。　天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊、誕生（あ）れます。天照太神、高皇產靈尊相共（とも）に生みましき。故、天孫と謂ふ、亦皇孫と稱（まう）す。　天祖、天璽瑞寶十種を以て、饒速日尊に授けます。則ち此の尊、天神御祖の詔を稟けて、天磐船に乘りて河內國の河上の哮峰に天降り坐します、則ち大倭國の鳥見の白庭山に牽ゐ坐す。天降の儀、天神紀に明らかなり。所謂、天磐船に乘りて大虛空に翔行し、巡り是の鄉を睨（おせ）りて天降ります。「虛空に日本國（やまとのくに）を見る」を謂ふは是か。　饒速日尊、便に長髓彥が妹、御炊屋姬を娶（と）り妃とす。宇摩志麻治命を誕生む。先ず妊身經（はらみて）未だ產れざる時に、饒速日尊命、婦女に云はく、「汝（いまし）、有妊胎（みごもれり）。若し男子（をのこ）にあれば、味間見命と號（なづ）け、若し女子（をみな）にあれば、色麻彌命と號くべし」といふ。既にして產みますは男子なり。因りて味間見命と號く。　饒速日尊、既にして神殞去坐（かむさります）。而して上天の時を復（また）せず。高皇產靈尊、速飄神に詔して曰はく、「我が神御子、饒速日尊、葦原中國に使はししが疑ひ恠（あや）しと思ふこと有りや。故、汝、能く降りして復白（かへりごとまう）すべし」とのたまふ。時に速飄命、敕を奉りて降り來たり、當に神殞去坐（かむさりま）すを見て、即ち返り上りて復命云（かへりごとまう）さく、「神御子は既に神殞去り亡坐します」といふ。　高皇產靈尊、以て哀泣（かなしび）、即ち速飄命を使はして天上に上ぐを命じ、其の神屍骸を處き、日七夜七、以て遊樂、哀泣、哭（いさち）て天上に斂（おさ）め竟（を）へます。　饒速日尊、夢に妻、御炊屋姬に教へて云はく、「汝が子を吾が形見の物の如くせよ」とのたまふ。即ち天璽瑞寶を授け、亦、天羽羽弓、天羽羽矢、復（また）、神衣‧帶‧手貫の三つの物を登美の白庭邑に葬り斂めて此を墓の者とす。　天照國照彥火明櫛玉饒速日尊、天道日女命を妃とし、天上に天香語山命を誕生み、御炊屋姬を妃とし、天降りて宇摩志摩治命を誕生みます。兒,天香語山命。天降り、名は、手栗彥命。亦の名は高倉下命。神名帳に云く、山城國の綴喜郡の棚倉孫神社。万葉集に云く、多奈久良能野。**皇孫本紀**（巻6）天饒石國饒石天津彥彥火瓊瓊杵尊.亦云はく、天饒石國饒石尊。亦云はく、天津彥彥火瓊瓊杵尊.　天祖詔して、天璽鏡劍を授け、諸神等に陪從へての事、天神紀に見える。　高皇產靈尊、真床追衾を以て、皇孫、天津彥彥火瓊瓊杵尊を覆ひ、仍使陪從‧先驅,乃ち天磐里を離（おしはな）ち、且（また）天八重雲を排（お）して、稜威の道別（ちわじ）に道別きて天降ります時に、先驅（さきはらひ）の者（かみ）還りて曰さく、「一の神有りて、天八達之衢に居（を）りて、上は高天原を光（てら）し、下は葦原中國を光し、其の鼻の長さ十咫、背の長さ七尺餘り、當に七尋と言ふべし。且（また）口尻明り曜き、眼八咫の鏡の如し、而して赩然（てりかかやけること）赤酸醤（あかかがち）に似（の）れり」とまうす。　即ち從（みもと）の神を遣はして、往きて問はしむ。時に八十萬の神有り。皆目勝ちて相問ふこと得ず。故、手弱女人と雖も、而して天鈿賣に敕して曰はく、「專に汝是れ人に勝ちたる者なり、往きて問ふべし」とのたまふ。天鈿賣命、乃ち其の胸乳を露にかきいでて下裳帶を臍下に抑（おした）れて咲噱（あざわら）ひて向きて立つ。則ち衢神天鈿賣に問ひて、「汝為（いましかくす）ることは何の故ぞ」といふ。對へて曰はく、「天神の子（みこ）、所幸（いでま）す道路（みち）に、如此居（かくを）る者誰（た）そ?敢へて問ふ」といふ。對へて曰はく、「天照太神の子、今當に行でます。故に迎へ奉りて相待つ。吾が名は是、猿田彥大神」といふ。時に天鈿賣命、復問ひて曰はく、「汝や將（はた）我に先だちて行かむや?抑（はた）我や汝に先だちて行かむや?」といふ。對へて曰はく、「吾先だちて啟（みちひら）き行かむ」といふ。天鈿女、復問ひて曰はく:「汝は何處に到りまさむぞや?皇孫（すめみま）何處に到りましまさむぞや?」といふ。對へて曰はく:「天神の子、則ち當に筑紫の日向の高千穗の槵觸の峰に到りますべし。吾は伊勢の狹長田の五十鈴の川上に到るべし」といふ。因りて曰はく、「我を發顯（あらは）しつるは、汝なり。故、汝、可以我を送りて致りませ」といふ。　天鈿賣命、還詣（まうでかへ）りて報狀（かへりごとまう）す。皇孫、天鈿賣命に詔して曰はく、「此の御前に仕へ奉る猿田彥大神は、專ら顯はし申せし汝送り奉れ、亦、其の神の御名は、汝負ひて仕へ奉れ」とのたまふ。是を以て猿女君等、その猿田彥神の名を負ひて女（をみな）を猿女君と呼ぶ事なり。　時に猿田彥神、阿邪河（あざか）に坐す時、漁（いさり）して而於此比良夫貝に其の手を咋ひ合はさえて、海鹽（うしほ）に沉み溺れたまひき。故、其の沉み居る底の時之名を底度久御魂、底どく、底に著く意なり、其の海水の都夫立之時の名を都夫立御魂と謂ふ、つぶ立、泡沫浮上る意なり、其の沫佐久之時の名を末佐久御魂と謂ふ、沫咲く、沫破れ裂き開く意なり。　爰（ここ）に猿田彥神を送りて還り到りて、乃ち悉く鰭（はた）の廣物、鰭の狹物（さもの）を追ひ聚（あつ）めて問ひて言はく、「汝は天神の御子に侍ひ奉るや?」といふ。この時、爾（ここ）に諸の魚皆侍へ奉ると白（まう）す中に、海鼠（こ、ナマコ）白さず。爾に天鈿賣命、海鼠に謂りて云ひしく、「此の口や答へぬ口」といひて、紐小刀を以て其の口を折（さきき）。故、今に、海鼠の口折くるは是なり。其の御世、島の速贄（はやにへ）獻る時に、猿女君等に給ふは、是其の緣（ことのもと）なり.　天津彥彥火瓊瓊杵尊、天降り筑紫の日向の襲の槵觸の二上の峰に坐します。時に天浮橋より、浮渚在平處（うきじまりたひら）に立たして、瘦肉（そしし）の空國（むなくに）を頓丘（ひたを）國覓（ま）ぎ行去（とほ）りて、吾田の笠狹の碕に到ります。遂に長屋の竹島に登ります。乃ち其の地を尋ね覽（み）ませば、其の地に一の神有り、自ら事勝國勝長狹と號づく。其の事勝國勝神は、是伊奘諾尊の子、亦の名を鹽土老翁と謂ふ。皇孫、問ひて曰はく、「此は誰が國ぞ?」とのたまふ。對へて曰さく、「長狹に國有り。亦、住む國なり。取捨遊ばしし、敕の隨（まま）に上げ奉らむ」といふ。故、皇孫、就きて留りたまふ。詔して曰はく、「此の地は韓國に向ひ、直に道、笠狹の御前を求め、朝日の直刺す國、夕日の日照る國なり。故、此の地を吉地と謂ふ」とのたまふ。詔して、底津石根に宮柱太敷（ふとしり）高天の原に槫椽（氷椽）高知（たかしり）て座（ま）しきとのりたまふ。『籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記（勘注系図）』注記（[HP『勘注系図』の研究](http://kodai.sakura.ne.jp/kanntyuukeizu/index.html)）『貞觀年中（859-877年）に至りて、海部直田雄祝等勅を奉りて、本系を撰進し、號づけて籠名神社祝部氏系圖（伝伝）と曰ふ。此の系圖は、養老本記（海部千嶋の時代に千嶋、千足、千成の兄弟によって、それまでの系図や古い記録を元に系図を編纂し、養老五年「721年」に完成）に因り循ふ所と雖も、而るに數代の歴名を新たに録し奏し、神代の記並びに上祖の歴名を載せず、本記の體を爲ず（伝伝）』とあるがこれは現存しない。885年～889年（平安時代）に海部直稲雄によって収録され、江戸時代初期に海部直千代によって書写されたものとされるが、「神代の記並びに上祖の歴名」が記されており、丹後国風土記と先代旧事紀によって加筆されていやう。一貫性を捉え難く、祭祀の形の検討から除外する。①始祖（はじめのおや）彦火明命、亦の名、天火明命、亦の名、天照國照彦火明命、亦の名、天明火明命、亦の名、天照御魂命、此の神は正哉吾勝勝也速日天押穂耳尊の第三の御子、母は高皇産靈神が女、栲幡千々姫命なり。彦火明命、高天原に坐します時に、大己貴神が女（むすめ）、天道日女命（あめのみちひめのみこと）を娶（と）りて、天香語山命を生みましき。天道日女命は、亦の名、屋乎止女命（やをとめのみこと）、（大己貴神、多岐津姫命、亦の名、神屋多底姫命（かむやたてひめのみこと）を娶りて屋乎止女命、亦の名、高光日女命（たかてるひめのみこと）生みましき）、天の上りては御祖（みおや）の許に到りまして、然る后に當國の伊去奈子（いさなご）の嶽に降（あまくだ）りましき。（丹後國は、本は丹波國と合せて一國と爲す。日本根子天津御代豊國成姫天皇（やまとねこあまつみしろとよくになりひめのすめらみこと；元明天皇）の御宇（みよ）の時に、詔して丹波國を五郡に割（さ）きて、丹後國を置きたまふ。丹波と號（なづ）く所以は、往昔（むかし）豊宇氣大神（とようけのおほかみ）天降りまして當國の伊去奈子の嶽に坐しましし時に、天道日女命等、大神に五穀及び桑蠶等の種を請ひましき。便に其の嶽に、眞名井を堀りて、其の水を灌（そそ）ぎて、水田陸田を定めて悉く植ふ。 則ち大神これを見そなはして大きに歓喜（よろこ）びまして、阿那邇恵志面植彌之（あなにゑし、植ゑにし）と詔して田庭（たには）を与へ、然して后に復（また）大神は高天原に登りたまふ。故、田庭と云ふ。丹波の本の字は田庭、多爾波（たには）と訓ずは、當國風土記に在り）。爾（ここ）に火明命、佐手依姫命（さてよりひめのみこと）を娶りて、穂屋姫命（ほやひめのみこと）を生みましき。佐手依姫命は、亦の名、市杵嶋姫命（いちきしまひめのみこと）、亦の名、息津嶋姫命（おきつしまひめのみこと）、亦の名、日子郎女神（ひこいらつめのかみ）なり。天香語山命、穂屋姫命を娶りて、天村雲命（あめのむらくものみこと）を生みましき。然して后に、天祖（あめのみおや）乃ち二璽（ふたつのみしるし）の神寶（息津鏡「おきつかかみ」及び邊津鏡「へつかがみ」、是なり。天鹿兒弓と天羽〃矢を副（そ）へて賜ふ）、火明命に授けて詔して「汝（いまし）、葦原中國の丹波國に降り坐し、此の神寶を奉齋（いつきたてまつ）り、速（すみやか）に國土を修造（おさめつく）るべし」とのりたまひし。故、爾に火明命受けて丹波國の凡海息津嶋に降り坐します、（其の凡海と號く所以は、古老伝へて曰はく、「往昔、天下を治（し）ろせし大穴持神と少彦名神とは、當に此の地に到り坐しし時に、海中の大嶋小嶋を引き集（つど）へて、小嶋凡そ拾を以て壹（ひと）つの大嶋を成せり。故、名づけて凡海（おふしあま）と云ふ。當國風土記に在り）。爾に火明命、然して后に由良の水門（みなと）に遷り坐しし時に、乃ち其の神寳を分けて（邊津鏡、是なり） 香語山命に授け、詔して、「汝（いまし）此の神寳を奉齋（いつきたてまつ）りて速に國土を修造るべし」とのりたまひし。彦火明命、亦の名、饒速日命、亦の名、神饒速日命、亦の名、天照國照彦天火明櫛玉饒速日命、亦の名、膽杵磯丹杵穂命（にぎしにぎほのみこと）、八州（やしま）を統（す）べたまへり。已にして速日命則ち天磐船に乗りて、虚空（おほぞら）に登り、凡河内國に降り坐し、然して后に大和國の鳥見の白辻山に遷り坐し、而して遂に登美屋彦（とみやひこ、）の妹（いろも）登美屋姫（とみやひめ）を娶りて可美眞手命（うましまでのみこと）を生みましき。是に乃ち其の弓矢及び神衣、帶、手貫（たぬき）等を授け、其の妃によりて復天翔（あめかけ）りて、丹波國に遷り坐して凡海の息津嶋に留り坐します。時に、大寳元辛丑年（701年）三月己亥、當國に地震ありて、三月己（や）まず、此の嶋一夜にして蒼茫と変じて海と成ります（漸（やうや）く纔（しばらく）して嶋中の高山二峯與り立ち、神岩海上に出で、今、常世嶋と號く。亦、俗に男嶋女嶋と称（まう）す。嶋毎（ごと）に神祠有り。祭りますは、彦火明命と日子郎女神なり、當國風土記に在り）。故、爾に彦火明神と佐手依姫、共に養老三己未年（719年）三月廿二日に籠宮（このみや）に天降り給ひし。（凡海息津嶋瀬坐日子社、神彦火明命を祭り、凡海坐息津嶋社、神佐手依姫命を祭る）（正哉吾勝勝也速日天押穂耳尊、栲幡千々姫命を娶りて、天津彦火々瓊々杵尊を生み、次に天之杵火々置瀬命を生み、次に彦火明命を生み、次に彦火耳命を生みましき。或に云はく、正哉吾勝勝速日天押穂耳尊、萬幡豊秋津姫命を娶りて天火耳命を生み、次に天杵火々置瀬命を生み、次に天照國照彦火明命を生み、次に天饒石国饒石天津彦火瓊々杵尊を生みましき。凡そ四柱、栲幡千々姫命、亦の名、天萬栲幡千幡姫命、亦の名、萬幡豊秋津姫命。高皇産霊尊、或に云はく、高木神の女（むすめ）なり）。 ②兒、天香語山命 亦の名、手栗彦命、亦の名、高志神彦火明命、天上に生（あ）れし神なり。母、天道姫命、亦の名、屋乎止女命、亦の名、高光日女命（たかてるひめのみこと）、亦の名、祖母命なり。爾に天香語山命と天村雲命、父火明命に従ひて、丹波國の凡海嶋に天降り坐しまして神議を以て國土を修造らむと欲（おも）ほし、百八十軍神を率（ゐ）て当國の伊去奈子嶽に到りましし時に、母道日女命に逢ひ、因りて此の地に天降ります其の由を問ひし。母答へて曰はく、「此の國土を造り坐さむと欲（おも）ひ、然りと雖も此國、豐受大神の國在る所なり。故、大神を齋奉（いつきたてまつ）らずんば、則ち國を成すこと成難きなり。故、神議を以て定め齋き清めし地（くに）、汝と懇（ねむごろ）に此の大神を奉齋るならば、則と國成れり」とのたまはく。故、祖命（おやのみこと）乃ち其の弓矢、香語山命に授けて曰はく、「此則ち是、大神が意は、汝これを發し、而其の随（まま）に地を清めて行くべし」とのたまふ。故、香語山命、其の弓矢を取りて發せば、則ち其の矢、当國加佐郡の矢原山に致りて留る。即ち時に根生じ枝葉青々とす。故に其の地を名づけて矢原と云ふ。（矢原訓屋布）爾に香語山命、南東に致りて、荒水有り。故、其の地に神籬を建て以て大神を遷し祭りて始めて懇田を定む。（当に巽方三里計（ばかり）に、霊泉湧き出ず。故、天村雲命其の泉を灌ぎて、眞名井原の荒水を稱（ほ）めて、以て其の水を和らぐ。故、亦眞名井と稱（まう）す）。 是に春秋田を耕し稲種を施し、恩頼（みたまのふゆ）四方（よも）に遍（あまね）く。則ち人民豐（ゆたか）にして、故、其の地を名づけて田造と云ふ。爾に香語山命、然して后に百八十軍神を率て退きて由良の水門に到りし時に、父火明命に逢ひて、詔有りて命（みこと）其の神寶を奉齋らむと欲（おも）ほし、以て速かに國土を修造りて、其の地を覓（ま）ぎて行きて、遂に当國余社郡の久志備の濱に到りし時に、御祖（みおや）多岐津姫命に逢ひたまふ。因りて此の地に居りたまふ由を問はば、祖命答へて曰はく、「斯の地は、國生みしし大神伊射奈岐命、天降りましてより坐す地なり。甚しく清（すが）しき地なり。故、参降して汝が来るを待ちぬ」とのたまふ。是に香語山命、地速かに天に連り、天眞名井水に通ずことを知る。乃ち天津磐境を起こし、始めて其の神寶奉齋りて其の地に遷して、豐受大神を祭りて（分霊を矢原山に齋奉る）、是に則ち國成れり。其の時、此の地に鹿泉湧き出ず。爾に天村雲命、天眞名井の水を汲みて此の泉に潅ぎて其の水に和し、以て神饌の料とす。故、此の泉を名づけて久志備（くしび）の眞名井と云ふ。今の世に此沼の眞名井と謂ふは訛れり（眞名井、亦、宇介井「うけゐ」と云ふ）。此の時、磐境の傍に、天吉葛（あめのよさづら）生じ、天香語山命其の匏（ひさご）を採りて、眞名井の清泉を汲みて、乃ち神饌を調度して嚴に奠を祭りし。故、匏宮（匏を與佐「よさ」と訓ず）亦、久志濱宮と曰ふ（此の郡、匏と號く所以は風土記に在り）。爾に香語山命、然して后に木國の熊野に遷り坐して大屋津比賣命を娶り、高倉下を生みましき。道日女命は、多岐津姫命と此の地に留りて豐受大神に齋仕（いつきつか）へり。③妹穂屋姫命　母は佐手依姫命、亦の名、市杵嶋姫命④弟可美眞手命　母は登美屋姫命⑤孫天村雲命、亦の名、天五十楯天香語山命、天上に生れる神なり。母は穂屋姫命なり。天眞井の水を以て、日向の國竟（境）に天降り、后に丹波國に遷り坐しまし、其の水を久志比（くしひ）の眞名井（丹波國の眞名井は三處、久志比・矢原・伊去奈子是なり）に灌ぐ、乃ち其の水に和し、以て供奉を炊きて豐受大神の神饌とす。此の命、日向國に坐す時、阿俾良依姫命を娶り、天忍人命を生み、次に天忍男命を生み、次に天忍日女命を生みましき。而して丹波國に遷り坐す時に、伊加里姫命を娶り、倭宿禰命、亦の名、天御蔭命を生み、次に葛木出石姫命、亦の名角屋姫命を生みましき。⑥弟熊野高倉下　母は大屋津比賣命。丹後風土記殘缼（国立国会図書館[HP](http://dl.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/2539742)）（丹後資料叢書[HP](http://dl.ndl.go.jp/info%3Andljp/pid/1175321)）長亨二（1448年）に、籠神社大聖院の権大僧都真言大阿、智海が写本したものを、慶長十三（1608年）に、沙弥素然が再録して注を施したのであらう。智海は籠神社の供僧（神社で仏事に奉仕する僧）で、神道についての造詣も深く、籠神社の縁起である『丹後国一宮深秘』の制作にも深く関わっていたとされる。写本の原本は不明。虫食いが多く、非常に判別しづらい書体であったと思はれ、意味が通じない字や判別しがたい字が用ゐられており読みづらい。また、天火明命を天大明神と記しており、神仏習合用語を用いており、他にも書き替えの懸念がある。更に、大国主神と少彦名命の時、天孫降臨の時、大宝の世のことが同時並立しており、平成人からすれば、時間感覚が合致せず、頭が混乱させられる。沙弥素然は、「右大臣中院通為の三男。幼名は松夜叉麿、号は也足軒、法名を素然と称する。権中納言兼侍従を経て、正三位に至る。伯父三条西実枝に国学・和歌を学び、丹後では細川幽斎に古今伝授を受けた（コトバンク）」とある。「天正七年中納言中院通勝の息女、時の帝につかへまつりて寵恩に浴しけるが、いかなる事にか逆鱗にふれ、その事にて通勝も勅勘を蒙り、天正八年官を辞し、浪々として、藤孝を頼み、十九年の星霜を送れり（丹後旧事記）」とある。国学の学識を以て、一本、一宮本を参照し、注を施したものと思はれる。一本の書名は不明、一宮本とは「籠名神宮祝部丹波國造海部直等氏本記（勘注系図）」であらう。丹波の由来は、豊宇気大神が伊佐奈子嶽に天降りされた時、天道日女命（大国主命の女「むすめ」）が豊宇気大神に五穀及び桑蚕等の種を請い求め、種を植えるために、嶽に真名井を掘り、その水を引いて田を作り、田庭としたことにあるとしている。天道日女命は、老いて此の地に来居り、麻を績ぎ蚕を養ひ、人民に衣を製る道を教へたともある。天道日女命は天上での火明命の妻である。また、大国主命が天下を治め志楽の地に巡行した際に、火明命に詔して、この地を治めせしめたとあり、天道日女命は、この地に火明命、天香語山命を降ろす環境造りをしていたことになる。大国主命が詔して火明命にこの地を治めせしむといふは、記紀、古語拾遺はもとより、先代旧事紀とも異なる主張である。（赤字は訂正、及び挿入　\*は表記不能字、字は筆者）丹後土（一「ある」本に、土の間に風の字有り、土の下記字なり）（丹後風土記）當国は往昔、天大（火）明神等降臨の地なり。蓋し丹後國は、本は、丹波國と合はせ一国とす。日本根子天津御代豊國成（姫）天皇（元明天皇）御宇（御代）詔して、丹波国五郡を割きて丹後国を置きたまふ。丹波と號づく所以は、往昔、豊宇気大神、當国の伊佐奈子嶽に天降り坐（ま）し\*（時）に、天道日女命（天道日女命、饒速日尊紀）等清（請）求（ま）ぐは丈（大）神の五穀及び桑蚕等の種なり。便に其の嶽に、眞名井を堀り、其の水を灌（そそ）ぎて、水田陸田を定め悉く植ふ。 則ち秋に\*（穎、稲穂）\*（𡊅、出ること）八握莫々然として其れ快（こころよき）なり。大神これを見そなはし、大きに歓喜（よろこ）びて、「阿郡（那）邇恵志（あなにゑし）而して田庭（たには）子（于、に）植ゑにし」と\*（詔）して、然して後に大神、一本に、高天原に登りたまふ。故、田庭と云ふ。（一本に）、丹波・旦波・但波以上其の文字皆て多尓波と訓ず。国の大䱻（體）は離を有（首）とし坎を尾とし、東西一百一拾（四、一本）里一百参（拾、一宮本）歩。南北七拾貳里一百拾歩。東は若狭国に隣し、（一宮本に、私曰く、西但の間隣の字有る可し）、西は但馬国、南は丹波国に隣し、北は海に接す。国中に伝はる所の山川野海、其の産する所の禽獣草木魚龞等、悉く記すことを得じ。但に毎部の下に共（其）の一二を記さむ。（以下虫食三行）。部（郡）は合せて伍。伽佐郡、本字は笠。與佐郡、本字は匏（よさ）。丹波郡、本字は田庭。竹野郡、今前用に依る。能（熊）野郡、今前用に依る。卿（郷）は合せて卅八、里は九七（里七の間、字分明ならず、私に云く、八か九か。異本有りて里七。）八。余戸、貳。神戸、四。神社合せて壹百卅伍坐。六拾伍（私に云く、伍在の間に坐の字有る可し）神祇宮（私に云く、宮に非ず、官字の誤りか）在（ま）す。七拾座神祇官在さず。伽佐郡郷合せて（二字虫食）戸、壹神戸、壹里（以下虫食）志楽郷、本字 領知。高橋郷、本字 高\*（椅）。 三宅郷、今前用に依る。 大内郷、今前用に依る。 田造郷、今前用に依る。\*（凡、一本）海郷、今前用に依る。 志託郷、本字 荒無。有道郷 、本字 蟻道。川守郷、今前用に依る。余戸里、神戸神社合せて卅伍座青葉（下文に業とす）社、天蔵社、山口坐祖社、日尾丹（月）尾社、志束（楽）社、大倉木社、御用（田）口社、阿（河）辺坐三宅、鳴生葛嶋社、同将車（軍）社、杜坐弥加宜社（式）、高由（田）社（式）、倭文社（式）、砧倉社、手力男社、日原社（式）、出雲社、伊加里姫社、笠水社、笶原社（式）、伊吹戸社、十二日（月）栗社、右（石）崎坐三輪社、凡海坐息津嶋、風（凡）海息津嶋瀬坐日子社、大川社（式）、伍蔵社、布留社、船戸社、伊知布酉（西）社（式）、麻良多社（式）、水戸社、奈具社（式）、神前社、気比社、劒社、阿良須社（式） （虫食）壹坐は神祇官在す。伽佐郡（一本に尾張に笠狭間有りて訓じて宇気波邪万と云ふ。笠を訓じて宇気と謂ふは、是其の證か。後の世桶字を用ふは誤りなり）伽佐郡は、舊本は笠郡の写（字）を田（曰）ひて訓じて宇気乃己保利（うけのこほり）と曰ひ、共に宇気と称す所以は、往昔、豊宇気大神、田造郷笶原山に留まり坐（ま）して、（虫食三字即ち人民）、共（具さに）思（恩）頼（みたまのふゆ）を受け、故（かれ）、宇気と曰ふなり。笠、一（ある）に伽佐と訓ず。（虫食二字是を以て）、世に誤りて伽佐の（以下二行虫食）。志（六字虫食、楽郷、本字 領知）。志楽と號（なづ）く所以は（三字虫食、往昔少）彦名命、大穴持命が天下を沼（治）む所を巡覧せし時、悉く此の國を巡行し畢り、更に、高志國に到り坐す時に、天大（火）明神を台（召）して、詔して『汝命はこの國を領知（しら）すべし』とみことのりまします。大（火）明神、大きに歓喜し乃ち曰く、『永（我）母也青雲乃志良久国（ながくもや、あおくもの、しらくのくに）』とのたまふ。故、志楽と云ふ。青葉山青葉山は一山にして東西に二峯有り。名神在り。共に、青葉神と号（なづ）く。その東に祭る神は、若狭彦神、若狭姫神二座なり。その西に祭る神は、笠津彦神、笠津姫神二座なり。是若（四字虫食、狭国と丹）後国の兮（分欤）堺にして、共に（六字虫食、笠津彦神、笠）津姫神は丹波国造海部直等の祖なり。彼の二峯に同じく松柏多し。秋に至りて色變らず。（以下一行虫食）甲岩（かぶといは）甲岩は、古考（老）伝へて曰く、「御間城入彦五十瓊殖（祟神）天皇の御代に當り、當に曰く、国青葉山の中に土蜘有り、『陸甘御笠』と曰ふは、人民に賊（あた）す」といふ。故、日子坐王、勅を奉り来たりてこれを伐つ。則ち（九字虫食、宮本に丹後国）堺鳴動し以て光顕（あらは）れ思い燿（かがや）き、然して（巌、宮本）石有り。形貌甚だしく甲（かぶと）に以（似）たり。因りてこれを将軍の甲岩と各（名）づくなり。亦、その地を鳴生と號く。河辺坐三（以下三行虫食）。御田口の祠（四字虫食、御田口祠）は、往昔、天照大神、霊を分つ子、豊宇気大神猶（五字虫食、此の国に照臨しし時の国）造日本得魂命等、便（すなは）ち地口の御田を以て、更に、校倉を建て奉りて其の穀（實、宮本）を蔵す。故、名づけて、阿勢久且（良）（あぜくら）と曰ふ。その倉を尊びて、御田口と称す。（以下六行虫食）。二石崎二石崎は、古老の伝へて曰く、往昔にか、天下を治む大己貴命と（八字虫食、少彦名命が此の地に至り坐）すに當りて、二神が桐（相）い議（はか）り坐（ま）し、白黒の鑯砂（細かい砂）を杷（把）い、天之（火）明神に白（まう）して便（すなは）ち、詔して曰く、「此の石、是は吾が分霊なり。汝命（六字虫養、我二神之霊\*）に祭り奉るべし。（\*天）地これ共に、波浪が鴻荒（大きく荒く）為為（しつつ）と雖も、邦同（國）を（二字虫食、鎮護）せむ」とのりたまふ。天大（火）明神は詔に随ひて、その霊石を山宗（崇）め、則ち左右自ら黒白に兮（分）け、神の験（しるし）有り。（十二字虫食、故、天火明命、其の地を號けて二石が崎と云く）。後世土俗に「瀬崎」と云うのは誤りなり。（次四行虫食）枯\*（木）浦　本字　彼来枯木浦は、往昔、（八字虫食、少彦名大神と大己）貴大神、斯の二柱（はしら）の神、国を造り坐す時に當り、海路須べからく次して在す所の渚島をして集合せしめむと欲（おも）ひ、之（ゆ）きて便（すなは）ち笠松山に登りき。（三字虫食、二柱神）、息の限りに號呼し、以て『彼彼来来』と曰はば、則ち、四嶼は白（自）ら来て列なりき。故、彼来、と曰ふ。春部村　以下二行虫食大倉木社祭神国造　以下三行虫食高橋郷　本字　高梯高橋と號く所以は、天香語山命、倉部山の尾上に神庫を創滎（營）し、以て種々（くさぐさ）の神宝を収蔵し、長梯を設け（二字虫食）而して其の庫に到り料を為しき。故、高梯と云ふ。今猶、峯頭に神祠有り天蔵と称（まう）す。（四字虫食、天香語山）命を祭る。亦、其の山口（十字虫食、坐す御衣知祖母祠者于當）国。此の国に天通（道）日女命と称す者有り。老いて此の地に来居り、麻を績ぎ蚕を養ひ、人民に衣を製る道を教へ、山口に坐す御衣知祖母祠（みけしりおほとじのやしろ）と云ふ。与保呂乃里　本字　仕丁（よほろ）与保呂と（号、一本）く所以は、古老伝へて曰く、往昔、豊宇気大神、神勅して此の地に神人仕丁をここに置かせられたに仍（よ）る。故、（二字虫食、与保）呂と云ふ。日尾社祭神　天日尾神、国日尾神、天月尾神、国月尾神、四坐祭由（以下虫食）庫梯山　倉部山の別称なり倉梯川　水源（以下虫食）長谷山墓　大倉木（以下虫食）彌加宜社は、往昔、丹波道（主、一本）の祭り給ふ所なり。（以下一行虫食）杜中に霊水有り。杜清水と號（以下虫食）。大同（内）郷大同（内）と称（まう）す所以は、往昔、穴穂（安康）天皇の御宇、市辺王子等、億計王と弘計王とが（五字虫食、丹波国に来り、國）造稲種命等潜（ひそ）かに安宮を作り以て仕へ奉りき。故、舊地を崇め大同（内）と號く。（四字虫食）これを与佐郡真鈴宮に移し奉（以下三行虫食）。高田社は祭神、建甲（田）勢命なり。是丹（以下二行虫食）尓保崎尓保と称す所以は、往昔、日子坐王、（二字虫食、勅を奉りて）土蜘を逐ふ時、其の棅持（特）つ所の（「棅は柄」柄を持つ）裸剣、湖（潮）水に触れ銕清（精）を主（出）し、鸊启鳥（+）忽ち雙び飛び来、其の剣に貫き徹され（三字虫食、而して斃れ忽（つ）きぬ）。銕精（かなくそ、かなさび）消却し以て故（もと）に復す、故（かれ）其の地を號けて尓保と曰ふ。+にほ鳥；カイツブリ；鳰（にお）、鸊鷉（へきてい）、鸊鵜（へきてい）のこと。十一（二）月栗神（しはすくりのかみ）、祠無し。木を奉（祭）り神と称す。古老伝へて曰く、往昔、雅（稚）彦（産、一本）霊神（わかむすひのかみ）の植ふ所にして、毎歳十二月朔日に花生ず、全（仝）二十日実を結ぶ。正（二字虫食、月元）日に其の（実、一本）を取り大神に奉る。今に至りて其の例差（たが）へず。葢（けだ）し是れ神がこの奇を験（しる）すか。田造郷田造と號づく所以は、往昔、天（二字虫食、孫降）臨三（之）時、（三字虫食、豊宇）気大神教へ而して、天香（六字虫食、語山命と天村）雲命、當国の伊去奈子嶽に天降りき。（四字虫食、天村雲命）と天通（道）姫命とは共に大神を祭り、新嘗を欲すに及び、井水が忽ち変じて神饌炊くこと能はず。故、泥真名井と云ふ。是に天通（道）姫（命、一本）は葦を抜きて大神の心を台（占）ひ、故、名づけて葦台（占）山と云ふ。（四字虫食、時に天道）姫命、（四字虫食、弓矢を天香語山命に）授けて、詔りし、「汝、これ其の矢を發（はな）つ可し。矢の留まる処必ず清地なり」とのりしたまふ。命は、諾し矢を發てば、則ち當国矢原山に到りき。即ち時に、根生じ、枝、葉青々（四字虫食、其の地を號づけて矢原と云ふ）（矢原を屋布「やふ」と訓ず）。則ち、その地に神籬を建て大神を遷し祭りき。而して、始めて、懇田を定めき。當に巽（南東）三里\*（計、ばかり「許」）に、霊泉湧き出る。故、天村雲命は其の泉で（六字虫食、墾田に潅ぎ則ち未熟荒水以て和らぐ。（四字虫食、故、其の地を號）けて真名井と称（まう）す。亦、傍に天告（吉）葛（あめのよさづら）生ず。其の鉋（鉋）を以て其（真）名井の水を盛り（二字虫食、而して）神饌を調度し長く（四字虫食、遠く仕へ奉りき。故）、真名井原鉋宮（まないはらよさのみや）と称（まう）す。是に春秋田を耕し称種を施し四方に遍（あなめ）し、即ち人民豊（とよ）めり、故、其の地を名づけて田造と云ふなり（以下四行虫食）。笠水、宇介美都(うけみづ)と訓ず。一名、真名井、白雲山の北郊に在り、氵契（潔）清なること（麗、一本）鏡の如し。蓋し豊宇気（受、一本に作る）大神の降臨せし時に當り、（二字虫食、此に）湧き出ず（四字虫食、霊泉其の\*）深さ三尺許（ばかり）。其れ廻るは壹百廿二歩。炎旱（天、一宮本）（八字虫食「不明瞭」、に枯れず、霖雨に溢れずの内容か）増減を見ず。其の味甘露の如く、以て主治の麗機を蔵す。傍に二祠有り。東は、伊加里姫命、或いは豊水富神と称す。西は、笠水神即ち、笠水彦命、笠水姫（女、一本）命の二神。北側は、則ち、海部直等（三字虫食、祭る所の）祖神（以下虫食五行）凡海郷（おほしあまのさと）、凡海郷は、往昔、此の田造郷万代浜を去ること四拾三里（三字虫食）三拾五里二歩。四面皆て海に（屢、一本、但し属）す壹（之大二、三字有り）島なり。其凡海と称する所以は、（三字虫食、古老伝）へて曰く、往昔、沼（治）天下、大穴（六字虫食、持命と少彦名命が此地に致り坐せし時に當たり、海中（三字虫食、在る所の）小島を別（呼）び集め、小鳥（島）允に枯（𪏻/拈、溶け混じり）以て壹島に成りき。故に凡海と云ふ。子（夲ノママ、時に）（二字虫食、大）宝元年三月己亥、地震三日已（や）まず、此郷一衣（夜）にして蒼（四字虫食、田変じ而して海と為）る。漸（一宮本）く𦂯（纔；ほんの少し）郷中の高山二峯と立神岩、海上に出ず、今号つけて常世島と云ふ。亦俗に男嶋女嶋と称（まう）す。嶋毎に祠有り。祭る所は、天大（火）明神と日子郎女神なり。是、海部直井（幷）せて凡海連（姓氏録に曰く凡海連、海神綿積命男穂高見命の後なり）等が斎く所以の祖神なり(以下八行虫食)。志託郷　本字　荒蕪。郷以下五字、一本を以て補ふ志（託、一本）と称す所以は、往昔、日子坐王（以将、一本）官軍将攻伐陸耳（この間七字虫食）業（葉、一本）山「日子坐王将に官軍将を以て陸耳御笠を攻め伐ち？？？青葉山に」遂ひ随ひ此の地に到りき。即ち陸耳忽ち稲中に入（一本）り潜み區（かく）れり。天（王）子忽ち馬を進めて（六字虫食）、将に殺さんとす、則ち陸耳忽ち雲を起し室（空）中を飛び走（に）げ、南に向て（而、一宮本）去る。（二字虫食）王子甚く稲（鿄、「粱でなくば意味通らず」）に侵して荒蕪（したく）為す。故(以下十四行虫食)。 有道郷 本字蟻道 有道と號づく所以は、往昔、天火明命、釠（飢）へて此地に到りし旼（秋天）に、往に随ひて食を求め以て螻（けら、一宮本）蟻（あり）に連行さる所則ち、土神穴巣国に在（ま）すを見、天火明神、食を（五字虫食、土神に清（請）ひ、土神）、喜びて種々の盛饌を饗し奉りき。故、天火明命、土神を賞め、且（また）、詔して曰はく、「尓後、妙（汝）、蟻道彦大食持命を以て称（な）と為すべし」とのたまふ。故、蟻道と曰ふ。亦、神祠有（一宮本）りて蟻巣と云ふ。今、阿良須と称（一宮本）すは訛れり(以下七行虫食)。川守郷 川守と称す所以は、往昔、日子坐王、土（蜘、一本）（八字虫食、土蜘等のことか）を遂ひ、蟻道郷の皿（血）原に（一本）到（一本）り、先に土蜘匹女を殺す。故、其の地を云ふは皿（血）原なり。旼に陸耳降を欲（おも）ひ出し\*（時）、日本得玉命亦下流より遂ひ（五字虫食）急ぎて川を越へて遁る。則ち官軍、楯を列ね川を守り矢を発つこと如し（十字虫食、土蜘等に中りその屍が）流れ而（一本）して云ふ。故、其地を號づけて川守と云ふ。亦各宮車（官軍）屯する所の地、今に川守楯原と（云）ふ。其の\*（時）、舟一艘忽然(十三字虫食)其川を降り、以て土蜘を駆逐し、遂ニ由良港に到りき。則ち土蜘の往く所を知らず。是に日子（四字虫食、坐王立于か）陸地、礫石を拾ひ之を（石占からすれば、礫を拾ひこれを占ひて）以て、陸耳が与佐大山に登りたるを覚知す。因りて其の地を号づけて石台（占）と云ひ、亦其の舟を楯原に祀り、名づけて舟戸神と称す(以下虫食三行)。大雲川（以下虫食八行）　奈貝（具）（以下虫食）　奈豆（以下虫食）右風土記残　丹後国伽佐郡餘巻資益王家之蔵夲積懇望漸今年一覧不日頓臨寫之寫畢　　長亨二（1448年）、戊甲九月十日　　　　　　大聖院権大僧都真言大阿智海法印　在判右一巻雖丁多錯簡不少一宮夲与大内武波氏本以校合畢慶長十三（1608年）戊申年三月八日 沙弥素然　在判　（朱傍記「中院通勝卿ニテ法名ヲ也足軒素然ト云」）**古語拾遺****造殿の齋部**仍りて、天富命（あめのとみのみこと、太王命の孫（うまご）なり）をして、手置帆負（たおきほおひ）・彦狹知（ひこさしり）の二（ふた）はしらの神が孫を率（ゐ）て、齋斧（いみおの）齋鉏（いみすき）を以て、始めて山の材（き）を採りて、正殿（みあらか）を構（つく）り立てしむ。所謂、底つ磐根（いはね）に宮柱（みやはしら）ふとしり立て、高天原（たかまのはら）に搏風（ちぎ）高しり、皇孫命（すめみまのみこと）のみづの御殿（みあらか）を造り仕へ奉れるなり。故、其の裔（すゑ）、今、紀伊（きの）國名草郡（なぐさのこほり）御木（みき）麁香（あらか）二郷（ふたさと）に在り。（古語に、正殿は麁香と謂ふ）。材を採る齋部の居（を）る所は御木と謂ふ。殿（あらか）を造る齋部の居る所は麁香と謂ふ。是其の証（しるし）なり。**造祭祀の齋部**又、天富命をして齋部の諸氏（もろうぢ）を率て、種種（くさぐさ）の神寶（かむだから）・鏡・玉・矛・盾・木綿（ゆふ）・麻（を）等を作らしむ。櫛明玉命が孫は、御祈玉（みほきたま）（古語に、美保伎玉（みほきたま）といふ。言ふこころは祈示壽（ほき）なり。）を造る。其の裔、今、出雲國に在り。年毎（としごと）に調物（みつぎもの）と共に其の玉を貢進（たてまつ）る。天日鷲命が孫、木綿及麻并（また）織布（あらたへ）（古語に阿良多倍（あらたへ））を造る。仍りて、天富命をして日鷲命が孫を率て、肥饒（よ）き地（ところ）を求（ま）ぎて阿波（あはの）國に遣はして、穀（かぢ）・麻の種を殖ゑしむ。其の裔、今、彼（そ）の國に在り。大嘗（おほみにへ）の年に當りて、木綿・麻布及種種の物を貢（たてまつ）る。所以（このゆゑ）に、郡（こほり）の名を麻殖（をゑ）と為（す）る縁（このもと）なり。天富命、更に沃（よ）き壤（ところ）を求ぎて,阿波の齋部を分ち、東（あづま）の土（くに）に率往（ゐゆ）きて、麻・穀を播殖（う）う。好（よ）き麻生（お）ふる所なり。故、總國（ふさのくに）と謂ふ。穀の木生ふる所なり。故、結城郡（ゆふきのこほり）と謂ふ。（古語に、麻を總（ふさ）と謂ふ。今、上總（かみつふさ）・下總（しもつふさ）の二國と為す。是なり。）阿波の忌部（いみべ）の居る所、便（すなは）ち安房郡（あはのこほり）と名づく。（今の安房國、是なり。）天富命、即ち其地（そこ）に太玉命の社（やしろ）を立つ。今、安房社（あはのやしろ）と謂ふ。故、其の神戸（かむべ）に齋部氏（いみべうぢ）有り。又、手置帆負命が孫、矛竿（ほこさを）を造る。其の裔、今、分れて讚岐（さぬき）の國に在り。年毎に調庸（みつきもの）の外に、八百竿（やほさを）を貢（たてまつ）る。是其の事等（ことども）証（しるし）なり。**神籬を建て神々を祭る**爰に、皇天（あまつかみ）二（ふた）はしらの祖（みおや）の詔（みことのり）に仰從（したが）ひて、神籬（ひもろぎ）を建樹（た）つ。所謂、高皇産靈（たかみむすひ）・神産靈（かむむすひ）・魂留産靈（たまつめむすひ）・生産靈（いくむすひ）・足産靈（たるむすひ）・大宮賣神（おほみやのめのかみ）・事代主神（ことしろぬしのかみ）・御膳神（みけのかみ）（已上、今、御巫（みかむなぎ）の齋（いは）ひ奉（まつ）れるなり。）櫛磐間戸神（くしいはまとのかみ）・豐磐間戸神（とよいはまとのかみ）（已上、今、御門（みかど）の巫（かむなぎ）の齋ひ奉れるなり。生嶋（いくしま）。（是、大八洲（おほやしま）の靈（みたま）なり。今、生嶋の巫の齋ひ奉れるなり。）坐摩（ゐかすり）。（是、大宮地（おほみやどころ）の靈（みたま）なり。今、坐摩の巫の齋ひ奉れるなり。）**即位大嘗祭**日臣命（ひのおみのみこと）、來目部（くめべ）を帥（ひきゐ）て、宮門（みかど）を衛護（まも）り、其の開闔（あけたて）を掌（つかさど）る。.饒速日命（にぎはやひのみこと）、内物部（うちのもののべ）を帥て、矛・盾を造り備ふ。其の物既に備はりて、天富命、諸（もろもろ）の齋部を率（ゐ）て、天璽（あまつしるし）の鏡・劍を捧げ持ちて、正殿（みあらか）に安（お）き奉り、并（また）瓊玉（たま）を懸（か）け、其の幣物（みてぐら）を陳（つら）ねて、殿祭（おほとのほかひ）の祝詞（のりとごと）す。（其の祝詞の文（ふみ）は別卷（ことまき）に在り。）次に、宮門（みかど）を祭る。（其の祝詞も、亦別卷に在り。）.然る後に、物部乃ち矛・盾を立つ。大伴（おほとも）・來目（くめ）仗（つはもの）を建て、門（みかど）を開きて、四方（よも）の國を朝（まゐ）らしめて、天位（あまつひつぎ）の貴（たふと）きことを觀（み）しむ。**齋藏と齋部**此の時に當りて、帝（すめらみこと）と神（かみ）と、其の際（あひだ）未（いま）だ遠からず。殿（おほとの）を同くし床（ゆか）を共にす。此（ここ）を以て常（つね）と為す。故、神物（かむだから）・官物（みやけのもの）、亦分別（わきため）あらず。宮の内に藏を立て、齋藏（いみくら）と號曰（なづ）けて、齋部氏をして永（なが）く其の職（つかさ）に任（ま）けしむ。**国家祭祀と氏族**又、天富命をして、供作（つくりつか）へまつる諸氏（もろうぢ）を率て、大幣（おほみてぐら）を造作（つく）らしめ訖りぬ。天種子命（あめのたねこのみこと）（天兒屋命が孫（うまご）。）をして天罪（あまつつみ）・國罪（くにつつみ）の事を解除（はら）へしむ。所謂天罪は、上（かみ）に既に説き訖りぬ。國罪は、國中（くぬち）の人民（ひとくさ）の犯せる罪なり。其の事具（つぶさ）に中臣（なかとみ）の禊（はらへ）の詞（ことば）に在り。爾（しか）して、乃ち、靈畤（まつりのには）を鳥見山（とみやま）の中に立つ。天富命、幣（みてぐら）を陳（つら）ねて、祝詞（のりとまを）して、皇天（あまつかみ）を禋祀（まつ）り群望（くにつかみ）を徧祑（まつ）りて、神祇（あまつやしろくにつやしろ）の恩（みうつくしび）に答ふ。是を以て、中臣・齋部の二氏（ふたうぢ）、倶（とも）に祠祀（まつり）の職を掌る。猿女君氏（さるめのきみうぢ）、神樂（かぐら）の事を供（つか）へまつる。自餘（このほか）の諸氏（もろうぢ）、各（おのもおのも）其の職有り。\*注に、「群望の望は、山川の神。徧祑は遍く秩序をたてて祭る意。」ある。**崇神天皇**磯城（しき）の瑞垣（みづかき）の朝（みかど）に至りて、漸（やくやく）に神の威（みいきほひ）を畏りて、殿（おほとの）を同くしたまふに安からず。故、更に齋部をして石凝姥神（いしこりどめのかみ）が裔・天目一箇神（あめのまひとつのかみ）が裔の二氏を率て、更に鏡を鑄（い）、劍を造らしめて、護（まもり）の御璽（みしるし）と為す。是、今、踐祚（あまつひつぎしろしめ）す日に、獻る神璽（みしるし）の鏡・劍なり。仍りて、倭（やまと）の笠縫邑（かさぬひのむら）に就きて、殊に磯城の神籬を立てて、天照大神及草薙劍を遷し奉りて、皇女（ひめみこ）豐鍬入姫命（とよすきいりびめのみこと）をして齋ひ奉らしむ。其の遷し祭れる夕（よ）、宮人（みやひと）皆參りて、終夜（よもすがら）宴樂（とよのあかり）す。歌ひて曰はく、　　宮人（みやひと）の　大寄（おほよ）すがらに　いさとほし　行（ゆ）きの宜（よろ）しも　大寄すがらに　　（今の俗（よ）の歌に曰はく、「宮人の凡（おほよそ）衣（ころも）膝通（ひざとほ）し、裄（ゆき）の宜（よろ）しも凡衣」といふは、　　　詞（ことば）の轉（うつ）れるなり。）又、八十萬（やそよろづ）群神（かみがみ）を祭る。仍りて、天社（あまつやしろ）・國社（くにつやしろ）及神地（かむどころ）・神戸（かむべ）を定む。始めて男（をとこ）の弭（ゆはず）の調（みつぎ）・女（をみな）の手末（たなすゑ）の調を貢（たてまつ）らしむ。今、神祇（あまつかみくにつかみ）の祭に、熊の皮・鹿の皮・角・布等を用ゐる、此の縁なり。（古語拾遺、岩波文庫）出雲国造神賀詞（出雲国造神賀詞註草稿　金子有文撰(神宮皇學館文庫「[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0007-007408)」)に依拠して一部付け足す。）八十日（やそがひ）は在（あれ）ども、今日（けふ）の生（いく）日の足（たる）日に出雲國（いづものくにの）國造（くにのみやつこ）姓名（なにがし）、恐（かしこ）み恐みも申（まをし）賜（たまは）く、 掛（かけ）まくも畏（かしこ）き明御神（あきつみかみ）と大八嶋國（おほやしまくに）所知食（しろしめ）す天皇命（すめらみこと）の大御世（おほみよ）を手長（たなが）の大御世と斎（いはふ）と【若（もし）後斎時（のちのいはひのとき）は後字を加ふ】為（し）て、 出雲國の青垣山内（あをがきやまぬち）に下（した）つ石根（いはね）に宮柱（みやばしら）太敷（ふとしき）立（た）て、高天原（たかまのはら）に千木（ちぎ）高知（たかしり）坐（ま）す伊射那伎（いざなき）の日真名子（ひまなご）加夫呂伎（かぶろき）熊野大神（くまぬのおほかみ）櫛御気野命（くしみけぬのみこと）國作坐（くにつくりまし）し大穴持命（おほなもちのみこと）、二柱神（ふたはしらのかみ）を始めて、百八十六（ももやしむ）社（やしろに）坐（ます）皇神達（すめがみたち）を、某甲（それがし）弱肩（よわかた）に太襷（ふとだすき）取挂（とりかけ）て、伊都幣（いつぬさ）の緒結（をむすび）、天（あめ）の美賀秘冠（みかげとかがむ）りて、伊豆（いづ）の真屋（まや）に麤草（あらくさ）を伊豆の席（むしろ）と苅敷（かりし）きて、伊都閉黒益（いづへくろま）じ、天の𤭖和（みかわ）に斎（いみ）こもりて、志都宮（しつみや）に志静（しづ）め仕奉（つかへまつり）て、朝日（あさひ）の豊栄登（とよさかのぼり）に伊波比（いはひ）の返事（かへりごと）の神賀吉詞（かむぼぎのよごと）奏（まをし）賜（たまは）くと奏（まをす）。高天（たかま）の神王（かぶろ）高御魂（たかみむすび）神魂（かみむすび）の皇御孫命（すめみまのみこと）に、天下（あめのした）大八嶋國（おほやしまくに）を事避奉（ことさりまつり）し時、出雲臣等（いづものおみら）が遠祖（とほつかむおや）、天穂日命（あめのほひのみこと）を國體見（くにがたみ）に遣（つかはしし）時に、天（あめ）の八重雲（やへくも）を押別（おしわけ）て天翔（あまかけり）國翔（くにかけり）て、天下を見廻（みくり）て返事申給（かへりことまをしたまは）く、豊葦原（とよあしはら）の水穂國（みつほのくに）は、昼は五月蝿如（さはへな）す水沸（みなわ）き夜は火瓮如（ほべのごと）光神（かかやくか）在（あり）。石根木立（いはねこたち）青水沫（あをみなわ）も事問（こととひ）て荒國（あらぶるくに）なり。然（しか）も鎮平（しづめむけ）て皇御孫命に安國（やすくに）と平（たいらけ）く所知坐（しろしまさ）しめむと申（まを）して、己命児（おのれみことこ）、天夷鳥命（あめひなどりみこと）に布都怒志命（ふつぬしのみこと）を副（そへ）て天降遣（あまくたしつかわし）て荒（あら）ふる神達（かみだち）を撥平（はらひむ）け、國作（くにつくらし）し大神（おほかみ）をも媚鎮（こびしづめ）て大八嶋國（おおやしまくに）現事（あらはこと）顕事（うつしこと）事避（さら）しめき。乃（すなは）ち大穴持命の申給（もをしたまは）く、皇御孫命の静坐（しづまりまさ）む大倭國申（おほやまとのくにとまをし）て己命（おのれみこと）和魂（にぎみたま）を八咫鏡（やたのかゝみ）に取託（とりつけ）て倭大物主櫛𤭖玉命（やまとおほものぬしくしみがたまのみこと）と名を称（たゞへ）て大御和（おほみわ）の神奈備（かむなび）に坐（まさ）せ。己命の御子（みこ）阿遅須伎高孫根（あぢすぎたかひこね）の命の御魂を葛木（かつらき）の鴨の神奈備に坐せ、事代主命（ことしろぬしのみこと）の御魂を宇奈提（うなで）神奈備に坐せ、賀夜奈流美命（かやなるみのみこと）の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇御孫命の近守神（ちかきまもりのかみ）と貢置（たてまつりおき）て、八百丹杵築宮（やほにきづきのみや）に静坐き。是（ここ）に皇親（すめむつ）神魯伎（かむろぎ）神魯美命（かむろみのみことの）宣（のらし）く、汝（いまし）穂比命（ほひのみこと）は天皇命（すめらみこと）の手長（たながの）大御世を堅石（かきは）に常石（ときは）に伊波比（いはひ）奉（まつり）、伊賀志（いがし）の御世に佐伎波閉（さきはへ）奉（まつれ）と仰賜（おふせたまひ）し次（ついぎ）の随（まにま）に供斎（いはひこと）（若し後斎二度の時は後字を加ふ）仕奉（つかへまつり）て朝日の豊栄登（とよさかのぼり）に神の禮自利（ゐやじり）臣（おみ）の禮自（ゐやじ）と御祷（みほき）の神宝（かむだから）献（たてまつ）らくと奏（まをす）。白玉（しらたま）の大御白髪（おほみしらか）坐（まし）、赤玉（あかたま）の御阿加良毘（みあからび）坐、青玉（あをたま）の水江玉（みづえのたま）の行相（ゆきあひ）に、明御神（あきつみかみ）と大八嶋國所知（しらせる）天皇の手長の大御世を、御横刀眞剱（みはかしまつるき）と誅堅（うちかた）め、白御馬（しろきみうま）の前足爪（まへのあなづめ）、後足爪（しりへのあなづめ）の踏立事（ふみたつること）は、大宮（おほみや）の内外（うちとの）の御門柱（みかどのはしらの）を上（うは）つ石根（いはね）に踏堅め、下（した）つ石根に踏凝（ふみこゝり）立振（たちふり）立（たつ）る亊は、耳の弥高（いやたか）に天の下を所知（しろし）めさむ事（ことの）志（しるし）のため、白鵠（しろくゞ）の生御調（いくみつき）の玩物（もてあそびもの）と倭文（しつり）の大御心（おほみこゝろ）も皇親（すへむつ）に、彼方（をちかた）の古川原（ふるかわら）此方（こちかた）の古川原に生出（なりいづる）若水沼（わかみぬま）の弥若叡（いやわかえ）に御若叡坐（みわかえまし）、須々伎振遠（すずきふりさく）と美（うづ）の水（み）の弥（ね）を知（しる）に御表知坐（みうへしります）、麻蘇比（まそび）の大御鏡（おほみかがみ）の面（おも）を意志波（おしは）るし見行事（みそなはすこと）のごとく、明御神（あきつみかみ）の大八嶋國を天地日月（あめつちつきひ）と共に安（やすらけ）く平（たひらけ）く知行（しらしめさし）む㕝（こと）の志（しるしの）ためと、御祷（みほぎ）の神宝（かむだから）を擎（ささけ）持（もち）て神禮（かみのゐや）自（し）り、臣禮（おみのゐや）自（じ）と、恐（かしこ）み恐みも天つ次（ついで）の神賀吉詞（かみほぎのよごと）白（まを）し賜（たまは）くと奏（まをす）。 |